

# 經濟經營研究

年 報

第 17 号 (II)



神 戸 大 学

經濟經營研究所

1966

# 經濟經營研究

17 (II)



神戸大学経済経営研究所

1966年度の「経済経営研究年報」第2冊を刊行いたします。

これは1961年まで別々に発刊していましたが「国際経済研究」と「企業経営研究」の2つを統合したものです。

神戸大学経済経営研究所

We are issuing “Annual Report on Economics and Business Administration II” for 1966.

This is a combined edition of the two publications, “International Economic Review” and “Business Review”, which had been published separately until 1961.

The Research Institute for  
Economics and Business Administration,  
Kobe University

## 目 次

### 経営規模の指標としての内航船舶量

——取扱船腹の重要性——……………佐々木誠治 1

### 企業合同の管理機構

——スタンダード石油トラストを中心として——…井上忠勝 39

### 意志決定の合理性と組織

——サイモンの行動科学的組織論の理論体系——…吉原英樹 57

### 低開発国における資本変動の一考察

——ラテン・アメリカを中心として——……………藤田正寛 85

国際的不等価交換の検証……………片野彦二 113

# 経営規模の指標としての内航船舶量

— 取扱船腹の重要性 —

佐々木 誠治

## はじめに

海運業の経営規模——なかならず個別企業の経営規模——は、通常且つ唯一・基本的に、輸送用具＝生産手段である船舶量を指標として計量・表現され、また、理解・把握される。他の産業部門所属企業の場合には、或いは、資本金・従業員数を指標として経営規模が表示・比較できたり、或いは、また、いわゆる生産額・販売高とか、営業収支事情特に利益金額とかで、活動の規模・企業の大小を云為・推知させ得るかもしれない。しかして、海運業もしくは交通業にあって、こうした指標数字が求められない訳でもなく、それらを通じて、企業間の比較を試み、各企業の立場・或る意味での活動規模を類推することも可能性なしとしない。

けれども、交通企業一般、特に海運企業に関して、その経営規模の大きさをうかがい、企業間の相違、いわゆる格差を知るためには、その他諸産業の企業なみの、もしくは、一般経済原則論的の見方と物指しとは、多くの場合、通用しない。少なくとも、内航海運のごときは、殊更に、特殊・複雑な内部事情のゆえに、この傾向が顕著である。時には、海運一般乃至外航海運中心の考えさえも不妥当となる場合がある。若干の事例をあげるに、たとえば、資本金や従業員数をもって企業規模の比較をなそうと思っても、一方には、100億円以上の資本金・何千人の従業員を擁する外航主力企業の内航部門があり、そのうちのいくらが内航用なのかを判別しがたい事情がある。他方では、会社形態に

も至らず、従って、資本金のない個人企業（一杯船主）の零細内航企業が多数あり、その従業員の実態亦殆んど不明瞭である。鉄道・自動車・飛行機などのそれとともに、いわゆる内航輸送量（実績）統計——それ自体全体的な——という公的な統計資料が作製・公表されてもいるけれども、その正確性・確たる根拠が甚だ疑わしいのみならず、それから各企業の活動力・経営規模を求め出すことは全く不可能である。上にふれた企業の零細性は、彼等の営業成績をうかがい知る希望と資料とを当然に否定してもいる。

かくて、一見、きわめてプリミティブな考えというべきだが、彼等の手にする物的設備＝輸送用具——交通における生産手段——がどれくらいであるかということ、すなわち、内航用の船舶を何隻・何トンもつか、動かすかということ、内航海運企業の規模・事業活動力をいいあらわす方法〔のみ〕が残され現状では、それが却って最も有用・適切であるといわざるを得ない。ひっきょう、トラック3台の自動車会社と50台の自動車会社とを比較するのと同様である。10隻1万トンの内航船を有する企業と1隻500トンの内航企業という表現で、それぞれの規模も代弁させ、企業間の比較もなす、これが、事実問題として、われわれの試み得る現代最適にして且つ他に代策のない研究方法だろうと思われる。

ところで、こうした事態と条件下、いわゆる船舶量——通常「船腹量」という表現がとられるけれども、それは、主として、トン数で示される数量であって、隻数というものを除外しているのです、あえて、船舶量という用語にした——で内航海運企業の規模をあらわすとして、その具体的内容如何、また、如何なる船舶量が指標として適切なりやが、実は、大きな問題である。不思議と、こうした初歩的であれ基本的な重要問題はふれられずに放置されてきた。

海運一般、殊に、外航本位に考えられ、普及してきている保有船舶量と運航船舶量のふたつの量が、そのまま、わが国内航にも適用され得、且つ、それでよいかと思われがちである。けれども、この思考は、やはり、一般原則論の無

理おしつけ流のあやまりを蔵し、わが国内航海運（企業）には不適當と思われ  
る面がつよい。保有量・運航量という形式および内容の船舶量を指標としては  
また、ただけでは、わが国内航企業の一部——しかも、主軸的構成分子——  
の経営規模・活動状態は、甚だ不十分にしかとらえられないと確信的に断言す  
るを筆者ははばからない。

一面、わが国にあって、内航海運問題の研究はほとんど未発達であり、反面  
内航海運の実情は、一般には、全く理解されていない。この程度のことがら  
がどうして云為されねばならぬのかといった想いが読者の胸中に生ずるかも  
しれないが、明治維新時に未知の外国文化の導入・理解に苦心したわが国の  
在り方をでも想起してもらって、この種海運問題の検討にしばし耳をかされ、  
もって内航海運に関する理解を深められたい。

## 1. 一般的に示される船舶量

——保有船腹と運航船腹——

海運活動の規模、とりわけ、一国海運業の大きさや各海運企業の経営規模を  
数量的にあらわすのに、海運活動を遂行する直接且つ唯一の物的手段（設備）  
である船舶の量を指標にえらぶのが一般慣行であること上述した。問題は、い  
わゆる規模の指数とされる船舶量とは具体的に何か、ひとつだけの固定的な量  
でないとすれば、何が一番使われているのか、或いは、目的や対象によってち  
がった船舶量を考えねばならないのかどうか、ということである点も同様指摘  
した。

いわゆる船舶量が、隻数によってもあらわされ、また、トン数によっても示  
されるということ、特に、後者トン数にあっても、いくつかの区別<sup>(1)</sup>があるとい  
うことを考えるだけで、それが単一固定的な内容・概念でない点は容易に知ら  
れようが、ここでは、この隻数とトン数の問題、さらにはトン数についての色

---

(1) たとえば、総トン数・重量トン数・登簿トン数・排水トン数・等々がある。

々な区別についてまで立ち入った考察はほとんどしないつもりである。叙述がいたずらに複雑化して焦点の散漫となることをおそれるからであり、一応、船舶量というものは、隻数とトン数——なかんずく総トン数——であらわされるという事実を指摘し、且つ、それを前提としたうえで、最も一般的に示される船舶量とは何か、何と何であるかをまずうかがい、内航海運についてはどういふ点が問題であるかを考えてみることにする。

名称もちがい、当然、意味・内容を異にする色々な船舶量があるなかで、最も広汎一般的に使われるのは、保有船舶の数量つまり保有船腹量であり、次いで、運航船舶の数量すなわち運航船腹量もかなり用いられている。

前者保有船腹とは、改めて述べるまでもなく、所有されている船舶の量であり、且つ、上でふれたとおり、隻数と総トン数とで示されるのが一般である。船舶統計として世界的に権威が認められているロイズ統計はもち論、わが国の運輸省公表の船舶統計その他各種機関作製の船舶統計などは、すべて、保有船腹に関する統計であるといつてよからう。少なくとも、それを第一義的な原則としていることは確かである。各船主・各海運企業も、自己の所有する船舶つまり保有船腹量を基本的に考えているし、それを一般且つ容易に算定・表示もしている。この意味で、保有船腹として示される船舶量というものは、ただに一般普遍的であるばかりでなく、如何なる対象範囲についても算定・計量できる統計＝量であるといひ得よう。換言すれば、保有船腹量は、一企業についても、一国（海運業）全体についても、世界全体についても、計量され・統計化される船舶量である。

之に比較して、運航船腹量は、すぐれて企業的な船舶量であり、そうした観点で示され・重視される船舶の統計数字である。それが、〔企業もしくはそのグループによって〕海運用役の生産・提供のために現実に運航＝オペレートされる船舶の数量であること、もとより自明であらう。

隻数とトン数、或いは、後者における内部細別的な総トン数・重量トン数・登録



トン数等のちがいについては閑説を差控えると前言したが、次の諸点は、この際閑説してもも意義であろう。厳密な概念規定としては他に補足すべき事項がいくつか残されているにせよ、比喩的な意味と一般理解の便とからは、総トン数とは船舶そのものの大きさをあらわし、重量トン数は船舶が運び得る貨物量の大きさ——船舶の輸送能力の大きさ——を示すといつてよかるうが、前者保有船腹〔的〕の統計にあっては総トン数が主軸的に考えられ、後者運航船腹〔的〕の統計では、むしろ、重量トン数が重要視される傾向がつよいという点がそれである。

これは、なかんづく、わが国で顕著なオペレーター（運航主力業者）時代の到来や、客船乃至貨客船から貨物船（タンカー・専用船を含む）へと中心船舶が推移する傾向などと関連するところ大であろうが、最近の＝現代の海運界、少なくとも、指導的立場の海運企業——わが国ではオペレーター——の間では、明らかに、船自体の大きさ＝総トン数よりか船の輸送力の大きさは重量トンが重要視され、ものを云うようになってきている。総トン数より重量トン数が一般に大きいことも、彼等の力量をより大きく誇示する効果・有利性がある好都合であるのかしれない。もち論、荷主その他との商談上、重量トンが便利・適切なトン数表示方法であるためでもあろう。かくて、重量トンで示される運航船腹量が、企業別に、ますます、重要度を増し、時には、保有船腹量についても、重量トンで表示するという傾向さえも生んできている。

海運企業にとって、保有船腹が無意味な船舶量になってしまったという訳ではもとよりないけれども、船舶の所有機能と運航機能との分化が明瞭となり、後者の機能・その担当グループが海運業の中心・海運界の支配層を形成し、且つ、彼等が、一般に、自己の保有船腹よりかなり多量の船腹を運航するようになってくると、運航船腹量をもって自己の経営規模・企業的力量をあらわす方法が有意味・必要ともなり、より妥当ともなろう。10隻5万トンの保有船腹量をもつ企業というよりか、15隻8万トンの運航船腹量の企業という方が、いわゆるきこえもよいし、事実、その企業の経営実態を正しく示すことでもあろうからである。〔運航機能のない純船主（オーナー）にあっては、運航船腹量をゼロと考えて保有船腹量そのまま経営規模を示す船舶量になると解釈する思考が関連的に予定されている。〕

運航船腹量というものを国もしくは世界について考慮・算定することが絶対的に不可能であるかどうか、また、それは全く不必要・無意味であるかどうかは、一概に言えないけれども、これまで、事実上、この種統計数字は認められないようである。わが国のごとき海運国では、しばしば、その保有船腹量プラス備い入れ外国船船腹量をもって現実の海運活動がいとなまれているし、ほとんどすべての海運強国について——したがって、世界全体の船舶量について——も、保有されている船舶量のすべてが運航されているとは限らない。けだし繫船とかドック入り修理とかで一定量の船舶は稼働せず、当然、運航量から除外されるからである。このゆえ、保有船腹量と異なる或る時点の運航船腹量が算出され、それをもって、当該国の海運業の規模を示すという方法も充分考えられてしかるべきだとも思われる。容易なことでないにせよ、それが、絶対計算不可能であるとも考えられない。だが、現実には、この種国単位・世界全体の運航船腹量を示す統計類はほとんど作られておらず、せいぜい、国内のおよび国際的の或るグループについてその運航する船腹量が計られるにすぎない。わが国における6中核体別の運航船腹量とか、集約グループ対非集約グループのそれ、或いは、船主協会加入グループの運航船腹量といった数字が前者に属し、××海運同盟の運航船腹量というがごときは後者の国際的な運航船腹量の実例である。

上述のとおり、保有船腹としてあらわされる船舶量というものが最も一般的且つ共通的であり、しかも、企業・国・世界のすべてに亘って算出・表示される事実と、一方、また、運航船腹に着目した船舶量の計算というものが、すぐれて、企業的な船舶量の意味で近時重要性を増しつつある事実とを指摘し、それについての十分な認識と理解とをまず要請するにつとめた。このふたつの表示方法以外に、船舶量の示し方がない<sup>(2)</sup>ということとはもち論できないけれども、

(2) たとえば、所属船腹量とか支配船腹量とかいった船舶量の示し方もある。船型や速力・船令によって区分するやり方、航路乃至活動区域——内航・近海・遠洋別の—、さらには、定期・不定期別および船種別の船腹を示す方法等もある。

さし当っては、これら保有船腹量および運航船腹量のふたつが、一般普及の船舶量の表示方法・通常概念であると言って許されるであろうし、われわれは、これまで、それを前提・基礎として、船舶・海運業・海運企業経営の問題を論じるのが常であった。そして、それで、さまで不便・不自由も感じなかった。けれども、繰返し言うようだが、この考え方・船舶量というものは、海運一般殊に外航海運・航洋船に即して案出され、妥当したことにすぎず、そのまま内航海運・内航船を律し、それへあてはめることは甚だ問題があるといわざるを得ない。換言すれば、内航海運・内航船の研究、なかんずく、企業経営論的考察のためには、一般的な船舶量表示と観点・視角を異にした特殊な船舶量・その表し方を考えねばならない事情がある。

## 2. わが国特有の内航船腹量の表示方法

——海運組合所属船腹と取扱船腹——

わが国の内航船舶について、その保有量および運航量が算定・把握されない訳でないこともち論である。わが国に、全体として、どれだけの内航船舶が存在・活動しているかを示す唯一的統計資料である運輸省の内航船腹量統計は、すでに述べたとおり、第一義的に、保有船腹量の数字である<sup>(3)</sup>。企業もしくは企業の団体乃至グループが、自己の保有する内航船腹量や運航する内航船腹量を算定するのも甚だ当然たるべく、いくらか外部に発表されている統計資料も現にあり得る。日本船主協会が、半年毎に作製・発表している「内航船運航業者別船腹構成表」のごとき、その一例であり、範囲限定的だが、資料的重要性は高いといえよう。外航船舶の統計ほど宣伝・誇示されないが、有力内航企業は自己の内航船の保有量・運航量をいつでも明示できる態勢にあることもたしかである。

---

(3) 内航に就航している船腹量という統計数値もあり得るようだが、それは、いわゆる内航運航船腹量とはちがひ、内外航併用船のトン数分割を試みたものであるにすぎぬ。

上述運輸省統計・船主協会統計を含んで、わが国全体の、乃至、それに近い内航船舶統計類が、いずれも、信憑性・正確性に欠けることは甚だ遺憾であり問題を残す点であるが、いまは、これに触れない。不完全・不十分であれ、内航船舶を保有量或いは運航量の面から把握・測定する試み、それ自身は、一般的であり、盛んであるという事実、そして、そうした内航保有船腹・内航運航船腹というものが、わが国内航海運の実態、とりわけ、企業経営の実状分析にとって不可欠に必要・有用である事実も認識したうえで、それだけで充分であるのか否か、また、それ以外に内航船舶の統計数値が考えがたいのかどうかを考えてみよう。

答えは当然否定的とならざるを得ない。保有量或いは運航量として、わが国全体の内航船舶を統計的に把握できない、これまでされ得なかったという現実の中にも問題が蔵され、また、物語られているが、保有されている内航船・運航されている内航船という形式と内容においてのみ算定・把握するだけでは、わが国内航海運の実態究明は、なお、甚だ不十分であるように思える。少なくとも、内航企業の経営実態、特に経営活動の規模は、保有または運航する船舶量として——それを通じて——捉え・ながめるだけでは完全に理解できかねる面がつよい。保有量・運航量にプラスする他の船腹量もしくは業務というものをもっているからである。

他方、わが国独得の内航海運の現実面・特殊事情は、内航船舶量の統計的把握・表示についても何等か特別なものを発展せしめているし、発生・案出せしめる必要もあるようだ。複雑難解なわが国内航海運の実態、なにかんづく、企業およびグループの在り方＝構造とその活動規模とをより正確・詳細に知るためには、一般的な表示方法以外の船舶量の統計化の意味と必要を考えねばならないといってよいであろう。

本稿直接の主題ではないが、予備知識としても有用と考えられるので、現実認められるわが国独自の内航関係船舶統計の一例をあげることからはじめよ

う。内航海運組合別の所属船舶量という数字＝統計がそれで、最近あらわれた新しい且つそれ自体意味のある統計資料のひとつでもある。<sup>(4)</sup>

専門外の人たちに解説する意味合いで、これを簡単に説明するに、昭和39年に成立した画期的な内航2法、とりわけ、「内航海運組合法」という法律に基づいて、わが国内航海運企業の組織化がはかられ、いくつかの内航海運組合が設立されるにいたった。目下、最も重要視され且つ基幹的存在と思われるのは、下記5つの全国組織の組合であり、一応、所期の内航海運組合体制ができあがったと宣伝されてもいる。

内航大型船輸送海運組合  
全国内航輸送海運組合  
全日本内航船主海運組合  
全国内航タンカー海運組合  
全国海運組合連合会

現在、ほぼ90%以上の業者を組織化したという意味からも、こうした5内航海運組合の育成と発達はもとより望ましいことであるし、これら諸組合を通ずる内航企業・内航船舶の計量的把握の進歩も亦大いに期待できるとともに、現に、これら組合は、自己所属企業＝組合員の〔当組合へ登録した〕船舶量を集計した「組合所属船腹」といった統計を作製・公表している。この資料的意義は十分に認められるところであり、海運白書その他においても引用紹介されてさえいる。その点で、たしかに、新しい、また、わが国独自の内航船舶量表示方法のひとつだと言い得る。

ところで、5組合の所属船腹量を合計することによって、直ちに、全国的・総体的なわが国内航船腹量を求め得ない——90%強の組織率にとどまっているということも1由因だが、むしろ、組合間で重複記入＝ダブリ計算される船舶

---

(4) 外航船舶・外航主力企業（中心）について認められる6中核体グループ別船腹量——所属船腹または支配船腹という表現が一般に用いられるが——に類似した面もあるが、また、ちがう意味・内容をもっている。（本文参照）

が多いことが主因を成す——という事実は一応別問題として、これら内航海運組合の所属船腹量は、加入企業が所有する内航船舶の量(保有船腹)でもなくその運航する内航船舶の量(運航船腹)でもない、全く特殊な船舶量である。

すなわち、その組合に加入する企業が、一方では任意に、一方では限定的にその組合へ自己の船舶として登録したかぎりでの船腹量である。自己の保有船でなくとも、自己の運航する船もしくは関係する船としてその組合に属せしめることができるのみならず、その船の所有者がすでに或る組合に自己保有船として登録していても、運航者または備船者が、さらに、同じ組合或いは他の組合に自己の関係船として登録・所属せしめることも可能である。

内航純船主(オーナー)中心の組合である全日本内航船主海運組合と内航オペレーターの組合である内航大型船輸送海運組合および全国内航輸送海運組合との間に、同一船が2重乃至3重に登録・加入されている事例はすこぶる多し、同じ全国海運組合連合会——機帆船および小型鋼船の地方的組合の連合組織——の中で、同一船が2度、時に、それ以上も重複記入されている場合も決して少なくないといわれる。

なる程、[いくつかの組合に重複加入している] 内航企業は、自己の同じ船舶を2つ以上の組合に登録して2度以上も組合費をとられるような愚行を取ってしないであろうが、その船が他企業の手で運航されるとか、他企業によって所有されている船であるとかした場合に、他の内航企業によっても組合へ登録・加入せしめられるのを防げない筈だし、そうした関係がすでにあるからという理由で、自分の手で重ねて登録しないという訳にも行かないのが実状であろう。しかも、各組合と個々の内航企業との結びつきが亦甚だ複雑である。比較的大型の内航船の場合には、それが、実際に、また、調査時点において、内航に就航しているかどうかという事実・問題も考慮に入れておかねばならない。<sup>(5)</sup>

こうした余りにも難解で怪奇な諸事情・諸問題のゆえに、内航海運組合別の

---

(5) 拙著「内航海運の実態」(海文堂・1966年12月)なかんずく第3章参照。

船舶量というものが、果たして、如何なる意味をもつ統計量であるかといった素朴な疑問を生ぜしめ、その数字・資料の正確性および信憑性にも当然より大きな懸念を感じざるを得ない。とはいえ、この種批判は本稿の目的でないどころか、むしろ、逆効果でもあろう。われわれは、色々な問題と難点とを藏しつつも、内航海運組合の所属内航船腹量や企業数といった数値が、現在、現実重要視され・公けに示されているという事実を指摘し、もって、内航独自の船舶量表示方法のひとつの〔予備的〕例示たらしめれば足りる。本来の狙いは、もとより、こうした統計・船舶量のあらわし方以外に考慮すべきものがあるかどうかという問題である。しかして、当面、内航企業の活動＝経営規模との関連性の明らかな船舶量〔の表し方〕に焦点を集中乃至限定しよう。

外航海運・外航船舶にあって、企業別の船舶量——保有量乃至運航量としての——を求め出すことはさまで困難でもないし、現に、少なくとも、主要オペレーター、なかんずく6中核体は、自社の保有船腹量乃至運航船腹量——時に支配船腹量——を誇示・公表している。それによって、外航企業の経営規模を云為・論議することもおおむね可能である。これに比較して、内航海運に関しては、企業経営規模をうかがう資料としての船舶量の統計が全く欠けている。わが国で、内航海運（企業）が軽視され、注目されない結果・反映であると言うべきでもあろうが、奇妙なことと思われると同時に、そこにも、内航の特殊事情を認めることもできよう。

それ自体、ひとつの内航独得な船舶量の表し方であることたしかであれ、上述した内航海運組合〔別〕所属船舶量の統計も、運輸省の〔国全体の〕内航船保有量統計——企業別の明細は全く示されない——とほぼ同様、個々の内航企業の経営規模をうかがう尺度としての利用価値は少ない。せいぜい、組合員別の明細が示されている2～3の組合に限って、同組合内における各企業の船腹量を比較しあえるぐらいである。いくつかの組合に重複加入し、したがって、所有・運航乃至取扱っている内航船を数組合に分割所属せしめている企業の全

体的な経営規模は、内航海運組合別所属船腹統計によって求め出しがたいからである。その組合全体の、また、その組合に加入・所属するかぎりでの各組合員（内航企業）の船腹量はこうだということしか示されない統計数字である。

ごく一部の比較的大きな内航企業にかぎられるとはいえ、一応、企業別船舶量——特に運航船腹——を示した統計資料としては、日本船主協会の「内航船運航業者別船腹構成表」のあることも前に述べた。同協会に所属する約60社の内航業務経営企業を対象とした統計であり、いわゆる内航界の大どころは、ほぼ、含まれているであろうが、もち論、これに数十倍乃至数百倍する内航企業が外にある。また、そこで示される内航船腹量を各企業が対外的に誇示・宣伝するといった気配は、ほとんど感じられない。最も大きな内航運航量でも10万総トンに達しないという事実のためであろうか。或いは、この種内航運航規模としては特別に大きな数量と思われる船舶量を示すもののほとんどが、いわゆる中核体の名で呼ばれ、100万トン・200万トンの巨大な外航運航船腹量を誇る外航主力オペレーターであって、彼等自身にとっては、本来、数万トンの内航運航量のごときは問題外の微細且つ副次的な船舶量であり、活動規模にすぎないということのためであろうか。いずれにせよ、この船協統計では、わが国全体の内航運航量は示されず、また、示される限りでの企業別運航船舶量が真に正確であるかどうかも相当疑問である。<sup>(6)</sup>

企業において運航されている内航船の数量、或いは、保有する内航船腹の正確な数さえも、かく把握できないでいるのが偽りなき現実であるのだから、さらに他の船舶量を求めようとしたところで到底成果は期待できなからうと思われるかもしれない。事実、その種統計の作製と調査実施の技術的・物理的困難性はたしかに考えておかねばならぬ重大事項であろう。けれども、思考として

---

(6) 自分の調査が絶対正しいのだというつもりはないが、筆者が実態調査したと同時期の船主協会の統計数字の中には、甚だ数量不一致のものが多い。われわれの調査では8万7千総トン余の内航運航量があった川崎汽船について22,000総トン(昭和40年10月)乃至38,000総トン(40年4月)の数字が示されるごときほんの一例。



は、少なくとも考慮でき、またすべきと思われる船舶量、殊に、企業経営の規模との関連が明白且つ密接な船舶量というものも、實際上、あり得るのではなからうか。そして、これが計量技術上の難易は、事実上、保有船腹・運航船腹のそれと余りちがわぬ筈でなからうか。具体的には、本稿以下で述べる取扱船腹量がその最たるものである。

わが国の内航企業の経営規模もしくは内航業務をいとなむものの活動規模がどのようなものであるか、それを船舶量であらわすとどうであろうかということ、少なくとも、大・中・小規模別の比較検討にたえるような形での企業の船舶量を求めるということは、研究上はもち論、実際的にも大いに必要であろうと信じる。しかし、この条件・要望に沿う船舶量としては、取扱船腹が極めて——最もといってよいほど——適当であり、注目されねばならないと思う。ただし、内航の取扱船乃至取扱船腹（量）という用語・表現は、それ自体、甚だ一般不熟な言葉でもあろうし、一面、広狭両義に使われ得る言葉でもある。すなわち、企業の活動範囲・経営規模の全体をそれで示そうという場合の取扱船腹（量）の意味は広義であり、対して、所有もしくは運航以外の企業の関係船舶＝取扱う船・その船腹（量）という意味の時は狭義である。企業経営の規模の指標＝尺度としてわれわれが主として問題とし、後で例示的な計量数字を示そうとするのは、ほぼ前者広義の取扱船腹（量）である。けれども、この種内航独自の、しかも、現実且つ具体的な現象・事項については、殆んど無知識・未理解な人びとが大部分であろうから、解説手法としては、むしろ、狭義の取扱船について内容・輪廓をまず示しておく方が有益であろう。すなわち、保有船でも、運航船でもない取扱船といった奇妙・特殊な船舶が、〔内航〕海運企業内部に、どうして生ずるのかということ、或いは、逆に表現すれば、取扱船（腹）というものは、一体、どういう種類の船＝船腹であるのかということをまず説明して、そのゆえ、企業規模をいいあらわすには、そうした特殊関係船（腹）をも含めたより広い船腹量概念——広義の取扱船腹——を考え、その数

字的把握にすむべきでないかといった私見の趣旨を理解してもらうための前提・予備知識たらしめたい。

そこで、最もシンプルで且つ具体的にしてまた主軸的な取扱船の在り方というものについて簡単に——詳細は次項にゆずる——説明することから着手するに、わが国内航海運企業の相当数が、その船を所有する訳でもなく、また、実際運航にあたる訳でもないが、現実且つ明白に、自己の経営・業務活動の重要な一部分として密接不可分な関係を有する次のような船舶もっている。第一に、他人の所有する船を、一旦、たしかに自己が傭い入れる(傭船)が、自らはその運航に従事せず、他の第3者に改めて貸渡して行なわしめるといふ、いわゆる“再傭船”・“又貸し”を行なうときである。この場合、当該企業は、その船の所有にも・運航にも無関係であって、しかも、その船は明らかに自己の関係船となって、借り受けと貸渡しに関連した業務が発生する。第二に、より多くみかけられ得、また、より日本的な特色として指摘されなければならないケースは、その船の所有者(船主)から裸傭船形式で借り入れ、自社所属の船員を乗組員として配乗(マンニング)せしめ、その上で[自らの手で運航せず]、本船を原所有者に返船——傭船契約もしくは運航委託契約の形式がとられる——または第3者に又貸しして、実際の運航業務に服さしめるといふ場合・やり方である。自社の乗組員を配乗させるということ——いわゆる船員業務(給与の支払いという仕事も当然含まれる)——でのみ、その船がその企業の関係船となるわけであるが、ここでも、本船の所有もしくは運航ということとは無関係である。端的には、上記2種類の関係船が取扱船に外ならない。

最近、外航海運・外航船についてもマンニング業務の分離現象が普及する傾向があり、外航船舶の又貸し(再傭船乃至再々傭船)も亦決してない訳ではないけれども、外航船におけるこの種動向は、なお、僅少であり、どちらかと言えば新しい現象である。対して、内航船は、昔から、また、きわめて盛んに、こうした非所有・非運航的關係で企業と結びついており、その意味で、又貸し

と裸備船は甚だ内航的な特殊問題だといわれてきている。

改めて指示するまでもなく、こうした関係船舶＝取扱船を内部的に有している内航海運企業にあっては、その現実にとらなむ業務量・活動量すなわち経営の規模は、ただに、保有船腹量や運航船腹量をもって示すことはできない。そうした〔狭義の〕取扱船腹量も当然に加えられるべきである。一般的には、保有量プラス運航量プラス〔狭義の〕取扱量の合計量＝広義の取扱船腹量が、この企業の経営規模の指標・尺度たる船舶量となる筈というべきではなからうか。その重要性・特徴とより具体的且つ基本的な在り方とは次項でのべることとして、ここ本項では、とりあえず、こうした特殊な内航船舶量〔の表し方〕のあることと、その大まかな姿態とを如上指摘しておく。

### 3. 内航における取扱船問題の重要性と 取扱船腹の基本的姿態

内航海運企業の経営規模・企業の実力を船舶量でいいあらわそうとするに当って、在来一般的な保有船腹（量）乃至運航船腹（量）では不十分であり、妥当性も欠け、取扱船腹（量）といった一種新規・独自の指標を考慮しなければならぬということあらまし上述したが、内航取扱船問題の重要性は、もとよりそれだけに限らないし、この問題の正しい理解・認識のためには、なお、いくつか補足強調すべきことがらが残されていよう。幾分重複する点もなしとしなが、内航取扱船が問題とされねばならぬ背景的諸事情・現実的な重要性および基本的な在り方といったものを、ここで今少し掘り下げて考察しておこう。

〔内航〕海運企業の経営実務乃至業務量との関連において言えば、取扱船（腹）というものは、上述のとおり、当該企業が所有する船舶——保有船腹——でもなく、また、その企業が海運サービスの生産・提供のために直接運航する船舶——運航船腹——でもなく、いわば、或る面＝或る業務に関して特別且つ限定的にタッチする船舶（船腹）である。しかして、或る面＝或る業務というの

は、これも前にふれたところだが、ひっきょう、次ぎのふたつに要約・具体化できる。ひとつは、自ら所有せざる他社船を備い入れ（借船）ながら、自らの手で運航せずに第3者の他企業（オペレーター）に貸渡して現実・直接の運航を行なわず、いわゆる又貸し＝再備船の場合であり、いまひとつは、船員の乗っていない他社所有船を“裸備船”し、自社の船員を配乗せしめて現実に動ける——海運用役の生産・提供のために働ける——船とし、しかも、自社が運航せずに、原所有者もしくは第3者（オペレーター）に貸船・返船して運航させる場合、いわゆるマンニング業務のみを引受ける時である。

後者の裸備船した船舶に対する船員配乗、すなわち、マンニング引受け関係における取扱船のことに關しては、なお、若干の附言を必要とする。裸備船した他社船に自社船員を乗組ませ、且つ、自らの手で運航する場合も有り得ぬことでないが、こうした時には、取扱船（腹）としてよりか運航船（腹）として把握・表示乃至処理されるようである。この場合にあっても、船員つきの他社船を備船して運航するのに比べて、船員配乗業務の負担・附加があることたしかであるが、ただし、すでに自社の運航船腹として計算されたこの種同一船をさらに、マンニング引受け取扱船腹としても計算することは、船腹の二重計算となって余りにも非現実的・過大な統計数値（船腹量）が示される結果となるためか、通常、運航船（腹）・取扱船（腹）のいずれかひとつを選定して1回限りに計算・表示され、しかも、實際上、ほとんど前者に該当せしめているようである。そのかぎり、こうした船舶は、取扱船（腹）の対象外に置かれるとみてよからう。

結果として、マンニング業務のみを引受けて、自らの手で運航しない他社からの備い入れ船〔他社船〕だけが、その企業の取扱船とみられ・計量対象とされる。その場合に、その船が、原所有者に返船されて運航されるのか、他の第3者に又貸しされて運航されるのかはほとんど問うところではない。

以上要するに、当該企業はその船の所有者・運航者のいずれでもなく、した

がって、本船の所有業務および運航業務を担当・遂行する立場におかれている訳ではないのだが、本船が現実に関係・輸送サービスを果たすうえで不可欠の、少なくとも、直接的の結びつきをもつ明白な関係者として、しかも、それに伴ない、現実に関係・仕事量を負担・遂行する関連事業者として登場する。彼のこうした特殊関係の船が取扱船である。その企業の立場・性格は或る意味では、船舶の売買と傭船の斡旋や積載貨物の仲立ちをするいわゆる海運ブローカー（船舶ブローカー乃至海運仲立業者）のそれに近いものがあるといつてよい。

われわれが、一般に、いわゆる海運企業と呼び・認めているものの主軸的且つ典型的な在り方は、船舶の所有機能と運航機能とを合せ担当する企業形態である。つまり、船の所有者であると同時に、運航者でもあって、その船をもち且つ動かすことによって海運活動をいとなむものが、最も基本的・本来的な海運企業であると考えられる。事実、歴史的には、そうした在り方が海運企業の一般的支配的な在り方であった。それ以外に、海運業者というものは全く有り得なかったとは言い得ないとしても、昔の海運企業が、船舶の所有機能と運航機能との合一的把持者であったことは、いわゆる、船主・船長・商人の三位一体性論としても定説化している。時代の進展につれて、所有機能と運航機能とが分化し、それに伴って、いずれか一方の機能・業務・立場だけのものでも海運企業とみなされるようになった——少なくとも戦後のわが国では——とはいえ、その場合にあって、いやしくも海運企業と名乗るからには、船舶を所有するか・運航するかのうちいずれかの立場に在ることが最低の必要条件たるべしと考えられるのが普通であろう。しかして、いずれか一方（重点）であれ当該船舶を実際に操縦・保守する人員＝船員は、本来、企業内当然の構成者、より言えば、船につきものの存在と思われている筈である。完全な自動化船、すなわち、無人船の時代が到来したならば事情が変化するであろうが、现阶段にあって、それを操縦・動かす人間の乗っていない船舶というものは、少なく

とも、海運用役の提供に役立つものではない。

歴史的慣行もあって、船だけもっているものでも、まだ、船主と呼ばれ、そのゆえに、海運企業の構成分子とみなされているものの、果たして、将来もそうであり得るかどうかは保証のかぎりではない。貸家所有者と同じようなものつまり、単なる貸し船屋は——貸ポート屋をもって海運業者と呼ばないことから考えても——海運企業の範疇外に置かれるべしという見解が生じ・是認されるようにならないとは言い得ないからである。いわゆるオペレーター乃至自社運航主義の企業にあっては、自社所属の船員であるか・他社所属の船員であるかの相違はあり得るとしても、いずれにせよ、現実の海運用役の提供・生産のためには、船舶を動かす(操縦する)人員すなわち乗組員の乗っている船が必要である。船舶という物的生産手段だけでなく、労働力=船員付きの船舶であって、はじめて、船が運航され、海上輸送サービスが果たされ得ること、改めて強調するまでもなからう。

オペレーターとオーナーとの分化および前者の後者に対する優位・優越が殊更に云為される現代のわが国海運界、特に、外航海運界にあって、一般原則上オペレーターは、自社船員が乗組んでいる自社船と、系列下各オーナー所属船員の乗組んでいる他社船とをオペレートしている。系列外のオーナーや他の同業オペレーターからの傭船、さらには、外国船の傭船もオペレートされない訳ではないが、それら傭い入れ他社船も、すべて、船員の乗組んでいる船である筈である。船それ自体だけを借りて、自社船員を配乗し運航するという、いわゆる“裸傭船”は、絶無と切り切れないにせよ、現実には、——少なくとも、最近まで——ほとんど稀少であろう<sup>(7)</sup>。

もっとも、昭和39年の海運集約化政策を劃期として、外航海運面でも、船員

---

(7) オペレーターが外航船を裸傭船するということは、自らの船員賃銀ベースが格安であるか、遊休・過剰の船員を抱えているか以外には有り得なからう。しかも、少なくとも、国内的に、オーナーよりオペレーターが低い船員賃銀を支給しているということは考えがたい。

業務の分離と合理化の傾向が認められるようになった。労働力の需給関係・船員賃銀の高騰等の労働問題の発展・激化が背景にあったことたしかであるが、一方では、企業相互の船員融通・共同利用の方法が採られ、一方では、船員業務専門的な特定企業の形成・育成と多数企業における船員業務の放棄との抱合せ方策が敢行された。（川崎汽船グループにおける神戸汽船方式がそれで、神戸汽船は、船員業務を専門的に担当する存在となり、系列オーナーの多くは貸船業者的存在と化した。）前者の企業相互間の船員融通・共同事務所方式ではなお、各企業（殆んどオーナー）が船員業務を放棄した訳でないが、後者にあつては、船員業務をいとなまぬ海運企業（オーナー）を生ぜしめるとともに、船員業務だけをいとなむ企業の可能性・必要性乃至発展性を示したという意味で、極めて、注目すべく、劃期的である。この事実、それ自身は、たしかに留意されねばなるまい。だが、これは、ごく最近の傾向であり、また、6中核体グループ構造の中、もしくは、集約グループと非集約グループとの区別が成立・発展しはじめたわが国〔外航主力〕海運界（構造）の中でのなお一部分的・1中核体グループ限りの現象にとどまる。大勢的・一般支配的な傾向、或いは必至的な動きと言うことはできないであろう。まして、こうした現象・事実に着目して、保有船腹量・運航船腹量と同等同列的乃至それらにもまさる指標として、取扱船腹量が云為・強調されるようにはなっていない。現代海運企業の主役・中軸であるオペレーターにあつて、事業規模・営業範囲を最大限且つ基本的に表示するものとしては、なお、運航船腹量が依然最重要視されつづけているといつてよ<sup>(8)</sup>かろう。

外航海運にあつて、なお、いたつて部分的・特殊的に、船員業務の切り離しがみられるにすぎぬし、わが国では、外航船の又貸し亦、ほとんど、稀少例である。これに対比したとき、わが国内航海運では、船員なき船舶〔だけ〕の所

（8） 支配船腹量乃至所属船腹量という表現で運航船腹量より大きな隻数・トン数が誇示されることがあるが、それは、ここでいう取扱船腹量と必ずしも同一でない。また海運企業全部について示されるような普遍的船腹表示方法というを得ない。

有、船主もしくは運航者における船員業務のノータッチは、貸船のための借船＝又貸しとともに、古来、甚だ一般的であるといわれる。そして、このゆえ、内航における取扱船・取扱船腹は、少なくとも、保有船(腹)・運航船(腹)と同程度に、しばしば、一層重要視して考えられなければならないと、一部の内航ヴェテランたちは指摘・強調している。筆者も同意見である。

内航船、なかんずく、小型の船舶は、意思と資力のあるものには、比較的容易に建造もしくは購入できる。最近でこそ、その価額も若干高騰し且つしばしば停滞が云為されもするが、機帆船のごときは数百万円の資金で作ることができる。トラックほどではないが、親が子供(2男以下?)に財産分けのつもりで1隻つくてやれぬほどの金額ではないといった声も聞かれる。血縁地縁つづきの組合組織もあることだから、機帆船や小型鋼船は、さまで苦勞することなく入手・所有され得るであろう。より大型・新式であれ、1,000トン以下の内航鋼船の取得は、1万トン・数万トン乃至十数万トンの外航船の建造に比すれば、甚だ容易といってもよいかしれない。これが1万数千乃至2～3万といわれる内航船主(内航海運企業)の群生・乱立状態をもたらしている主因でもあり、所以である。

しかも、ごく最近まで、自己蓄積資本ばかりではなからうが、自己の調達した資金によって、内航船舶は、多数建造乃至購入されてきた。大オペレーター保証、したがって、それに対する終身的貸船関係でのみ外航船舶を作ることができる外航オーナーに比べて、内航船主の立場は、一般に、甚だ異なっている訳である。自己の自由意思と自力金融で所有したものであるかぎり、内航オーナーは、だれに貸船しようが自由である。荷主もしくは金融筋への服属はあろうとも、いわゆるオペレーターへの隷属が僅少乃至皆無であるのが内航オーナーの一特色であり、ひいては、内航船一般の相対的自由・身軽さを物語る。反面、荷主的存在といってよかろう回漕業者への多数の一杯船主の依存性や、大荷主もしくはその傍系・専属的海運企業(オペレーター)への緊縛性は、内



航船の運航・傭船先・航路・貨物に対する自由選択権を阻害し、転々、主権者を変える事態をも生ぜしめる。この二律背反的事態のうちに、内航船は、所有機能と（実際の）運航機能との間に微妙且つ複雑な離合と接続の関係を生み出し、遂には、いわゆる取扱機能という第三の＝中間的な機能を独立・分化せしめるにいたったと見るべきであろう。

より具体的な例証は次項にゆずるとして、いま、取扱船の基本的な在り方乃至取扱機能の企業帰属ぶりを指示するに、まず、船舶所有者であるAは、オペレーターBにおいて運航されることを期待して本船をBへ貸船（貸渡し）したが、Bは、それを自ら運航せずに、同業オペレーターCへ又貸しして実際に運航させるというケースにあっては、本船は、Aの保有船であり、Cの運航船となって、しかも、Bの取扱船となる。つまり、本船の取扱者（取扱機能の担当者）はBである。

次に、Dが船舶の所有者であるとともに運航者ともなるのだが、自社の船員が外航船員——より正確には、外航ベースの賃銀が支給される船員——であるため、傍系の内航企業Eへ本船を裸貸渡しして、Eの雇傭している内航船員を配乗させ、そのうえで、Eからの傭船——実は返船——船舶としてDが運航するというケースにあっては、本船の所有機能および運航機能はDに帰属し、取扱機能がEに属する。いいかえれば、その船は、Dの保有船兼運航船であって、また、Eの取扱船となる。

最後に、船舶所有者AからEに裸貸渡しされて乗組員配乗業務がまずなされしかるのち、EからオペレーターFへ直接に、もしくは、E→A→Fなどの間接・複雑な形式で又貸しされて、Fの手で運航業務がいとなまれるというケースでは、Aの所有船、Fの運航船であり、且つ、Eの取扱船である。船員業務にたざさわるEと、この業務には無関係な第1例のBとの間に、業務面の差異はある筈だが、取扱機能担当者としては同様である。最後の例示に関連して、E〔乃至A〕からGへ又貸しされ、さらに、GからF（オペレーター）へ又貸

しされてFにおいて運航されるといった一層複雑なケースも理論上は考えられ得るが、この場合のGはBと同じ立場であろう。〔もし、こうした場合があれば、同一船が取扱船として2度(EおよびG)あらわされ得る。〕

内航における取扱船の背景と沿革、また、その基本的な在り方と重視すべき問題点は、一応、上述のごときである。前項にみた経営規模を船舶量であらわす場合の指標・尺度としての意味に加えて、内航取扱船(腹)が、きわめて、考察に値する重要課題である所以は、ほぼ読者に理解され得たであろう。

もち論、この問題の重要性を完全に説きつくすには、なお附加すべき多くのことがらもあるであろうが、それをなすには、筆者自身、まだ不勉強であり、今すぐにはできかねる。他方、この取扱船腹量、殊に広義のそれを、実際に把握・計量する技術と方法上の困難が予想でき、重要であることは判かったとしても、それを数字で示すこと・統計として計量することが可能か、容易かは大きな問題である。また、この取扱船腹量の全国的な合計量(統計)が示される必要があるかどうかという点に関しても、さらには、また、取扱船腹のある企業については一応計算が必要であり、可能であるとしても、それを出す方の企業つまり、他企業で取扱船として計量される船の所有者・運航者乃至備船者であるものについてどういう計算・処理をすべきかという問題に関しても、なお熟慮の必要が残されていよう。

とりあえず、いままで、ほとんど取りあげられず・論じられたことがなく、そのゆえ、こうした問題・事項についてほぼ盲目状態にあったであろう読者各自に、こうした問題のあるということを理解してもらい、そのごく初歩的な解説を加えるのが、ここ本稿の主眼とするところである。この目的に役立ち得ることも期待して、次項では、筆者が試みた実態調査結果の一部を示して参考に供することとし、また、それをもって、本稿のしめくくり部分としたい。

#### 4. 取扱船腹と規模指標の実際例

昭和40年7月1日現在で実施した筆者の内航海運（企業）実態調査の中から取扱船（腹）問題に関連するひとつの典型的なグループをえらんで紹介するとすれば、川崎汽船<sup>(9)</sup>——扶桑海運——扶桑興産のそれ、要するに、扶桑海運を軸とした取扱船の在り方が、資料的にも、最も適当と思われる。

予備知識的に、このグループ内の具体的関連・関係から一べつすると、まず川崎汽船は、6中核体のひとつとして周知の外航主力大オペレーターでありながら、副次的・部分的に内航海運活動をも併営している。自己の所有する内航船もあるし、他から傭い入れた内航船も運航している。自己の保有内航船の全部ではないが、相当数も、確かに、運航している〔自社船の自社運航〕。けれども、川崎汽船が雇傭している船員は、すべて外航船員——外航ベースの高賃銀をもらう船員——であって、彼等を自社所有内航船へ乗組ますことは明白に不利であり、避けられる。そこで、内航船を所有し且つ実際の運航権も行使するのだが、乗組むべき内航船員——内航ベースの安い賃銀の船員——を他社に依存する必要が生じ、それを、この場合、扶桑海運に求めるのである。<sup>(10)</sup>

川崎興産は、端的に言って、扶桑海運の子会社的な内航オーナー主力の会社である。一部、自社雇傭船員の乗っている自己所有内航船もあり、それを自ら運航する場合もありと回答しているが、船員の乗組んでいない状態、つまり、裸貸渡し形式で扶桑海運に貸船して、船員供給をたのむという在り方をも示す会社である。

扶桑海運は、近海即ち区域限定的であれ外航分野の海運活動もいとむにせよ、わが国の最も代表的な内航企業、とりわけ、内航オペレーターのひとつと

---

(9) そのご、内航および近海部門を分離独立せしめたが、調査時には、川崎汽船の一部門として内航業務が経営されていた。

(10) 川崎汽船グループの船員配乗業務一手引受け企業的存在である神戸汽船に裸傭船に出す場合もある。本文参照。

して知られている。自ら所有する内航船と他から傭い入れた内航船とを運航して、活潑な内航海運活動をいとなんでいる企業とってよい。しかも、上に述べたように、自己も所属している集約グループの盟主・川崎汽船やその系列下の他企業から、および、自らの子会社の扶桑興産から、船員配乗業務の委託もうけている。さらには、その他内航企業(船主)から借り受けた内航船の又貸しもいとなんでいる。この意味で、いわゆる内航取扱船を多数且つ典型にかかえている海運会社の好例とってよい。

大要上記のごとき相互関連とそれぞれの特質とをもつ3社であることを前提的に理解願って、主としては、これら3社間、なにかんづく、扶桑海運について認めらるべき取扱船(腹)の実際の姿を明らかにしめ、関連的には、3社それぞれの内航海運活動の規模、いわゆる内航業務経営規模をいあらわすのに各々、如何なる船舶量が指標にえらばれるべきか、より言えば、或る企業即ち扶桑海運については取扱船腹量という指標が何故必要となるか、を具体的に説明することとする。

## (1) 川崎汽船の内航船舶と規模指標

### (i) 保有船舶=自社船

川崎汽船が内航船舶として登録した自社所有船舶は第1表のとおり、総計11隻19,671総トンであり、このうち、9隻が現実に内航に就航中であった。そして、幾春丸・渚丸など5隻が神戸汽船に裸貸渡しされ、同社の手配によって乗組員の配乗がなされて実際に動ける船となったのち、自己へ引戻(返船)されて、且つ、川崎汽船の内航船として、実際運航される。〔船員業務を抜きにした自社船の自社運航方式〕。他方、神洋丸と東星丸の2隻が、当面問題の扶桑海運へ裸貸渡しされ、その船員供給をうけたのち、自社へ引戻されて、自社の運航船として運航実務に服せしめられる。

同社の回答どおりを信用すれば、上記神戸汽船を介する5隻と扶桑海運を介

第1表 川崎汽船株式会社の内航自社船

	船名	隻数	総トン数	運航形態	相手企業名
内航就航中	幾春丸	1	2,711	裸貸渡	神戸汽船
	渚丸	1	2,576	〃	〃
	天鵬丸	1	1,998	〃	〃
	日周丸	1	1,977	〃	〃
	岬丸	1	1,999	〃	〃
	神洋丸	1	763	〃	扶桑海運
	東星丸	1	472	〃	〃
	正栄丸	1	869	定期傭船	〃
一山丸	1	993	〃	〃	
	計	9	14,358		
外航就航中	峰島丸	1	3,318	自社運航	
	潮丸	1	1,995	裸貸渡	神戸汽船
	計	2	5,213		
総計		11	19,671		

する2隻との外に、正栄丸・一山丸の2隻の内航船——且つ内航就役中——を川崎汽船が所有しており、それを扶桑海運に定期傭船形式で貸渡しし、扶桑海運の手で運航（内航船として）されているのだが、この2隻に関しては微妙な問題が含まれる〔後述〕。だが、ここでは、それに眼をつむっておこう。要するに、川崎汽船の調査当時における内航船の保有船腹量は、登録上は11隻2万総トン弱であり、実際に内航に就役しているもののみでは9隻14,358総トン<sup>(11)</sup>であったとみてよい訳である。このこと、言い方をかえれば、川崎汽船のいとなむ内航海運業務の規模は、保有船腹量を指標とした場合に、11隻2万総トン弱か、9隻1万5千総トン弱で表現できるということになるろう。

(11) あくまで同社の回答どおりにしたかった数字としてそう示した。実際には、まず第1に、一山丸という船は、当時、外航に就役していた筈である。〔少なくとも、扶桑海運はそう回答している。〕第2に、この一山丸と正栄丸とは川崎汽船の所有船ではなく、前者は扶桑興産の所有、後者は正栄汽船の所有であった。内航船舶の統計作製の困難性と不信用性を示す一具体例である。

第2表 川崎汽船株式会社の内航他社船

運航形態	船名	隻数	総トン数	相手企業名
運航受託	大 仁 丸	1	2,732	大 洋 海 運
	大 永 丸	1	2,336	”
	弥 彦 丸	1	2,062	新 潟 臨 港 海 陸
	協 洋 丸	1	2,899	太 平 洋 船 舶
	計	4	10,029	
定 期 備 船	春 光 丸	1	4,453	日 本 汽 船
	春 昌 丸	1	3,744	”
	日 尚 丸	1	3,319	神 戸 汽 船
	平 島 丸	1	3,366	国 洋 海 運
	笠 島 丸	1	3,366	”
	第2真盛丸	1	3,251	原 商 船
	第6真盛丸	1	3,587	神 戸 汽 船
	第6真盛丸	1	3,078	原 商 船
	高 取 丸	1	3,240	神 戸 汽 船
	第17真盛丸	1	2,839	平 和 汽 船
	第18真盛丸	1	2,827	”
	正 和 丸	1	2,505	正 栄 汽 船
	北 珠 丸	1	2,669	日 興 海 事
	三 星 丸	1	2,557	扶 桑 海 運
	北 昌 丸	1	2,001	平 和 汽 船
	吉 公 丸	1	1,988	佐 藤 国 汽 船
	伸 宝 丸	1	1,925	寿 山 海 運
	高 尾 丸	1	1,597	神 戸 汽 船
	昌 福 丸	1	1,407	日 本 汽 船
	一 星 丸	1	997	扶 桑 海 運
	第2澄英丸	1	492	”
	第3きく丸	1	490	”
	こ と ぶ き 丸	1	454	日 本 近 海 汽 船
	第8盛豊丸	1	444	”
	第5の浦丸	1	394	扶 桑 海 運
	第1千葉鉄丸	1	117	大 東 運 輸
	慶 洋 丸	1	3,320	太 平 洋 船 舶
	陸 前 丸	1	2,106	扶 桑 海 運
	土 佐 丸	1	1,937	”
	第1知多丸	1	530	”
計	30	65,022		
総 計	34	75,051		

(ロ) 運航船舶——特に他社船

だが、自明のとおり、川崎汽船の実際の内航業務量を船舶量で示すという場合に、保有量を用いることは不適当である。より多くの運航内航船腹量があるからである。では、この企業の運航内航船腹量はどうか。第1表で示される内航就役中の自社船9隻の中から、扶桑海運に貸渡し——定期備船に出す——してオペレートしてもらおう正栄丸・一山丸を除いた7隻12,495総トンに、第2表に示される自らが借り受けて——運航受託と定期備船との別があるが——運航する他社所有の内航船34隻75,051総トンを加えた合計船舶量41隻87,546総トンがそれである。ちなみに、第2表は、内航に就役中の他社船のみを拾い出して作製した。

とはいえ、川崎汽船のいとなむ内航海運業務は、この運航船腹量それ自体だけで示すことも必ずしも妥当と思えない。自ら運航していないが、保有はしている正栄丸および一山丸——これが本当に同社の所有内航船であるかどうか、実は、註記のとおり問題があるのだが、一応、同社が自社船だと回答したままを信用することにして——の2隻1,862総トンが外にあるからである。〔内航船として登録してあるようだが外航に就役中の峰島丸と潮丸とはこの際除外視する。〕そこで、些か複雑だが、保有する内航船腹量9隻1万5千総トン弱と運航する内航船腹量41隻8万7千総トン強という複合的な言い方・指標で同社の内航活動規模を示すのがより適当かと思われる。——厳密には、神戸汽船および扶桑海運へ裸貸渡しして、自己に、その分だけの船員業務量のない〔減少了〕自社船＝保有量がある訳で、これについて何等かトン数割引きした船舶量を考える必要があるようにも思われるが、いまは、そこまで立ち入るまい。

(2) 扶桑興産の内航船舶と規模指標

扶桑興産については、事情は、比較的簡単であろう。同社の自社船つまり保有内航船腹は次ぎのように回答された。

船名	隻数	総トン数	運航形態	相手企業名
瑞穂丸	1	1,537	裸貸渡し	扶桑海運
八洲丸	1	1,303	〃	〃
一山丸	1	993	貸渡し	〃
さくら丸	1	691	自社運航	—
計	4	4,524	—	—

4隻4,500総トン余の保有船腹量をもって、扶桑興産の内航業務規模がほぼ充分に——最大の指標として——示され得る。同社の運航船腹=自社運航船はさくら丸<sup>(12)</sup>の1隻691総トンにすぎず、これで、同社の営業規模・関係船舶量を代弁させることは当然不適当であるし、同社自身が甘んずる訳もなからう。ただし、この企業の活動規模指標たるべき上記保有船腹量についても、2隻の裸貸渡し<sup>(13)</sup>、従って、船員業務量の伴なわぬトン数のある点を忘るべきでない。

### (3) 扶桑海運の内航船舶と規模指標

さて、最後に、いよいよ、扶桑海運における取扱船(腹)の実情とそれによって惹起される規模指標に関する新考慮の必要とを述べる段階となった。まず理解の便を考えて、同社の関係する内航船を、自社船=保有船腹と他社船とに2別して、前者から紹介することで始めよう。

#### (4) 自社船=内航保有船腹

第3表は、扶桑海運が内航船として登録している自社所有船舶の一覧表——回答どおりの——である。〔調査時〕内航に実際就役中のものは、扶桑丸・一

(12) さくら丸は、実のところ、扶桑興産の自社運航船でなかった筈である。すなわち扶桑海運に貸渡し——連続トリップ形式——されてオペレートされていた。〔扶桑興産の回答ミス〕しかし、ここでは、回答どおり自社運航とみなすこととした。

(13) 扶桑興産が自社船と回答せる一山丸は、川崎汽船も自社船としている。奇妙な話といわざるを得ない。〔実際は、扶桑興産の所有船〕。



第3表 扶桑海運の内航自社船

	船名	隻数	総トン数	運航形態	相手企業名
内航就航中	扶桑丸	1	1,507	運航委託	日本郵船
	一星丸	1	978	定期貸船	川崎汽船
	建光丸	1	763	自社運航	—
	※第一知多丸	1	530	定期貸船	川崎汽船
	計	4	3,778		
外航就航中	三星丸	1	2,558	定期貸船	川崎汽船
	牧島丸	1	662	自社運航	〃
	計	2	3,220		
総計		6	6,998		

※印は共有船である。

星丸・建光丸・第1知多丸の4隻3,778総トンだけで、残りの2隻3,220総トンが外航活動に従事していた [いわゆる内外航併用船の具体例]。内航に就航していなくとも内航船として登録しているかぎりは、内航船とみなして保有船腹量の計算対象としたわれわれの思考・前提からは、扶桑海運の内航保有量規模は6隻6,998総トンとして表現できるが、厳密に、内航就役中の自社船のみをもって内航保有船腹量を計量しようという見方・立場ならば4隻3,778総トンの数字が重んじられよう。だが、このいずれの数字であれ、扶桑海運がいとなむ内航業務の実際の大きさ、すなわち、同社内航活動の規模を示すには、過少の船舶量であり、その指標としては不適當である。改めて指示するまでもなく扶桑海運が、わが国内航界の代表的存在・有力企業のひとつとして認められ・活躍している所以は、むしろ、その動かしつつある船舶量の大きさ——航路とか取扱貨物の多彩性或いは人員・資力の大きさなどはさしあたり捨象することにしたし、そうすべきであると考え——のためである。しかして、前表同社の自社船一覧に明らかなおり、同社が、実際に内航用に動かししている自社船は、建光丸たった1隻であるから、同社内航活動の実際規模を示す船舶量は、



海 運 の 他 社 船

	運航形態	船 名	隻数	総トン数	相手企業名	備 考
内 航	定期 備 船	第5勇正丸	1	482	勇正汽船	東海運輸へ定期貸船
		第3きく丸	1	491	早川義美	川崎汽船へ "
		富士丸	1	465	山岡汽船	
		北光丸	1	494	大山信一	
		勇昌丸	1	438	勇昌汽船	
		富洋丸	1	437	山陽海運	
		玉の浦丸	1	395	小久保太吉	川崎汽船へ定期貸船
		第5神運丸	1	402	伊予汽船	
		第2京阪丸	1	440	京阪海運	川崎汽船へ定期貸船
		第10昭栄丸	1	396	力石秀雄	
		金山丸	1	393	山幸海運倉庫	
		日光丸	1	353	小林海運	京嶺海運へ定期貸船
		昌栄丸	1	324	昌栄海運	
		香島丸	1	350	絵島海運	京嶺海運へ定期貸船
		神盛丸	1	324	協同汽船	
誠洋丸	1	297	赤瀬光男	京嶺海運へ定期貸船		
	計	33	18,734			
	内航船の総計		43	33,176		
外 航	裸備船	八洲丸	1	1,304	扶桑興産	
		一山丸	1	994	"	
		秀洋丸	1	999	富洋汽船	
		第8遺芳丸	1	685	小林海運	
		長有丸	1	695	九州商船	
		南光丸	1	588	村上相活	横浜運輸倉庫へ定期貸船
	計	5	3,961			
	外航船の総計		6	5,265		
総 計			49	38,441		

(ロ) 他 社 船

第4表のとおり、扶桑海運が定期備船・裸備船乃至運航受託の形式で他企業からあずかった内航船は、全部で、49隻38,441総トンに達する。この表には、

外航就航中の他社船6隻5,265総トンまで敢えて示されるが、それは、ひとつには、扶桑海運がいわゆる内航船——登録上だけであれ——と認定し且つ回答したとおりをそのままつたえて内航実情の一端を紹介する意味を考えたためであり、またひとつには、既述川崎汽船および扶桑興産の關係内航船として示された船と全く同一のものが含まれているためである。いわゆる内外航併用船の具体例としても有益であろう。もっとも、こうした資料的意味はそれとして、本項では、これら外航就航中の船舶、特に他社船は、内航活動の規模指標としては算入しない。いいかえれば、外航に就役中の他社船を除いた43隻33,176総トンの他社所有内航船を主として扱う＝運営することによって、扶桑海運は、内航活動に従事しているとひとまず解しておこう。

上記43隻33,000総トン余の他社所有内航船のすべてを扶桑海運が運航しているとしたならば、もとより、問題は簡単である。もしもそうならば、これに建光丸という自社が保有し且つ自社で運航している船1隻分を加えた総計隻数・総計トン数をもって、同社の内航運航船腹量と称し、且つ、それで同社内航活動の規模を示す道・方法も或る程度可能であり・根拠もあるかと思われる。けれども、これら他社船腹は、決して、運航船腹を意味しない。これら他社所有内航船にして扶桑海運の手で運航(オペレート)されるのは、おそらく半分かそれ以下であると思われる。〔より正確な数字は後で示す。〕

「備考」欄に記入事項の附された他社船17隻——その合計トン数は17,958総トン——は、扶桑海運が運航(オペレート)機能を担当・遂行しない内航船である。駄足気味になるかもしれぬが、理解し易いように、又貸し〔再貸渡し〕の相手企業名別にこれら17隻をまとめてみると、

川崎汽船への再貸渡し 9隻 7,584総トン

---

(14) 筆者の実態調査に多大の協力・援助をあたえられた扶桑海運の方々には本当に感謝する。他の企業では、おそらく回答洩れとなっているべきこの種内航非就航中の内航〔登録〕他社船についても好意的且つ積極的な正しい回答をよせられ、大きな示唆を受けた。

経営規模の指標としての内航船舶量（佐々木）

太平洋船舶	〃	2	〃	6,311	〃
京嶺海運	〃	3	〃	1,000	〃
日本郵船	〃	1	〃	1,538	〃
新日本近海	〃	1	〃	943	〃
東海運	〃	1	〃	482	〃
計		17	隻	17,958	総トン

となる。言うまでもなく、これら17隻約1万8千総トンの関係他社船が、扶桑海運の取扱船（腹）である。〔この船腹計算がなされたいま、扶桑海運が直接運航する内航他社船船腹量は $33,176 - 17,958 = 15,218$ 総トン——隻数は $43 - 17 = 26$ 隻——として示され、したがって、また、これと自社運航船1隻・763総トンとの和、すなわち、27隻15,981総トン<sup>(15)</sup>が同社の実際の内航船運航量＝運航船舶であると指摘することができる。〕

これら17隻1万8千総トン余の〔狭義の〕取扱船舶量を、既説、いわゆる又貸し本位のものと同 Manning業務引受中心のものとのふたつに区別して考えれば、後者が、次のごとく、7隻13,128総トンとなり、したがって、残り10隻4,830総トンが前者又貸し取扱船舶量となる。

マンニング引受船の内訳

A 川崎汽船がオペレートするもの……4隻 5,279総トン

a. 川崎汽船が船主である船……神洋丸・東星丸 2隻

b. 第3者が 〃 ……陸前丸・土佐丸 2隻

B 太平洋船舶が船主であって且つオペレートするもの……慶洋丸・協洋丸  
2隻 6,311総トン

(15) 上掲拙著「内航海運の実態」p. 91 に示した扶桑海運の“運航内航船舶 33隻 21,420総トン”は、本文で示した隻数・総トン数に、“外航に就航中の他社船”6隻 5,265総トン——この中に「南光丸」という“取扱船”1隻が含まれる——を加算した数字である。内航船として登録された船には違いないと考えてそうしたのであったが、ここ、本小稿では、より厳密な意味での内航活動従事の内航船運航船腹量に限って別算したわけである。

C 日本郵船がオペレートするもの……瑞穂丸<sup>(16)</sup> 1,538総トン

扶桑海運がマンニング業務(のみ)を引受ける内航船(取扱船)という意味では同種同質であっても、内部的には、すべてが同一ではない。AのaおよびBのように、その船の原所有者から裸貸渡しされた——通俗的には“頼まれた”——ものに船員を供給・配乗せしめて返船する場合と、原所有者(船主)と運航者(オペレーター)との中間にあって船員業務を担当する場合とがあるからである。

あとの方の場合、つまり、運航者が第3者——その意味は、その船の所有者でも扶桑海運でもないということだが——であるというときには、一見、普通の又貸し=再傭船と条件・事情が同様であるかにも思われる。何となれば、扶桑海運が他から借りた船を他(第3者)へ又貸しする訳であるから。しかして又貸し先きがオペレーターである限り、彼は、船員の乗っている・そのまますぐに航走できる状態の船として傭い入れるのが常態であろうからでもある<sup>(17)</sup>。けれども、単なる又貸し船舶では、船員業務=マンニングは、本来、船主もしくは貸し主の手で行なわれていることが建前であり、対して、この扶桑海運のごとき立場は、プラス船員業務の加重[だけ]がある又貸しとなる。決して、条件同一でないことを理解しなければなるまい。

最後に、扶桑海運のマンニング的内航取扱船は、ほとんどすべて、比較的大型である。こうした内航船というよりか、近海船と称すべき船型の大きさのものが裸貸渡し・マンニング引受けの対象とされるのが、わが国の一般的傾向であると切り切れるかどうか、十分な資料的検討を加え得るにいたっていないけれ

(16) 第4表において瑞穂丸を裸傭船として受入れているよう示したが、厳密には、他の裸傭船船舶とちがって、本船の管理権一切を委された“受託船”という特殊契約の船である由。ここにも、一般常識で律しがたい内航の複雑特異な事情が存する。

(17) 理論上はもち論、実際上においても、船員の乗組んでいない船を傭い入れ——すなわち裸傭船としての借入れ——で自社船員を配乗せしめ且つ自社で運航する形式が有り得るが、扶桑海運にあっては、この種ケースは認められない。一般的にも、これは少ないらしい。

ども、少なくとも、感じとしては、それが多きことは指摘できるのであるまいか。そして、その限り、この種マンニング分離的内航取扱船は、外航船主力企業——オペレーター・オーナーとも——が、部分的、むしろ、附随的に、内航船を所有・運航する場合に生じ易いということ、その主たる経済的理由・根拠は、内航船員と外航船員との賃銀の格差——船員費もしくは運航コストの相違——であろうことが類推可能である。マンニング中心的な内航取扱船の最も重要な経済的背景・側面として是非附記し、読者の関心を喚起しておきたい。

如上、実例的に内航取扱船の現状と内航海運企業経営規模の指標となるべき船舶量とを解説した。最早、補足すべき事項ほとんどないかと思うが、この種取扱船を有する内航企業の経営規模を具体的に算定・表現するにはどうするかについて何等の指示がないという批判・疑念があるかもしれないので、敢えて加言して結語たらしめよう。

上に示した〔狭義の〕取扱船の隻数・総トン数を、保有船舶量或いは運航船舶量と併置する方法も、もち論、可能であり、見方によってはより妥当であるかもしれぬ。たとえば、扶桑海運の内航業務規模は、保有船腹6隻6,998総トン・運航船腹27隻15,981総トン、外に、取扱船腹17隻17,958総トンと併列・複合的に示す方法のごときがそれ。また、保有自社船腹6隻6,998総トンと運航を含む扱い他社船腹（内航のみ）43隻33,176総トン——その内訳は運航船腹いくら・その他いくら——という形でもあらわせよう。

だが、一面、これら全部、つまり、保有・運航・〔狭義の〕取扱3つの船舶量を一括した形式と内容の船舶量を算出する方法が考えられないであろうか。いうならば、その企業における総関係内航船腹量＝広義の取扱船腹量——同じ言葉づかいが気になるが、通俗的な言い方で、その企業が扱っている総内航船腹量乃至関係全船腹としてあらわせるものを意味する——を計算してはどうであろうか。計算技術的な若干の約束・操作をきめておけば、或る程度、それが可能のように思われる。

たとえば、まず、内航船として登録した自社所有船——いわゆる内航保有船腹量——は、全部、もしくは、そのうちの内航就航中の船腹量に限定して、第一次的な基礎数量とする。〔保有量のない企業にあってはゼロとなるだけ。〕次いで、自社において運航する他からの備船量、つまり、運航他社船量——もち論内航船に限る——を算定して加算する。〔この場合でも、その船腹量が無ければゼロとなる。〕最後に、運航はしていないが取扱っている他社所有内航船の量、すなわち、狭義の取扱船腹量を加える。〔なければ、同様、ゼロとして計算。〕こうすれば、すべての内航海運企業に亘って、その船舶量を共通・同一の計算ベースで算定できる、少なくとも、そうした長所・利点もあると考えられる。

これが唯一絶対の方法というつもりでは決していないが、いま、もしこの方法で、上述扶桑興産・川崎汽船・扶桑海運の3社の総内航船腹量を算定すれば、次ぎのとおりであり、それによって、3社の内航業務活動＝内航経営規模が、同基準で示され・評価できる効果乃至可能性がでてくるのではなからうか。

- 1) 扶桑興産……保有船腹量4隻4,524総トンのみで、他社船の運航も取扱いもないから、その経営規模も亦、同じ隻数と総トン数で示される。
- 2) 川崎汽船……内航保有船腹量11隻19,671総トン<sup>(19)</sup>プラス運航する他社所有内航船舶腹量34隻75,051総トンの合計45隻94,722総トン——取扱船腹量はゼロ——がその内航活動規模に該当する。
- 3) 扶桑海運……内航保有船腹量6隻6,998総トンプラス他社所有内航船の運航量26隻15,218総トンプラス取扱船腹量17隻17,958総トンの合計49隻<sup>(20)</sup>40,174総トンでその経営規模があらわされる。

---

(18) 運航船腹にむしろ力点を置いて、自社船および他社船の運航量をまず求め、これに、取扱船腹量を加算するという方法のごときが他の1例。これにもひとつの意味は有り得る。

(19) 本来、同社の所有でない2隻が含まれていること前述した。

(20) 上掲拙著 p. 91 に示した同社“取扱内航船舶 55隻 45,439総トン”には、外航就航中の備い入れ他社船の運航量6隻5,265総トンが含まれる。



上掲3社の内航船舶乃至船腹量の統計的表示にあたっては、調査＝回答原表を一応再審査し、或る程度の整理と選別を加えてある。ここで示したような体裁・内容で調査回答が得られるのならば、自社船と他社船とに分かって船舶量計算を行ない得て簡単である。けれども、これらごく少数の企業において、且つ、一応整理した形で示してさえ、自社船でないものを自社船と記入したり、自社運航でないのをそうだと答えていること附記したとおりである。契約の形式上、一旦、裸貸渡しした自社船を返船してもらって運航するとき、マンニング業務＝取扱業務を担当した企業すなわち他社から定期傭船した他社船という扱い方が採用されるのが通例であるから、しばしば、自社船が他社船としても回答される。同じ船が、自社船としても、他社船としても、記入される場合もきわめて多い。端的に言って、調査や統計に馴れず、答え方についての常識能力すらしばしば欠けるところのある内航企業・内航船舶を対象とする調査や統計は、想像外に困難である。實際上、自社船と他社船との区別をもとにした完全で正確な船舶量を回答・計算してくれと望むことは、到底、望むべくもないのが現実である。筆者の1回限りの調査にした云い方としてでなく、従前各方面の行なった調査・統計のすべてに徴して、内査経験を航船舶の量的把握は、甚だ不完全・不満足な状態にとどまるし、とどまらざるを得ない。それを考えつつ、この程度の内容・形式ならば可能性があらうと思って如上の私案を提示した次第である。

# 企業合同の管理機構

—スタンダード石油トラストを中心として—

井 上 忠 勝

## 序

アメリカにおいて工場制工業の勃興をみたのはかなり古く、すでに18世紀末～19世紀初頭の時期に、アメリカ東北部ニューイングランド地方を中心に動力と機械にもとづく木綿工業企業の成立をみていたのであるが、しかし19世紀中葉にいたるところまでは、この国の製造企業は概して小規模でありまた地方的であった。しかし1830年代初期に鉄道の建設が開始され、50年代に入って短区間鉄道から長距離幹線鉄道の時代に入り、さらに南北戦争後1869年に最初の大横断鉄道が完成し、これに第2、第3の横断鉄道がつづくにいたって、アメリカの鉄道はその全土をおおうようになり、ここに地方的市場を統合した巨大な全国的市場が開かれるにいたった。そしてそれは、アメリカの豊富な資源および生産技術の発達と結びついて、この国の企業活動をかつてないほどに盛りあげた。企業はその活動を量的にも、地理的にも、また機能的にも拡大していった。

しかしながら、19世紀後期、アメリカの企業者の意欲を大いに駆り立てたその同じ要因が、やがて逆に彼らを苦しめることになった。すなわち、鉄道がますます普及し、またそれにもなって鉄道運賃がますます低下した結果、多くの業界において、全国のすべての業者がたがいに競争関係に立つようになり、また産業機械の生産性がますます向上するにつれて、たえず過剰生産の脅威にさらされるようになった。加えて、南北戦争が終結した1865年から1897年に

けての物価の全般的下降傾向およびその間における何度かの不況は、問題をいっそう深刻なものとした。

企業間における競争の激化は、やがて企業をして競争を制限するためのさまざまな措置をこうじさすことになった。それがまず企業の連合 (federation) という形態をとったことはいうまでもないが、しかし企業の自主的協調の上に協定を締結したプールを結成するというこの方法は、競争を制限する実際的な効力に欠けていた。ここに企業の連合はやがて企業の統合 (consolidation) によって代られることになった。共通利害者集団、トラスト (トラスティ方式による固有の意味のトラスト)、持株会社、吸収および新立合併がこれであった。<sup>(1)</sup>

企業統合への傾向がとみに顕著になったのは、1890年代後半から20世紀初頭にかけてのいわゆる「トラスト熱狂時代」であった。<sup>(2)</sup>しかしこの方向への動き

---

(1) 統合は、そのメンバーが法上の独立性を有するか有しないかによって “partial consolidation” と “complete consolidation” とに分たれる。前者の中には、共通利害者集団、トラスト、持株会社が入る。後者の中には吸収合併と新立合併が含まれる。しかし何れの場合においても、経営の指令が全体の統一した意思によって行なわれることには変りはない。この点が連合と異るところである。(Lewis H. Haney, *Business Organization and Combination*, 1919, pp. 128-225)

イ。トラスト 傘下会社の株主が、トラスト協定によって、その株式の支配的部分を、トラスト証券と交換に、受託者会 (board of trustee) に委託する。

ロ。共通利害者集団 (community of interest) 共通株主または共通取締役のグループによって、数会社の経営政策が統制される。ただし、正式の中央統制機関は存しない。

ハ。持株会社 通常、他の会社を支配するために、それらの会社の株式の支配的部分を所有することを目的として設立される会社。

ニ。吸収合併 (merger) 一会社による他会社の資産の完全な買収。

ホ。新立合併 (amalgamation) 二つ以上の会社の資産の完全な買収による新会社の設立。

(2) ムーディによれば、彼が1904年1月1日現在において、「より大なる工業トラスト」(the Greater Industrial Trust) と称するものは7会社、その傘下会社ないし工場は1,528、その資本総額 (total capitalization, stock and bonds outstanding) は約27億ドル、彼が「より小なる工業トラスト」(the Lesser Industrial Trust) と称するものは298会社、その傘下会社ないし工場は3,426、その資本総額は約41億ドルに上

は、すでに早くも1870、80年代にはじまっていた。1882年のスタンダード石油トラストの結成はそのもっとも代表的なものであった。ところで、スタンダードの如く、比較的初期に企業統合を計画したものにとっては、統合それ自身いまだ未知の領域に属する事柄であった。したがってそこには、みずからの創意と工夫によって処理し克服していかなければならない数多くの問題が横たわっていた。中でも重要な問題は、如何なる法的手段によって企業統合を行なうか、また統合達成後それを如何なる機構によって管理するかという問題であった。後には、他のものによって模倣され、一般化し、一個の制度として確立されるにいたったこれらの問題も、初期においてはすべて試行錯誤的努力によって解決されなければならなかった。以下われわれは、スタンダード石油トラストをとりあげ、企業統合にともなうこのような努力の過程をふりかえってみようと思う。

## 1

周知のように、ジョン・ロックフェラー (John D. Rockefeller, 1839~1937) がスタンダード石油トラスト (Standard Oil Trust) という一個の巨大な組織を形成したのは1882年 (明治15年) である。それは7,000万ドルの資本金 (トラスト証券発行額) を有し、1901年にユール・エス・スティール会社が成立するまでは、アメリカ最大の組織であった。そしてその傘下には、アメリカ全体の80ないし90%を占める石油精製企業をはじめとして、油送管企業、精油販売企業など、併せて41社を直接所有ないし支配していた。しかしこれらの傘下企業に対するロックフェラーの支配はすでに、1870年代のはじめより着々と進行していた。

周知のとおり、アメリカの石油産業は1859年のドレイク (Edwin L. Drake)

---

っているが、そのほとんど全部は1890年代以降に形成されたものであった。(J. Moody, *The Truth about the Trusts*, 1904, pp. 453-467.)

による油井の発見を端緒として勃興した。もちろん彼とならんで、石油を原料とする燈油の企業化を計画し、ペンシルヴェニア州タイタスヴィル(Titusville)に土地を賃借し、そしてドレイクをしてこの地方を調査せしめたビッセル(George H. Bissell)の名も忘れられてはならないが、しかしともかくもドレイクが無尽蔵とも思われる石油鉱脈を探しあててより、ペンシルヴェニア州西北部のオイル・リージョンとして知られる地域に、ゴールド・ラッシュさながらの石油採掘ブームを現出した。そしてまたこれに応じて、オイル・リージョンをはじめ、ピッツバーグ、クリーヴランド、パファロー、ボルティモア、フィラデルフィア、ニューヨーク、ボストン等々において、多数の小規模な石油精製所が相次いで出現するにいたった。ジョン・ロックフェラーが石油業に乗り出したのもこのころであって、彼は1862年に石油精製の技術者サミュエル・アンドリュウス(Samuel Andrews)と組んで、クリーヴランドに石油精製企業を興した。

ロックフェラーが石油精製業を開始した1862年につづく数年間は、石油精製業者にとってきわめてめぐまれた時代であった。もちろん彼らは新しい産業の開拓者として克服しなければならぬ諸種の問題に直面したが、しかし当時は油井の発見によっていわば消費革命がおこり、石油製品に対する需要が急激に増大しつつあった時代であって、彼らはいち早くその利益を享受することができた。ネヴィンスによれば「初期に石油精製業に入った人々の利潤は大であった。彼らは2年間にときには1年間に、その資本を倍にすることができた。<sup>(3)</sup>」

ロックフェラーの石油精製企業もまたその例にもれず、当初から高率の利潤を獲得した。しかし彼はこの利潤を決して無駄には費さなかった。石油業の将来に確信を抱いていたロックフェラーは、その稼いだ利潤の大半を精製所の拡大と充実のために再投資した。高率の利潤を保証したが、しかしともすれば放

---

(3) A. Nevins, John Rockefeller: The Heroic Age of American Enterprise, ii vols, 1940, vol. 1, p. 209.

漫におちいりやすい石油業の生成と繁栄の時代において、ロックフェラーがこの政策を強力に推進したこそ、後に彼をして数多くの競争者に卓越する存在ならしめた一つの重要な要因であった。

しかしやがて石油精製業にも激しい競争の時代が到来した。燈油に対する需要は依然増大をつづけたが、しかしそれ以上の速度において石油精製所が各地に乱立された結果、1870年代を迎えたころには、アメリカ石油精製業は生産過剰の状態におちいていた。1871年11月8日の *The Titusville Herald* は「現在の価格では、精製業者の損失は、1バレルにつき平均75セントになる。……アメリカ国内のたいていの精製所は閉鎖されてしまったか、あるいはそのようになりつつある。」と述べ、また1872年の1月か2月ころの *The Pittsburgh Commercial* は「アメリカ国内における石油精製能力は、すでに平均生産額の3倍に相当するようになっている。……精製所の間では破壊的な競争がつづけられている。すべての関係者は金を失った。過去1年間の全石油業は赤字であった。石油精製業や採掘業者だけではなかった。石油を輸送した鉄道業者もそうであった。この状態の下で利益を得た唯一の関係者は外国の消費者であった。」と報じた。<sup>(4)</sup>

1870年代のはじめ、アメリカの石油精製業がこのような困難な状態におちいていたとき、ロックフェラーを含めて、各地の石油精製業者が採用した対策には、大体次の如きものがあつた。第一は、精製方法の改善その他の手段をこうじて製品コストの低下をはかり、自己の競争力を高めようとするものであつた。第二は、石油精製企業が連合して別動組織を形成し、この組織を通じて原油を購入し、製品を販売し、また鉄道業者との間により有利な運賃を交渉せんとするものであつた。1872年のはじめ、ロックフェラーをはじめとする各地の代表的石油精製業者が南部開発会社 (*South Improvement Company*) を設立し、鉄道との間に高率の差別運賃を獲得したのは、その有名な事例である。そして

(4) A. Nevins, *op. cit.*, vol. 1, p. 307-8.

第三は、石油精製企業の合同をはかろうとするものであった。しかしこれら三つの方法のうち、石油精製業に最終的な安定をもたらしたものは、第三の企業合同であった。そしてこの方向への発展の中心になったものは、いつまでもなくジョン・ロックフェラーであった。

当時、ロックフェラーの企業は、1870年のはじめに従来のパートナーシップ形態を株式会社形態に改め、オハイオ・スタンダード石油会社 (Standard Oil Company of Ohio) と称していた。それは100万ドルの資本金と、アメリカ石油精製業の10%に相当する精製能力を有し、アメリカ最大の石油精製企業であった。ロックフェラーが1862年に群小石油精製企業の一つとして出発しながら、どのようにしてかくもめざましい発展をとげるにいたったかについては、別に詳しく説明したことがあり、ここでは改めてくりかえさない<sup>(5)</sup>。しかしともかくも、アメリカの石油精製業に激しい競争の嵐が吹きまくっていた1870年代のはじめにおいて、ロックフェラーがすでに業界最大の業者であったということが、おのずから彼をして統合運動の中心に立たしめることになった。

ロックフェラーによる石油業者の統合は、1870年代のはじめより同年代を通じて間断なく進行した。その第一波は1871年11月～1872年3月で、スタンダードはニューヨーク地区最大の原油および精油の販売業者であり、また石油精製業者であった J. A. Bostwick & Co. を獲得したほか、同じくニューヨークの1販売代理店と、クリーヴランドその他の6タール蒸溜所および18精製所を統合した。ロックフェラーはこれらの業者を統合するにあたって、現金による買収という手段以外に、株式の交換という方法を採用したが、これによってロックフェラーは、設備、賃借権、特許権、商標、市場を手に入れたほか、ニューヨークの Jabez A. Bostwick (1830～1892) やクリーヴランドの Oliver H. Payne (1839～1917) の如き有能な経営者を獲得することができた。この両名は前述の

---

(5) 拙著、アメリカ経営史、神戸大学経済経営研究所研究叢書、昭和36年、第2部第4章参照。

南部開発会社の設立にあたってはその株主となり、また Payne は 1882 年にスタンダード石油トラストが結成されたとき、9 人のトラスティーのうちのひとりに就任した。

1871～72年の統合によって、スタンダード石油同盟 (the Standard Oil alliance) という一つの共通利害者集団が早くもその姿を現わしはじめたのであるが、つづく 2 年間にさらに次の如き業者が統合された。それらは、オイル・リージョンの Jacob Jay Vandergrift (1827～1899) の Imperial Oil Works, ニューヨークの石油精製ならびに製カン企業 Devoe Manufacturing Co., オハイオ河以南およびミシシッピ河以東における代表的石油取引業者 Chess Carley & Co. などであった。

1874年の不況中、さらに多くの有力な石油業者がスタンダード石油同盟に加入した。後にスタンダード石油トラストのトラスティーに就任した Charles Pratt (1830～1891), William G. Warden (1831～1895), Henry H. Rogers (1840～1909) や、ピッツバーグの Charles Lockhart (1818～1905), フィラデルフィアの William Frew がこれらの業者であった。かつては激しい競争関係にあった彼らが如何にしてスタンダード石油グループに加盟したかについて、ハーバード大学のハイディ夫妻が述べているところを引用すると次の如くである。すなわち「彼らは諸会社の株式を個人的に交換することを通じて、彼らの会社や設備をオハイオ・スタンダード石油会社と同盟さすことに同意した。これら 5 人のものは、不況に困惑し、ロックフェラーとその仲間の業績と誠実に感銘し、そして経営における平等の発言権を保証され、ここに遂に成長しつつあるスタンダード石油経営者グループに参加するという考えを受け入れたのである。彼らの同盟は諸会社の連合ではなくて、多数の会社の代表的株主およびパートナーのグループからなる一つの共通利害者集団であった。」<sup>(6)</sup>

---

(6) Ralph W. Hidy and Muriel E. Hidy, *History of Standard Oil Company (New Jersey): Pioneering in Big Business, 1882-1911*, 1955, p. 18.



スタンダード石油グループはその後もその勢力を拡大していった。1875年には、後にスタンダード石油トラストのトラスティーのひとりになった John D. Archbold (1848~1916) の Porter, Moreland & Co. と、A. P. Bennett の Bennett, Warner & Co. が同盟に加入した。やがてこの両社は Acme Oil Co. の中核となって、オイル・リージョンにおける独立精製業者の買収および賃借をすすめていった。またウエスト・ヴァージニア州パーカースバーグ最大の精製業者 J. N. Camden も株式の交換によってひそかにスタンダード石油同盟に加わり、その「覆面会社」(hidden company) となって、パーカースバーグやボルティモア<sup>(7)</sup>の精製業者を買収していった。

スタンダード石油グループによる石油業者の統合はその後も引きつづいて進行したが、同時にみずからも立地条件の有利な場所に精製所を建設することによって、ロックフェラーとその同盟者は1870年代末までにアメリカ石油精製業のほとんどをその手中におさめるにいたった。同時にこのグループは1870年代中頃より送油管部門へも大々的に進出しつつあったのであって、1873~77年には、gathering line と称されるところの、油田地帯を縦横に貫通する送油管組織をほとんど手中に収めたとし、また1878年に石油採掘業者によって Tidewater Pipe Co. という長距離送油管会社が設立され、油田地帯より途中海拔2,600フィートの山脈を越えてペンシルヴェニア州ウイリアムSPORTにいたるパイプ・ラインを建設するにいたるや、1881年に競争企業 National Transit Co. を設立してそれに対抗した。もっとも、ロックフェラーが Tidewater Pipe Co. を

---

(7) 1875年、ボルティモア・オハイオ鉄道会社は、その沿線のウエスト・ヴァージニア州パーカースバーグにおける独立石油精製業者の発達を奨励しつつあった。スタンダード石油は同地方最大の業者 Camden とひそかに株式を交換した。Camden はただちに、パーカースバーグや、ボルティモアや、オハイオ州 Marietta の小規模石油精製業者の買収を開始した。ボルティモア・オハイオ鉄道もこれらの精製業者も、Camden がスタンダード石油同盟に所属していることを知らなかったから、喜んでこの申し出に応じた。かくて Camden の会社はスタンダード石油グループの「覆面会社」であった。

屈服せしめるのは、トラスト結成の翌年1883年になってからであった。

さて、1870年代における競争企業の統合を通じて、ロックフェラーがそのための手段として採用したもっとも注目すべき方法は、有力な業者との間における持株または持分の個人的交換を通じて、彼らとの間に株式または持分の共同所有を基礎とする共通利害者集団を形成することであった。既述の1874年の不況中における、ニューヨーク、フィラデルフィア、ピッツバーグの5大精製業者の統合は、そのもっとも代表的なものであるが、その場合これらの業者は、従来のようにそれぞれの会社の株式を独占的に所有する代りに、その株式の一部をロックフェラーないしその仲間に提供し、代償として彼らの所有するオハイオ・スタンダードないしそれと同盟関係にある企業の株式を受け取った。そしてこのようにして成立した共同所有関係を基礎にして、これらの業者はロックフェラーおよびその仲間と同盟関係に入ったのである。しかもそのさい、ロックフェラーは彼らにスタンダード石油同盟の共同経営者としての地位を保証し、彼らとの間における「相談と同意」(consulation and agreement)を基調にしてこの集団全体の運営にあたらうとした。もともときわめて野心的であり、また極度に競争的であったこれらの有能な業者が、スタンダード石油グループに加盟するにいたった要因の一つは、ロックフェラーの側におけるこのような態度の中にあつたのである。

## 2

1870年代中に成立をみたスタンダード石油同盟は多数の石油企業の共通株主よりなる一つの共通利害者集団であり、そこにはこの集団を全体として統轄する中央権力の所在が明確でなかった。なるほど、スタンダード石油同盟の最終的支配権は、同盟傘下の諸会社の証券のほぼ4分の3を所有していた5名のもの、すなわち、ジョン・ロックフェラー、その弟ウィリアム・ロックフェラー(William Rockefeller, 1841~1922)、1867年にジョン・ロックフェラーのパート

ナーとなり、その片腕といわれたフラグラー (Hery M. Flagler, 1830~1913)、同じく1867年にロックフェラーのパートナーとなったハークネス (Stephen V. Harkness)、および1872年はじめにロックフェラーと提携した既述のクリーヴランドのO. H. ペインによって掌握されていた。しかしスタンダード石油グループの運営は、既述の如くグループ内諸会社の代表による「相談と同意」を基調として行なわれることになっていた。したがって、グループ全体に関係のある政策を決定し実行するためには、クリーヴランド、ニューヨーク、フィラデルフィア、ピッツバーグ、オイル・シティ、タイタスヴィル、パーカースバーグなどの諸都市に居住する20名以上の人たちの間における協議が必要であった。彼らのうちの如何なる個人にもまた個人のグループにも、スタンダード石油同盟を全体として管理し統制する明確な権限は委ねられていなかった。

スタンダード石油グループにおける適当な中央権力の欠除は、当然のことながら同グループの全体としての管理をきわめてルースなものたらしめていた。そしてその結果は、せつかくアメリカ石油精製企業の大半を傘下に包摂しておきながら、それら企業間に完全に平和と協調の関係が保たれているとはいえなかったし、いわんやそれら企業の資源(資本・設備・人)を全体としてより有効に利用するため、それら企業の活動の間の調整をはかるというようなことは満足に実行されていなかった。

1880年代に入って、スタンダード石油グループの指導者は、同グループの全体としての管理上の欠陥を意識するようになった。彼らの表現をそのまま引用すると、「利害関係のより完全な一致の必要性」換言すれば「全体の利害に対するより注意深い配慮の必要性」が認識されるにいたり、スタンダード石油グループを全体として統轄する中央権力の確立がいそがれることとなった。

スタンダード石油同盟の指導者がこの目的を達成せんがため方法としてまず第一に考えたものは、同盟所属の諸会社の資産を一社によって完全に買収統合してしまうというものであった。しかしこの方法は、そのころオハイオ・スタ

ンダード石油会社をめぐって発生していた問題にかんがみて、採用されるにはいたらなかった。その問題とは次のようなものであった。

そのころオハイオ・スタンダード石油会社は、1870年代中における諸会社の吸収合併やみずからの建設を通じて、国内13州および海外数カ国において各種の資産を所有するにいたっていた。その精製所はオハイオ、ニューヨーク、ニュージャージー、およびペンシルヴェニアの4州にまたがって存在していた。そのいくつかはパラフィン工場や樽製造所を有していた。それ以外に、オハイオ州セリナ、インディアナ州インディアナポリス、ブラフトン、オッシュアン、およびココモにやはり樽製造設備があった。またその“bulk station”は、トレド、オルパニイ、トロイ、ハートフォード、ニューヘヴン、ブリッジポート、プロヴィデンス、フォート・ウエイン、シカゴ、セント・ポール、ミネアポリス、サンフランシスコなどに設置されていた。オハイオ・スタンダードはまた帳簿価格1,208,916ドルのタンク・カーおよび3,795ドルのタンク・ワゴン<sup>(8)</sup>を所有していた。このほか、同社は、株式、社債、長期および短期貸付金の形で、各種の企業に多額の投資を行っていた。

このようにオハイオ・スタンダード石油会社は、それが設立の認可を得たオハイオ州以外の諸州において多くの資産を保有していたのであるが、1880年代のはじめにこれらの州外資産に対して重税を課そうという動きがペンシルヴェニア州より起った。すなわち、同州はその1868年の税法を再解釈して、オハイオ・スタンダードに対し約320万ドルの“back taxes and penalties”を支払うべしという訴訟を起こした。同州は、州内において事業を営んでいる州外会社に対する税金は、同州内におけるその物的資産およびそれを代表する株式資本に対してのみならず、その「外国会社」の全株式資本および配当に対しても課しうるとなし、まずその攻撃目標に富裕なオハイオ・スタンダードを選んだのであった。そしてもし同州の主張が通るようなことになれば、他の諸州とりわ

---

(8) “bulk station”で樽に燈油を満たして小売店に配給する従来の方法に対して、タ

けニューヨーク州もこれにならうであろうことが予期されていた。

1880年代のはじめ、オハイオ・スタンダード石油会社の直面していた問題とは、おおよそ以上の如きものであった。そしてやがてこのことから、同社の州外資産を基礎にして、ペンシルヴェニア・スタンダード石油会社が誕生し、また1882年のトラスト結成直後にニュージャージー・スタンダード石油会社およびニューヨーク・スタンダード石油会社が創設されることになるのであるが、このようなことが問題となっている最中であつたから、スタンダード石油グループ内諸会社の資産を一会社によって買収統合するという方法は、とうてい採用されるにはいたらなかった。

スタンダード石油グループの指導者が考えた他の案は、グループ内諸会社の株式を保有する機関として、一株株式会社か、一合本企業か、あるいはトラスティーの一グループを形成することであつた。しかしこのうち、諸会社の株式保有を目的とする株式会社すなわち持株会社の設立については、当時の各州の株式会社法はこの種の株式会社の設立を認可するほど寛大なものではなかったし、また非法人合本企業をもってこれにかえるという案についても、この種の形態の企業はある程度までパートナーシップを規制する諸法規の適用をうけることになる結果、資産の移譲がとりわけ繁雑になるという難点があつた。かくてここに慣習法によって承認されていた信託の観念を適用して、「トラスト」として知られる新しい企業統合の方式が創出されることになった。1882年1月2日の「スタンダード石油トラスト協定」(Standard Oil Trust Agreement)の締結がこれであつた。<sup>(9)</sup>

---

ンク・ワゴン (tank wagon) によって配給する方法がこのころ丁度試験中であつた。

(9) スタンダード石油グループの指導者は、1882年のトラスト協定の締結にさきだち、すでに1879年にトラスト方式を導入しておつた。すなわちこの年、G. H. Vilas, M. R. Keith, G. F. Chester の3名がトラスティーとなつて、合計41名の株主より、オハイオ・スタンダード石油会社を除くスタンダード石油グループ内諸会社の株式の預託を受けていた。しかしこのときには、これら3名のトラスティーは、これら諸会社を管理する明確な権限を有していなかつた。したがつて、1882年以前においては、ス

1882年のトラスト協定については、その内容をここに改めて詳述する必要はないであろう。しかし簡単にその概要を説明すれば、第一に、「スタンダード石油トラスト」(Standard Oil Trust) と呼ばれる新しい中央機関 (central agency) が設立された。そしてそれは、スタンダード石油グループ所属の40社の代表的株主41名よりその所有する全株式の預託を受け、その代償として総額 7,000 万ドルによる「スタンダード石油トラスト証券」(Standard Oil Trust Certificates) を交付した。これら41名の株主によってその株式が提供された40社のうち、トラストがその全株式を受託した会社は、オハイオ・スタンダード石油会社以下14社で、その資本総額は 6,633,000 ドルであった。またトラストが株式の過半数を受託した会社は、長距離送油管企業 National Transit Co. 以下18社、その資本総額は 4,410,300 ドル、トラストが株式の半数を受託した会社は、Chess-Carley Co. など4社、その資本総額は1,075,000ドル、トラストが株式の半数未満しか受託しなかった会社は3社で、その資本総額は 350,000 ドルであった。

第二に、41名のトラスト証券所有者は、トラスティー (Trustee) と呼ばれるスタンダード石油トラストの運営にあずかる9名のものを選出した。彼らは「トラスティー会」(Board of Trustees of the Standard Oil Trust) を構成して行動したが、その3分の1は年々、トラスト証券所有者またはその代理人によって選出されるものとされた。1882年のトラスト協定では、最初にトラスティーに就任した9名のものうち、まず C. プラット、B. ブリュースター、J. D. アーチボルドの3名が1883年4月第一水曜日に、つぎに J. A. ポストウィック、H. M. フラグラー、W. G. ワードンの3名が1884年4月第一水曜日に、そして J. D. ロックフェラー、O. H. ペイン、W. ロックフェラーの3名が1885年の同じ日に、それぞれ改選されるものとされた。

---

スタンダード石油グループの指導者は、「トラストなるものを、一群の投資家の所有している証券を保有するための方法として用いたのであって、関係諸会社に対する管理上の統制を行使するための手段として用いたのではなかった。」(R. W. Hidy and M. E. Hidy, *op. cit.*, p. 46.)

9名のトラスティーはニューヨークに本部をおいた。彼らは、トラスティー会の欠員の補充、トラスト内規の作成、トラスト証券の発行、後述するところの経営執行委員会および各種専門委員会の形成など、広範囲にわたる権限を有した。しかし何よりも重要なことは、彼らが、トラスト協定第3部第15条によって、トラスト傘下の諸会社を全体として統制する明確な権限を与えられたことであった。すなわち、同条には次の如く述べられている。

「上記スタンダード石油諸会社の業務に対し、またできる限り、その株式の一部がトラストによって保有されている他会社ないしパートナーシップに対し、全般的管理を行使することが、上記トラスティーの義務である。また、上記諸会社の取締役および役員に誠実で有能な人物を選ぶことが、上記諸会社の株主としての彼らの義務である。もし適当と思われる場合には、彼ら自身、そのような地位につくことができ、そして上記トラスト証券の保有者に対して最大の利益をもたらすと思われるような方法において、上記諸会社の業務を管理し指揮するように努力するであろう。」

要するに、1882年のトラスト協定の締結によって、スタンダード石油グループ所属40社の代表的株主41名は、その所有する全株式をトラスト証券と交換にスタンダード石油トラストに預託するとともに、9名のトラスティーを選出し彼らにトラスト傘下の全会社を支配し統制する権限を与え、ここに従前においては単なる共通利害者集団にしかすぎなかったスタンダード石油グループが、9名のトラスティーないしトラスティー会によって集中的に支配され統制される企業統合へと発展をとげることになった。

### 3

スタンダード石油トラストの形成は、企業統合のための新しい法的手段を創出し、その後これにならって80年代中にウイスキー・トラスト、精糖トラスト、棉実油トラストなどの成立をみるなど、アメリカ企業統合史に新しい一頁をつ

け加えた。しかしながら、ロックフェラーやその仲間がアメリカの企業統合史上において演じた役割は、ただにトラスト方式という新しい統合方式を工夫しただけに終らなかつた。彼らはトラスト方式の導入によって、傘下諸会社を集中的に支配し統制する中央機関を確立したが、さらにこの中央機関すなわち9名のトラスティーないしトラスティー会の活動を援助すべき一つのユニークな管理機構を創り出した。委員会制度 (committee system) がこれであり、それは「経営執行委員会」と「製造」「輸出」「潤滑油」「輸送」「樽」「ケースおよびカン」「国内販売」などの機能別に専門化した一連の委員会よりなつた。

スタンダード石油トラストにおける委員会制度の発達は、規模の巨大化と複雑性の増大、トラスト全体としてのみならず各傘下会社における機能の多様化、一括購入に対する要求の増大、専門家以外には解決できない問題の続発、方針決定のための広範かつ正確な情報の必要などの要因に対応したものであつた。

ところで、こうした要因は、土屋守章氏の指摘にもあるように、<sup>(10)</sup>「本来は、委員会制度よりも、むしろトラスト全体の機能別部門化を要求するもの」であつたともいえる。換言すれば、委員会制度を導入するよりは、トラスト傘下の諸会社を解体し、その営んでいる全活動を機能別に部門化することの方が、こうした要求によりよく合致するものであつたということもできる。しかしながら、すでに明らかにしたように、傘下諸会社の解体、すなわち一会社による傘下諸会社の資産の買収統合は、州外資産に対する二重課税の脅威のために、ロックフェラーおよびその仲間がスタンダード石油グループを単なる共通利害者集団以上のものに再編成するに当って、一度は考慮に入れながらも採用するにはいたらなかつたところのものであつた。またよしんば二重課税のおそれがなかつたとしても、傘下諸会社を解体しその資産を買収統合するというようなことは、もともと自立性の強いこれら企業の経営者のとうてい承認するところではなかつた。さればこそ、スタンダード石油グループ所属の諸会社を依然独立の法人

(10) 土屋守章『管理機構の編成原理』（商学論集，第33巻，第1号，1964年9月）



として存続せしめながら、9名のトラスティーをしてその株式の全部または過半数を集中的に保有せしめるといふ新しい企業統合方式が工夫されたのであった。しかしそれだけに、この方式の下においては、如何にして傘下諸会社の活動の間における調整をはかるかということが最初から重要な問題となってくるのであり、ここに傘下諸会社をそのまま管理上の単位としながら、しかもその間の調整をはかるという委員会制度が創り出されたのであった。

スタンダード石油トラストにおける委員会制度の形成には、いま一つの看過できない要因が働いていた。それはトラスティーの構成における変化であった。すでに繰り返したように、トラストを全体として運営する最終的権限はジョン・ロックフェラー以下9名のトラスティーの手中に委ねられたのであるが、トラスト形成の1882年よりトラストが解体される1892年にいたる期間において、トラスティーの構成にはかなりの変化が生じた。すなわち、最初の9名のトラスティーのうち、O. H. ペインは最初からトラストの最高経営者の一人としての職務を十分に果さず、他のトラスティーがすべてニューヨークに移動することになったあとクリーヴランドを離れなかったが、1884年にトラスティーを辞任した。J. A. ポストウィックは1884, 85年頃にはトラストの運営に関与しなくなり、1887年にその地位を退いた。その頃にはまたW. G. ワードンもトラストの運営に対して活動的ではなくなっていた。またB. プリュースターは1885年に最初の辞意を表明して以来漸次その活動を縮小し、1888年にトラスティーを辞任した。さらに1891年には円熟したトラスティーとして活躍していたC. プラットが急逝した。このようにして1892年には、トラスト全体の運営に経験のある最初の9名のトラスティーのうち、わずかに4名のものが残留していたにすぎなかった。もちろん、ペインやポストウィックに代って、H. H. ロガーズなど3名のものが新しくトラスティーに就任していたが、トラストの運営に関して法的責任を負うべきトラスティーの構成における以上の如き非安定的な状態は、トラスティーの活動を補助すべき管理機構の導入を一層必要とし

たのであった。

さて、トラスティー会によって形成あるいは任命されたところの委員会には、既述のように経営執行委員会と各種の専門委員会があった。まず経営執行委員会 (Executive Committee) はトラスティーおよび他の代表的経営者によって構成され、<sup>(11)</sup> トラスト全体の在り方に関する政策の決定、専門委員会および傘下会社よりの提案の吟味、傘下会社間ならびに各種機能間における活動の調整を主たる任務とした。なおこの委員会とは別に「代理投票委員会」(Proxy Committee) が設置され、フラグラーら3名のトラスティーが委員に就任したが、その任務は、傘下会社の年次総会において、全トラスティーの代表となって株式の議決権を行使し、傘下会社の重役を選任することにあつた。

ところで、経営執行委員会のメンバーが石油業のあらゆる側面についてつねに専門家であるというわけではなかった。そこで同委員会は信頼できる情報および助言を必要としたが、この要求に応じたものが機能別に専門化した一連の委員会であった。すなわち、これらの委員会はそれぞれに専門的スタッフを有して必要な情報を収集し、分析し、そしてそれぞれの専門的機能に関してスタンダードおよびその競争業者が如何なる状態にあるかを執行委員会に報告した。

専門委員会は経営執行委員会に情報を提供する一方、個々の傘下会社に対して専門的助言・勧告を行なつた。通常、傘下会社はこれらの提案を受け入れた。それは一つには、専門委員会のメンバーを選任するに当り、その委員会と関係をもつべき主要傘下会社の代表を必ずその中に含めるよう考慮されていたから

---

(11) 1882年、クリーヴランドのO. H. ペインが前述の如く他のトラスティーとともにニューヨークに移動しなかつたとき、トラスティー会はその内規を利用してペインを除く8名のトラスティーに経営執行委員会として行動する権限を与えた。その最少定員は1884年にさらに7名に減少した。トラスティー以外のものもときどき委員会に出席して決定に参加した。例えばH. H. ロガーズは、1885年のトラスティー就任以前から、一般の方針の決定に参加していたし、また1888年から10年間経営執行委員会委員をつとめたJ. McGeeは決してトラスティーにはならなかつた。(R. W. Hidy and M. E. Hidy, op. cit., p. 57.)

であった。例えば、「潤滑油委員会」のO. T. ウエアリング委員長は、同委員会より助言・勧告を受けるべきトラブソン・ベッドフォード会社の社長であった。

専門委員会は情報の提供や助言・勧告を行なうほか、ときには全トラスティック規模において傘下会社の営む特定の過程的企業機能を調整するという機能を遂行した。すなわち、「ケースおよびカン委員会」(Case and Can Committee)はブリキ入り石油の包装のためにトラスティック全体で必要とされるブリキおよび箱を一括購入し、また「輸出委員会」は全輸出用燈油をプールした販売した。かくて両委員会は、いわば企業連合における共同社人機関または中央販売機関の如き役割を果たした。

スタンダード石油トラスティックにおける委員会制度の発達の結果、各傘下会社の経営者は経営執行委員会によって行動の大枠を与えられ、代理投票委員会によって任免を左右され、また各種の専門委員会より専門的助言・勧告を受け、またときには特色の機能について共同して行動することを要求された。しかしながら、各社の経営陣はなお多大の自主性を与えられていたのであって、適当な利潤をあげている限り会社の日常的運営について殆んど干渉を受けることはなかった。また、彼らは同時に経営執行委員会あるいは専門委員会のメンバーであったために、各傘下会社の提案や不満は彼らを通じて直ちに委員会の中に反映されていった。傘下会社の経営者に対して与えられたこのような部分的自主性は、彼らの仕事に対する興味をより増大するとともに、トラスティックの主脳部を煩雑な日常的業動から解放することになった。要するに、トラスティック方式の創出につづく委員会制度の導入によって、スタンダードは“central control”と“local independence”との間に適当なバランスを確立することに先駆者的成功をおさめたといえるであろう。

# 意志決定の合理性と組織

——サイモンの行動科学的組織論の理論体系——

吉 原 英 樹

## 1. 序

サイモンの行動科学的組織論の基底に一貫して流れている基本的な問題意識は、意志決定の合理性にたいして向けられている。サイモンの行動科学的組織論は、意志決定の合理性の問題をめぐる成立し、展開されている。

さて、サイモンの行動科学的組織論の基本的な問題意識をこのように意志決定の合理性に求めるならば、そこからサイモンの行動科学的組織論が次の二つの課題をもっていることが明らかとなってくる。第一の課題は、サイモンの行動科学的組織論の基礎を確立するために、能力に制約を課せられている現実の人間の合理的な意志決定の記述理論を打ち立てることである。それは、行動科学的組織論に基礎を提供することができる「より適切な人間の選択の記述理論<sup>(1)</sup>」を開発することである。それは意志決定の行動科学的モデルの開発である。第二の課題は、このようにして開発された人間の選択の記述理論を基礎にして、組織の中で人間は実際にどのように意志決定を行なっているか、とくに組織的環境の中でメンバーの合理的な意志決定はどのようにして確保されるか、を明らかにすることである。それは、能力に制約を課せられているメンバーが組織的環境の中で合理的な意志決定を行なうことができることを明らかにすることである。それは、いいかえると、なぜ組織から孤立した個人の意志決定よりも組織的環境の中におかれたメンバーの意志決定がより合理的であるかを明らか

---

(1) Taylor [13, p. 61]

にすることである。

以上のように、サイモンの行動科学的組織論が二つの課題をもっているという観点からサイモンの数多くの著書と論文をみると、それらは次のようにとらえられるのである。第一の課題に答えるために展開されているものとしては、合理的選択の理論がある。第二の課題に答えるために展開されているものとしては、組織影響力の理論と革新の理論がある。そして合理的選択の理論はサイモンの行動科学的組織論の基礎を形成し、組織影響力の理論と革新の理論は「組織論」を形成しているのである。このうちの第一の合理的選択の理論については、すでに別の稿<sup>(2)</sup>において考察がなされている。そしてわれわれはそこで次のような結論を得ているのである。ミクロ経済学とゲームの理論や統計的決定理論などのマネジメント・サイエンスは、全知と完全な合理性を前提とする古典的な合理的選択の理論にもとづいて展開されている。これにたいして、サイモンの行動科学的組織論の基底には、人間の能力の制約にたいする認識と制限された合理性の概念がある。そして「制限された合理性の原理」(the principle of bounded rationality)にもとづいて展開されている新しい合理的選択の理論あるいは意志決定の行動科学的モデルは、サイモンの行動科学的組織論の基礎を形成している。

以上のところから、われわれが本稿で行なわなければならないことは、組織影響力の理論と革新の理論をとりあげ、その内容と特徴を明らかにすることとなるのである。本稿は、したがって、前稿の続編の性格をもっているのである。前稿と本稿の二つによって、サイモンの行動科学的組織論の理論体系が明らかとなるであろう。この二つの稿によって、サイモンの行動科学的組織論の本質的な特色と基本的な立場が明らかにされるであろう。

さて、本稿は、組織的環境の中でメンバーの合理的な意志決定はどのようにして行なわれるかという問題に即してサイモンの行動科学的組織論を検討する。

---

(2) 吉原〔22〕以下これを前稿と呼ぶ。

この場合、すでにのべたところから明らかのように、検討すべきものとしては次の二つがある。組織影響力の理論と革新の理論がそれである。そこでまず、組織影響力の理論の検討から考察をはじめることとする。

## 2. 組織影響力の理論

組織的環境の中でメンバーは実際にどのように意志決定を行なっているか、とくに組織によってメンバーの合理的な意志決定はどのようにして確保されるか、という問題は、サイモンにおいてはまず組織影響力の理論において把握<sup>(3)</sup>られている。次に組織影響力の理論を意志決定の合理性という観点から検討することにした。つまり、組織影響力がメンバーの意志決定の合理性にたいしてどのような明示的な意味をもっているかという観点から組織影響力の理論をとりあげるのである。したがって組織影響力の個々の詳しい検討、すなわち権限、コミュニケーション、専門化、組織忠誠心ないし同一化、能率の基準などについて<sup>(4)</sup>の詳しい検討は、本稿では省略されることになる。

### I 意志決定と影響力と決定前提

サイモンは組織における人間行動を分析するために、意志決定と影響力と決定前提の三つの概念を用いる。この三つの概念とその間の関係がサイモンの人間行動の理論の概念的フレームワークを形成している。組織影響力の理論もこの概念的フレームワークにもとづいて展開されている。そこで次にこの三つの概念とその間の関係を明らかにしよう。

---

(3) 組織影響力の理論の基本的な意図は、このように、組織的環境の中でメンバーの合理的な意志決定が確保される事実と根拠を明らかにすることにあるのである。次を参照のこと。占部 [16, pp. 192-193].

Tannenbaum [12, p. 310. footnote 33]

(4) サイモンの組織影響力の理論を検討した日本の文献としては次のようなものがある。飯野 [14], 占部 [16, ch. 8], 西田 [19] 二村 [20], 松田 [21]

### (1) 意志決定

行動せんとする人間は、彼にとって可能である多くの代替的な行動のコースに直面する。そこで、人間がある特定の行動のコースを採用することは、彼に可能であった他のあらゆる代替的な行動のコースの採用を放棄することを含んでいる。したがって、人間行動には必ず実行 (doing) あるいは行為 (action) に先立って選択 (choice) あるいは意志決定 (decision) の過程が存在するといえる。サイモンは、組織における人間行動を分析するにあたっては、選択あるいは意志決定の過程をとりあげるの<sup>(5)</sup>である。

サイモンは意志決定あるいは選択の過程——サイモンはこの二つを全く同義に使用している——を次のように捉えている。「いかなる瞬間においても数多くの(物理的に)可能な代替的行為群が存在しており、個人はそのうちのいずれの一つをもとることができる。ある過程によってこれらの数多くの代替的行為群が実際にとられる一つの行為へと<sup>(6)</sup>しぼられる。」この過程が意志決定ないし選択の過程である。このように意志決定の過程を捉えるサイモンは、続いて次のようにのべている。「これらの用語(意志決定と選択をさす——筆者註)は通常用いられる場合には意識的な、熟慮した、合理的な選択という意味あいをもっているために、ここでこれらの用語が用いられる場合には、それは、上のような要素がどの程度存在しているかには関係なく、あらゆる選択の過程を<sup>(7)</sup>含んでいることが強調されなければならない。」サイモンはこのように意志決定過程を意識的な、熟慮を必要とする、論理的な過程にのみ限定せず、無意識的な、反射的な、習慣的な過程をも含んだものとして捉えているのである。われわれはここにサイモンの意志決定概念の本質的な特徴をみることができるのである。ところでわれわれは、意志決定概念のこのような特徴がサイモンの行

---

(5) Simon [6, p. 1]

(6) Simon [6, p. 4]

(7) Simon [6, p. 4]

動科学的組織論の全体を貫いて自己を現わしていくことを見落してはならない。すなわち、サイモンが人間の実際の行動の大部分、とくに組織における人間行動の大部分は活動プログラムによって支配され、一定の刺激反応のパターンに従属していると主張するの<sup>(8)</sup>も、また組織の本質的な機能を一定の刺激反応の行動パターンにメンバーの意志決定を従属させることによってその意志決定を組織の目的の達成に向って統合化し、またその合理性を確保することに求めるの<sup>(9)</sup>も、このようなサイモンの意志決定概念の本質的な特徴にその根拠をもっているのである。あるいは逆に、サイモンの行動科学的組織論のこのような本質的な特徴が意志決定概念に反映されているともみることができる。

以上でサイモンの意志決定の概念とその特徴は明らかとなったが、次にサイモンの意志決定概念とバーナードのそれとを比較することによって、サイモンの意志決定概念の特徴がより鮮明になってくるであろう。

バーナードにおいては、意志決定は熟慮と計算と思考の過程であり、目的にたいする手段の意識的な、熟慮を要する選択である。意志決定は論理的なプロセスである。そして個人行動に比べた場合の組織行動の特色は、この論理的過程である意志決定に求められている<sup>(10)</sup>。これにたいしてサイモンにおいては、いま明らかにしたように、意志決定は熟慮と計算と思考の過程に限定されていない。また組織行動の重要な特徴的なパターンは、論理的な思考過程の含まれていない刺激—反応の行動パターンに求められている。このようにバーナードとサイモンにおいては、意志決定の概念と、さらに組織行動との関連で意志決定をどのように把えるかに関して、かなり顕著な相違がみられる。そして重要なことは、この相違の中にバーナード組織論に対比した場合のサイモンの行動科学的組織論の本質的な特色が象徴的にあらわれていることである<sup>(11)</sup>。

(8) Simon [6, p. 91], March and Simon [4, p. 142]

(9) Simon [6, p. 109], 占部 [16, p. 291]

(10) Barnard [2, pp. 185–187]

(11) 参照。占部 [16, p. 189]



サイモンの意志決定の概念は、以上のような内容と特徴をもつ概念として提出されているのである。

## (2) 影響力

サイモンは影響力 (influence) の概念を、影響力を行使する者 (influencer) と影響力を受ける者 (influencee) との間の非対称的な関係 (asymmetrical relation) として扱っている。またサイモンは影響力を行動によって行動をひきおこすことと同義に取扱っている。これによると、AがBにたいして影響力をもっていることは、Aの行動がBの行動をひきおこすことに置き替えることができるのである。<sup>(12)</sup>そしてサイモンは次のようにのべている。「多分われわれは、AのBにたいする影響力を、Bの実際の行動の仕方と、Aがもし存在しない場合（あるいはもしAの要求が変化した場合）に推定されるBの行動の仕方との差異に注目することによって観察する。」<sup>(13)</sup> 影響力の概念は、この場合、人間行動に影響を及ぼすという作用に注目して扱われているといえる。なお、AがBの行動をひきおこすという場合、AがBにたいして次にのべる決定前提を統御することを通してBの行動をひきおこすのである。サイモンはこの点を次のようにのべている。「影響力は、したがって、決定前提にたいする統御を通して行使されるのである。」<sup>(14)</sup>したがって、影響力＝決定前提の統御、として扱われているといえる。

サイモンは影響力の概念を、さらに、人間行動に影響を及ぼすものを広く意味するものとしても使用している。つまり、サイモンは影響力を次にのべる決定前提の源泉 (sources of premises) としても使用している。<sup>(15)</sup>この場合、影響力の概念は人間行動に影響を及ぼすものとして扱われているといえる。

---

(12) Simon. [8, pp. 5-8]

(13) Smin [8, p. 66]

(14) Simon [6, p. 223]

(15) Simon, Smithburg and Thompson [11, p. 219]

さて、影響力の概念をはじめのように把える場合、影響力のメカニズムや影響力の様式 (modes) ないし形態 (forms) が重要な問題となってくる。これにたいして、影響力の概念を決定前提の源泉として把える場合、組織のメンバーの行動にたいして重要な関連をもっている決定前提にはどのようなものがあり、それらの源泉はなにかということが重要な問題となってくる。

さて、サイモンは組織のメンバーの行動にたいして重要な意味をもっている影響力＝決定前提の源泉として次のようなものをあげ、その内容を解明している。

- (1) 当該組織以外からの影響力
  - ① 社会の習俗からの影響力
  - ② メンバーのパーソナリティからの影響力
  - ③ 外部組織からの影響力
  - ④ 以前の教育、訓練、仕事上の経験からの影響力
- (2) 当該組織からの影響力
  - ① インフォーマルな影響力
  - ② フォーマルな影響力

サイモンはこれらの影響力のうち、フォーマルな影響力については、影響力のメカニズムと影響力の様式ないし形態の問題としてとくに詳細に論じている。これは後にとりあげることにしたい。これにたいしてインフォーマルな影響力については、最近の社会心理学、小集団論、人間関係論などの研究成果を基礎にして体系的且つ具体的に論じている。<sup>(16)</sup>サイモンの影響力の分析で特徴的な点としては、社会の習俗からの影響力をきわめて重視していることを指摘することができる。<sup>(17)</sup>このことは、権限受容理論の展開に際して習慣や社会的に期待されている行動様式、あるいは正当性 (legitimacy) の概念を重視していることに

(16) Simon, Smithburg and Thompson [11, ch. 4-5]

(17) Simon, Smithburg and Thompson [11, pp. 69-73] cf. Papandreou [5, p. 192]

端的にあらわれている。<sup>(18)</sup>次に、重要なものとして外部組織からの影響力がある。ところで、サイモンは外部的影響力の問題については、これを影響力の問題としてではなく、むしろ組織の外部環境への適応の問題として行政組織を対象に取りあげている。すなわち、外部的影響力の問題は、組織影響力の理論のフレームワークにおいてではなく、組織均衡理論のフレームワークにおいてとりあげられているのである。<sup>(19)</sup>

### (3) 決定前提

メンバーの意志決定は、彼が組織の内外において過去に受けたそして現在受けているあらゆる種類の影響力の合成効果である。<sup>(20)</sup>たとえばある販売係長のある意志決定は、彼の上司、部下、スタッフ部門、今までの教育及び訓練、インフォーマルな社会集団、労働組合、家庭、性格、社会の習俗などからの影響力の合成的な産物であるといえる。そこでもしメンバーの意志決定を記述し、説明し、さらに予測するためには、このような各種の影響力が彼の意志決定にたいしてそれぞれどのような作用を及ぼすかを明らかにすることが必要となる。このためには影響力と意志決定の二つの概念だけでは不十分であることは明らかである。意志決定の概念は人間行動の最終的な分析単位としてはグロスすぎるのである。ここに決定前提の概念が人間行動の分析の最小の単位として構成されてくる理由がある。サイモンはこの点について次のようにのべている。「ここに、人間の選択の理論において意志決定はあまりにもグロスな分析の単位であり、それを構成する諸前提に解剖しなければならないという、私が

---

(18) Simon [6, p. 130]

Simon, Smithburg and Thompson [11, pp. 198-200]

(19) Simon, Smithburg and Thompson [11, ch. 18-25. esp. pp. 387-389, p. 421, pp. 537-538, p. 542] なお外部的影響力については次を参照。

Papandreou [5, pp. 191-205]

Tannenbaum [12, pp. 314-316]

(20) Simon, Smithburg and Thompson [11, p. 55]

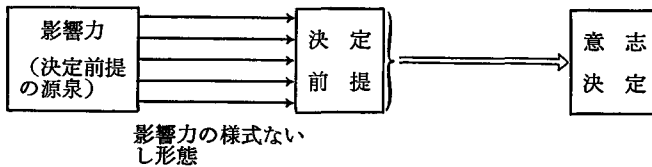
前に行なった論評の意義がある。<sup>(21)</sup> また「したがって、分析の最小の単位として役立つのは、意志決定そのものよりもむしろこの決定前提（そしてどんな意志決定においても数多くの決定前提が結合されている）なのである。<sup>(22)</sup>」とのべている。

このように、決定前提の概念はサイモンの一つの「技術的なイノベーション」<sup>(23)</sup> (technical innovation) であり、それはサイモンの人間行動の理論の中核的な方法的概念となっているのである。<sup>(24)</sup>

さて、サイモンは決定前提の概念を中核として、次のような人間行動の理論の概念的フレームワークを形成する。<sup>(25)</sup>

- (1) 意志決定は一組の決定前提からひき出される結論である。人間の選択のプロセスは諸決定前提から結論をひき出すプロセスである。
- (2) 各種の影響力は、それぞれ各種の決定前提をメンバーにたいして提供したり、きめたり、あるいは内面化させることを通して間接的にメンバーの意志決定に作用する。

以上のところをまとめて、サイモンの人間行動の理論の概念的フレームワークを図式的に示せば、次のようになるであろう。(第1図)



第 1 図

さて、以上でサイモンが組織における人間行動を分析するために構成した概念的フレームワークが明らかとなった。それではサイモンはこの概念的フレー

(21) Simon, [6, xxx]

(22) Simon, [6, xii], cf. Simon [8, pp. 200-201].

(23) Simon, [6, xii]

(24) 参照。占部 [16, p. 169, pp. 291-292].

(25) Simon [6, xii, p. 123. p. 223] [7, p. 1132] [9, pp. 272-273]

ムワークを用いて組織における人間行動をどのように把えているのであろうか。サイモンは組織的環境の中でメンバーの合理的な意志決定が確保されることを、この概念的フレームワークを用いてどのように明らかにしているのであろうか。これが次にとりあげなければならない課題である。

## Ⅱ 組織影響力と意志決定の合理性

サイモンは次のようにのべている。「個人の選択は『与えられたもの』の環境——選択の基礎として選択主体によって受容されている諸前提——の中で行なわれる。そして行動はこれらの『与えられたもの』によって定められた限界内においてのみ適応したものとなる。

もし選択の心理学的環境すなわち『与えられたもの』が偶然的なやり方で定められたとするならば、そのときには大人の行動は子供の行動よりもより高度のパターンあるいは統合性を示すことはないであろう。しかしより高度の統合性と合理性を達成することは可能である。なぜならば、選択の環境自身が選択することが可能であり、また熟慮をもって変えることが可能なものであるからである。部分的にはこれは個人的な問題である。すなわち、個人はある特定の刺激や情報が自分に働きかけるような状況に自分自身をおく。しかしきわめて重要な程度にこれは組織的な問題である。組織がはたしている一つの機能は、組織のメンバーの意志決定を組織目的に適合させ、そしてこれらの意志決定を正しく行なうために必要な情報をメンバーに提供するような心理学的環境の中にメンバーをおくこと<sup>(26)</sup>である。」

われわれはこのサイモンの主張の中に次のような一連の重要な理論的命題を<sup>(27)</sup>読みとることができるのである。

---

(26) Simon, [6, p. 79]

(27) Simon [6, xii, p. 123, pp. 240-241], [7, p. 1132, pp. 1134-1135], [8, p. 199], [9, pp. 272-273], March and Simon [4, p. 139] なお詳細については次を参照。吉原 [22]

第一の命題は、人間の選択は選択の心理学的環境の中で行なわれるというものである。人間の意志決定は、その能力の制約のゆえに、あらゆる複雑性を含んだリアルな世界の限定された、近似的な、単純化されたモデルを対象に行なわれるのである。人間の意志決定は意志決定者によって受容されている一定の決定前提からひき出される結論なのである。

第二の命題は、人間の選択の合理性は選択の心理学的環境によって規定されているというものである。これは第一の命題からの論理的帰結である。人間の意志決定の合理性は、意志決定がそれにもとづいて行なわれる単純化モデルによってあるいは決定前提によって規定されているのである。意志決定の合理性は主観的、相対的な性格をもっているのである。

第三の命題は、選択の心理学的環境は意識的に形成したり変更することが可能なものであるというものである。選択の心理学的環境は固定したものではない。選択の心理学的環境は、選択主体が自分で形成することができるものであり、また外から他の人が選択主体に提供することができるものである。

第四の命題は、選択の心理学的環境の選択と形成と変更において組織がとくに重要な役割を演じるというものである。メンバーの選択の心理学的環境は大部分組織を通して形成されるのである。メンバーの決定前提の大部分は組織によって提供されるのである。そしてこのことによってメンバーの合理的な意志決定が可能となるのである。

さてここまでのべてくるならば、組織の中でメンバーの合理的な意志決定がどのようにして確保されるかの問題は、メンバーの合理的な意志決定を可能とする選択の心理学的環境が組織の中でどのようにして形成されるかの問題であることが明らかとなるであろう。合理的な意志決定をそこからひき出すことができる決定前提がどのように組織を通して各メンバーに提供されるかを分析することが、問題の眼目となるのである。問題の核心は、このようにして、組織における選択の心理学的環境の形成に求められることとなるのである。

さてサイモンは、組織がメンバーの意志決定に影響力を行使するために用いる機構 (mechanism) として、次のものをあげている。<sup>(28)</sup>

- (1) 分業——組織は仕事をメンバーの間に分割する。各メンバーに達成すべき特定の仕事を与えることによって、分業はメンバーの注意をその仕事に向けさせ、限定させる。この分業によって各メンバーの担当する意志決定は単純化される。
- (2) 標準的手続——組織は反復的な、常規的な業務のために標準的手続 (standard practices) を確立する。この標準的手続の確立によって同じような問題が生じるたびに新たに意志決定を行なう必要はなくなる。
- (3) 権限のシステム——組織は分業化した各メンバーの意志決定を組織全体の見地から統合するために権限のシステムを確立する。権限のシステムには、フォーマルな階層的権限のライン、専門家の職能的権限のライン、さらにインフォーマルな権限のラインがある。
- (4) コミュニケーションのシステム——組織は各メンバーの合理的な意志決定のために必要な各種の情報や知識を伝達するためにコミュニケーションのシステムを確立する。コミュニケーションのシステムにも、フォーマルな性格のもと社会集団を基礎とするインフォーマルな性格のものがある。
- (5) 訓練と教育——組織は影響力の「内面化」 (internalization) のために訓練と教育の機構を形成する。各メンバーは影響力の内面化によって知識、技能、忠誠心を獲得し、組織にとって合理的な意志決定を自分自身から自発的に行なうようになる。

またサイモンは、組織が行使するフォーマルな影響力の様式ないし形態として次のものをあげている。<sup>(29)</sup>

---

(28) Simon [6, pp. 102-103]

(29) Simon [6, p. 11, p. 123, p. 226], Simon, Smithburg and Thompson [11, p. 313]

- (1) 権限
- (2) コミュニケーション——助言，説得，情報
- (3) 訓練
- (4) 内面化した影響力——能率の基準，組織忠誠心
- (5) 人材の選抜

そしてサイモンは、メンバーの個々の意志決定にたいしてこれらの様式ないし形態の種々の組み合わせから成る影響力の複雑な構造がはたらいていると主張する。<sup>(30)</sup>

さらにサイモンは、多種多様な組織影響力をメンバーの個々の意志決定に集中させるにあたって特に重要な管理テクニック (administrative techniques) として、計画 (planning) と審査 (review) の二つをあげている。<sup>(31)</sup> 計画は次の二つの理由から意志決定に影響を与える方法として特別に重要な意味をもっている。計画は第一に、行動の複雑なパターンの全体を細部に至るまで規定し、コントロールすることができる。計画は第二に、多くの専門家の知識を組織の権限のラインによってひきおこされるいろいろのめんどろな問題を全く伴うことなしに意志決定に利用することを可能とする。これにたいしてもう一つのテクニックである審査は、次の四つの機能を果すことができる。

- (1) 部下の意志決定の質の診断及び部下の意志決定についての情報の確保
- (2) 組織影響力によって部下のそれ以後の意志決定を修正すること
- (3) 意志決定が確実に正しく行なわれるように上告の機能を果すこと
- (4) 権限の受容のための制裁 (sanctions) を行使するために必要な情報の確保

この四つの機能を通して審査は、各メンバーがその意志決定をきめている諸決定前提にたいして責任をもつようにすることを可能とするのである。

---

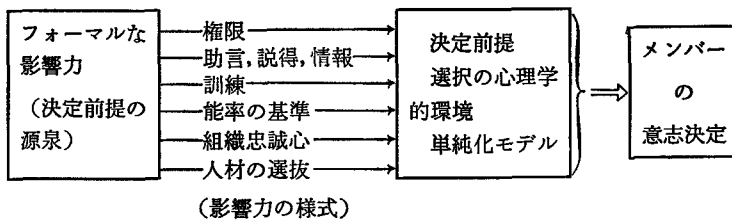
(30) Simon [6, p. 224]

(31) Simon [6, pp. 228-234]



組織のフォーマルな影響力は、上にあげたような各種の影響力のメカニズムを通して、各種の影響力の様式ないし形態をとって、さらに各種の管理テクニックを用いてメンバーに行使されるのである。ところで影響力の行使とは、すでにのべたように、決定前提の統御を通してメンバーの意志決定を左右することを意味している。それは、選択の心理学的環境の形成と変更を通してメンバーの選択を統御することを意味している。したがって、組織はメンバーの合理的な意志決定を可能とする選択の心理学的環境をどのようにしてメンバーに提供するのであろうかというさきほどの問題にたいしては、次のように答えることができるのである。組織はそのフォーマルな影響力を、各種のメカニズムを通して、各種の様式ないし形態をとって、さらに各種の管理テクニックを用いてメンバーに行使し、メンバーの選択の心理学的環境を統御し、このことを通してメンバーの合理的な意志決定を可能にする。組織はそのフォーマルな影響力によって合理的な意志決定に必要な決定前提をメンバーに提供し、このことによってメンバーの合理的な意志決定を可能とする。

以上のところをさきに示したサイモンの人間行動の理論の概念的フレームワークに従って図式的に示すならば、次のようになるであろう。(第2図)



第 2 図

次に、サイモンの組織影響力の理論にみられる特徴的な考え方を明らかにしよう。サイモンは、組織のメンバーの行動がフォーマルな影響力によってかなりの程度刺激—反応化する点を重視している。たとえば次のようにのべている。「管理人にとっておそらく最も顕著でユニークなことは、組織影響力はある特<sup>し</sup>

定の仕事（例えば、もしそれが彼の仕事であれば山火事を消すこと）を管理人にさせるばかりではなく、組織の目的を他人との協働で達成するのに適切なことはなんでも行なう習慣的行動パターンを管理人に植えつけるということである。管理人は協働的行動の習慣を発展させるのである。<sup>(32)</sup> このように組織におけるルーチン化した人間行動を重視することは、すでにのべたように、サイモンの行動科学的組織論の顕著な特色の一つとなっているのである。サイモンは組織の本質的な機能の一つとして組織における意志決定のルーチン化を考えているのである。ところでわれわれは意志決定のルーチン化に関して次のことを見落してはならない。それは、意志決定のルーチン化は能力に制約を課せられているメンバーにとっては合理的な意志決定を確保するための一つの重要な方法であるという認識である。<sup>(33)</sup>

以上で、組織がメンバーの意志決定の合理性にたいしてもつ効果は明らかとなった。組織影響力によってメンバーの合理的な意志決定が可能となることが明らかとなった。「われわれが組織と呼ぶ行動パターンは、したがって、広い意味での人間の合理性を達成するのに不可欠である。合理的な個人は組織化され制度化された個人であり、またそうでなければならぬ。<sup>(34)</sup>」今やわれわれは、このサイモンの主張が意味するところを十分に理解することができるのである。

ところで、組織影響力がメンバーの行動にたいしてもつ効果を正しく理解するためにはさらに次の点を補充しておかなければならない。それは、組織がそのフォーマルな影響力の行使によってメンバーの行動をコントロールできる程度と範囲はかなり限定されていることである。われわれはこのことを忘れてはならないのである。<sup>(35)</sup>

---

(32) Simon, Smithburg and Thompson, [11, p. 82]

(33) 吉原 [22]

(34) Simon [6, p. 102].

(35) Simon, Smithburg and Thompson [11, p. 91, p. 129]

### Ⅲ 組織の構造的側面の分析

組織影響力の理論は、今までのところから、組織がフォーマルな影響力の行使によってメンバーの合理的な意志決定をどのように確保するかを明らかにしている理論であるといえる。この理論においては、専門化の態様、権限のシステム、コミュニケーションのシステムなどを通じて組織はどのような決定前提をメンバーに提供し、このことによってメンバーの合理的な意志決定がどのように確保されるかが分析されている。そこでは、「メンバーの意志決定に影響を与え、メンバーの意志決定の間に一貫性を与え、メンバーの意志決定が全体的な組織目的と適合するように保証するために組織の内部に存在しているメカニズム<sup>(36)</sup>」が分析されているのである。さらにそこでは、組織のフォーマルな影響力の行使の様式ないし形態と影響力の行使のために用いられる管理テクニックが分析されているのである。

このようにみえてくると、組織影響力の理論は、主として組織の構造的諸要因がメンバーの意志決定にたいしてどのような影響を及ぼしているかを分析している理論であることが明らかとなる。組織影響力の理論は、組織の構造的諸要因がメンバーの合理的な意志決定を確保するのにいかに貢献しているかを明らかにしている理論であるといえる。サイモンの次のような主張も、組織影響力の理論をこのように理解することが正しいことを裏書きしていると考えることができる。「理論は、組織構造が組織の諸構成部分と個々のメンバーにたいして及ぼす影響を（組織全体の見地から判断して）批判するものでなければならない<sup>(37)</sup>。」

ところで、このような組織影響力の理論の理解は、占部教授の経営にたいす

---

(36) Simon, [6, xi-xii]

(37) Simon, [6, p. 241]. なおハワードは次のようにのべている。「第一のもの（組織論——筆者註）は、経営者が実際に意志決定を行なうときに組織構造が彼に与える影響をとりあげる。」Howard [3, p. 1] このハワードの組織論の理解は、サイモンの組織影響力の理論を念頭においたものであるとみることができる。

る二側面的把握の考え方を検討することによってより明らかとなる。占部教授の見解は次のように要約することができるであろう。具体的な経営活動は一定の客体的な経営構造と一定の主體的な行為との結合したものとしてみられる。具体的な経営活動をそれ自体として分析することは困難である。そこで具体的な経営活動は、これを経営の構造的側面と経営の動的側面の二つの側面に分けて分析することが必要となってくる。経営の構造的側面は、主體的、合目的な行為にたいして客観的な構造ないし状況が優位を占める側面である。経営の動的側面は、客観的な構造ないし状況にたいして主體的、合目的な行為が優位を占める側面である。このようにして、経営理論は経営の構造的側面を解明する理論と経営の動的側面を解明する理論の二つから構成されることになる<sup>(38)</sup>。

さてこの占部教授の見解に従うならば、組織影響力の理論は、それが組織の構造的諸要因がメンバーの意志決定にたいして及ぼす影響を分析している点からして、組織の構造的側面を分析した理論であるということができる。

#### IV 管理決定

サイモンは組織影響力の理論の一環ないし延長として管理決定 (administrative decisions) の概念を提出する。いままでとりあげてきた組織影響力の理論が主として組織の構造的側面を分析しているのにたいして、管理決定の概念は、組織影響力の理論の一環ないし延長でありながら、組織の動的側面の注目から提出された概念である。管理決定は組織の機能としての意志決定の一つである。管理決定は業務的決定 (operating decisions) と戦略的決定 (strategic decisions) とともに組織の機能を構成しているのである。このように、サイモンは組織影響力の理論の一環ないし延長として管理決定の概念を提出しているのである。次に管理決定の概念について考察を加えることにする。

サイモンは合理的な意志決定を行なうためには、次の三つのステップが必要

(38) 占部 [15, pp. 10-11], [17, p. 99], [18, pp. 66-67]

であるという。<sup>(39)</sup>

- (1) 目標となる価値, 価値を達成する一般的方法, 価値を達成する意志決定に必要な知識と技能と情報, についての広範な意志決定
- (2) 日常の個々の意志決定が広範な意志決定に適合するように保証するメカニズムの考案と形成に関する意志決定
- (3) 上の二つの意志決定によって定められる枠の中でなされる日常の執行的意志決定

このことから, 組織はメンバーの合理的な意志決定を確保するためには, 次の二つの問題を解決しなければならないことになる。<sup>(40)</sup>

- (1) 広範な計画的意志決定とより狭い範囲の日常の執行的意志決定の間の適切な分業の確立。これは執行者と管理者との間の意志決定職能の垂直的分業の問題である。
- (2) 計画的意志決定によって日常の執行的意志決定が有効適切にコントロールされることを保証するメカニズムの確立。これは影響力のメカニズムの確立の問題である。

この二つが管理にとって根本的に重要な問題となるのである。

ところで, この二つの問題は<sup>(41)</sup>いずれも管理決定 (administrative decisions) の問題であることを注意しなければならない。サイモンは管理決定について次のようにのべている。「……『管理』決定は意志決定のプロセスそれ自身を対象とする意志決定である。つまり, 管理決定は組織の仕事の内容をきめるのではなく, むしろ特定の組織において意志決定職能はどのように配分されるべきか, そしてどのように影響を受けるべきか, をきめるのである。<sup>(42)</sup>」つまり, 管理決

---

(39) Simon, [6, p. 96]

(40) Simon [6, p. 97]

(41) サイモンの管理決定の概念は, アンソッフの管理決定の概念と若干異なっている。アンソッフの管理決定の概念には資源の獲得と開発が含まれている。Ansoff [1, p. 6].

(42) Simon [6, p. 245]

定は組織構造に関する意志決定であり、組織構造の確立と維持を内容とする意志決定である。<sup>(43)</sup>

このようにして、サイモンにおいては組織の動態的側面は管理決定の問題として扱われているのである。合理的な意志決定のための組織構造ないし組織的環境の確立と維持を内容とする管理決定が、組織の動態的側面の問題として扱われているのである。

ところで、サイモンは管理決定の問題を主として現業的従業員の合理的な行動を確保する組織構造ないし組織的環境の形成の問題として扱っている。次にこの点をとりあげよう。

サイモンは次のようにのべている。「本書での分析の展開の基礎となっている中心的な主題は、組織行動は意志決定過程の複雑なネットワークであり、それは全て現業員——組織の実際の『物理的』な仕事を担当する従業員——の行動に影響を与えることをめざしているというものである。」<sup>(44)</sup> また次のようにも  
のべている。「組織の研究においては現業的従業員が注意の焦点でなければならない。というのは、組織構造の成功はその中の現業的従業員の業績によって判断されるからである。組織の構造と機能にたいする洞察は、現業的従業員の意志決定と行動が組織の中で、また組織によってどのように影響を受けるかを分析することによって最もよく得ることができる。」<sup>(45)</sup> 組織の基本的な問題が、このようにサイモンにおいては、現業的従業員の行動の問題に求められているのである。これに応じて組織影響力の分析の焦点は、組織の構造的諸要因を通して行使される組織影響力が現業的従業員の行動にたいしてもつ効果に向けられている。<sup>(46)</sup> そして同様に管理決定の問題も、現業的従業員の合理的な行動を確保する組織的環境の形成の問題に求められてくるのである。サイモンは次のよう

(43) Simon [6, pp. 245-246]

(44) Simon [6, p. 220].

(45) Simon [6, p. 3]

(46) Simon [6, p. 11]

にのべている。「それ(能率的な管理組織の形成——筆者註)は、現業員を配置し、そして現業員集団に影響を及ぼして彼らの行動を調整された有効な行動パターンとすることができる監督者を彼らの上に置く仕事である。<sup>(47)</sup>」

さて、現業的従業員の行動は他のメンバーの行動に比べてより単純であり、より反復的である。これに応じて彼らの行動の刺激—反応化ないしプログラム化の程度はより顕著である。このような点からサイモンは管理決定の問題としてとくに合理的な刺激—反応の行動パターンを開発し、これにメンバーの行動を従属させる問題を重視するのである。

以上の検討の結果、サイモンにおいては組織の動態的側面は合理的な意志決定を確保する組織構造の形成という管理決定の問題として扱われていることが明らかとなった。さらに、管理決定の問題は特に現業的従業員の合理的な行動を確保する組織的環境の形成の問題として扱われていること、またこのことと関連して行動の刺激—反応化が重視されていること、が明らかとなった。サイモンは組織の動態的側面を組織における意志決定の構造化として扱っているといえるのである。<sup>(48)</sup>

なお、サイモンは最近に至るほど次にとりあげる革新を組織の重要な問題とみるようになってきているが、これに応じて管理決定の問題意識にも変化が生じている。サイモンは比較的最近の論文において次のようにのべている。「トップの経営者の主要な仕事は、このようなよく知られた創造的問題解決のプロセスが効果的に遂行されるような組織的環境を創造することである。<sup>(49)</sup>」このように管理決定の主要な課題がここでは革新のための組織的環境の形成に求められているのである。

---

(47) Simon [6, pp. 2-3].

(48) 参照。占部 [16, pp. 193-196, p. 302]

(49) Simon [10, p. 68]

## V 『管理行動論』の基本的性格

さて次に革新の理論をとりあげなければならない。ところでその前に、これまで考察してきた組織影響力の理論が主として展開されている『管理行動論』<sup>(50)</sup> (“Administrative Behavior”) についてその基本的性格を明らかにしておきたい。このことによって、革新の問題をとりあげたことがサイモンの行動科学的組織論の展開にたいしてもつ画期的な意味が明らかとなるからである。

占部教授はサイモンの『管理行動論』の内容と方法論について次のような批判的見解を提示されている。

第一に、占部教授は、『管理行動論』がその内容の基本的指向においてマックス・ウェーバーの官僚制組織論と軌を一にしていると主張される。両者は次のような点を強調している点で軌を一にしているとされるのである。(1) 組織の技術的優秀性、(2) 組織における反応的な行動パターン、(3) 組織の没主観性、(4) 組織における専門化、(5) 組織における集権化。<sup>(51)</sup>そして占部教授は結論として次のようにのべておられる。「とくに経営組織論としてみると、サイモンの『管理行動論』にあらわれた範囲での彼の管理論は、反応的な行動パターンの重視に偏向する点において、組織の革新の職能の認識を全く欠いている。また、組織行動の規則性を強調し、変化する環境にたいする組織の伸縮的、動態的な適応の理論を欠く点において、官僚制組織論と同じ種類の重大な欠陥をもっているといわなくてはならない。」<sup>(52)</sup>

第二に、占部教授は『管理行動論』の方法論について次のような批判を提出<sup>(53)</sup>されている。

(1) 意志決定が管理決定に限定されているために、そこで展開されている管

---

(50) 邦訳本は『経営行動』となっているが、本稿は本書の内容をより適切に表現するために占部教授にならって『管理行動論』とする。

(51) 占部 [16, pp. 293-296]

(52) 占部 [16, p. 297],

(53) 占部 [16, pp. 297-301]



理論は組織の構造論（意志決定の構造化の理論）に終わっている。

(2) 組織の革新の職能の概念が全く欠けている。

(3) 管理人のモデルと経済人のモデルの統合がなされていない。

(4) 管理論の主題が手段合理性の追求におかれているために、経営組織に不可欠な存在である企業者の意志決定のモデルが欠けている。

(5) 環境適応の理論が欠けている。

さて、われわれは以上の占部教授の『管理行動論』にたいする批判的見解から、サイモンの『管理行動論』に関して次のような結論をひき出すことができるのである。『管理行動論』は革新の概念を全く欠いている。それは組織影響力と管理決定に限定してその理論的分析を展開している。『管理行動論』は組織の一つの側面ないし問題領域にその分析の対象を限定しているのである。このように革新の問題をとりあげずに専ら組織影響力と管理決定の問題をとりあげている点に、『管理行動論』のユニークなそして基本的な性格があると考えられるのである。

### 3. 革新の理論

組織影響力と管理決定を通じて組織における意志決定は構造化される。意志決定の構造化の結果メンバーの意志決定は合理的なものとなる。またメンバーの意志決定の大部分はプログラムによって支配され、その行動パターンは刺激-反応のパターンの特徴を示すようになる。ところで、組織はその目的を達成しなければならない。組織をめぐる環境的諸条件が比較的安定している場合には、組織はそのプログラムによって組織目的の達成において満足な成果をあげることができる。むしろこの場合には、精緻なプログラムの体系のために組織はより満足な成果をあげることができる。しかしながら組織をめぐる環境的諸条件が急激に変化する場合には、組織は既存のプログラムによってはもはや組織目的の達成において満足な成果をあげることができなくなることがある。こ

のときには、既存のプログラムを変革することが組織にとって最も重要な問題となってくる。

サイモンは以上のような問題意識にもとづいて、革新を次のようにプログラムの変革として捉えるのである。「着手 (initiation) と革新 (innovation) は、変化が今まで組織のプログラムのレパートリーの一部ではなく、またプログラム化した切替ルール (programmed switching rules) の単純な適用によっては導入できない新しい活動プログラムの考案と評価を要求するときあらわれ<sup>(54)</sup>る。」つまり、既存のプログラムを変革する活動を革新というのである。既存の刺激-反応化した意志決定のパターンに代えて新しい意志決定のパターンを発見し、開発し、実施する活動が革新なのである。<sup>(55)</sup> 組織における意志決定の合理性はこのような革新の職能を必要とする。<sup>(56)</sup>

このようにして、サイモンは組織の最も動態的な側面を革新として捉えるのである。ところで、革新をめぐる問題は、マーチ=サイモンの“Organizations”とサイモンの“The New Science of Management Decision”を中心に展開されている。この両著の出現によって『管理行動論』ではとりあげられなかった革新という組織の重要な問題領域が明らかにされるようになったのである。これはサイモンの行動科学的組織論の展開にたいして画期的な意味をもっている。この点について占部教授は次のようにのべておられる「しかし、われわれがここで指摘したサイモン管理論の限界は、その後の研究により、その一部はサイモン自らの手によって、あるいはサイモンの後継者の手によって、打開されようとしている。すなわち、『管理行動論』が基本的に指向した組織構造論から脱皮して、経営の意志決定の過程にたいする分析を行ない、また、計画と革新の理論を展開する試み<sup>(57)</sup>がその後<sup>(57)</sup>にみられるのである。」つまり、革新の問題がと

(54) March and Simon [4, pp. 174-175]

(55) March and Simon [4, p. 186].

(56) 参照。占部 [16, p. 299]

(57) 占部 [16, p. 301]

りあげられることによって、刺激—反応の行動パターンにかわって躊躇—選択の行動パターンが重要な分析の対象となって登場してくるのである。定型的意志決定 (programmed decision) から非定型的意志決定 (nonprogrammed decision) へと分析の焦点が移動してくるのである。さらに、革新の問題をとりあげることによって、組織の環境適応という新しい問題をサイモンの行動科学的組織論の対象領域に加えることが可能となってくるのである。

革新の理論は、このように、サイモンの行動科学的組織論の展開にたいして文字通り画期的な意味をもっている。サイモン及びマーチ=サイモンが革新に関してとりあげている問題にたいして検討を加えることは重要な仕事であるが、このためには独立の論文を必要とするであろう。したがってここでは、革新の問題をとりあげたことがサイモンの行動科学的組織論の展開にたいして画期的な意味をもっていることを指摘しておくにとどめたい。

#### 4. 結論——サイモンの行動科学的組織論の本質と理論体系

サイモンの行動科学的組織論はきわめて革新的な性格をもつ理論である。それは伝統的な管理論にたいして挑戦する理論の性格をもっている。とともに、それはミクロ経済学とマネジメント・サイエンスにたいして挑戦する理論の性格をもっている。本稿と前稿は、サイモンの行動科学的組織論を、それがミクロ経済学とマネジメント・サイエンスにたいして挑戦する理論であるという観点から捉えようとしたものである。

さてわれわれは前稿と本稿の両者でもってサイモンの行動科学的組織論の本質と理論体系を明らかにしようとしてきた。ここでこれまでの考察から得られる結論を明らかにしておきたい。

サイモンはまず、全知と完全な合理性を前提とする場合には組織がそもそも問題となり得ないこと、したがって組織論も成立しえないこと、を明らかにする。ミクロ経済学とマネジメント・サイエンスは、それが全知と完全な合理性

を前提とする古典的な合理的選択の理論にもとづいているために、組織の問題をとらえることはできないのである。そこでは、意志決定が組織的環境の中で行なわれるという事実が捨象されてしまうのである。これらの理論においては、意志決定が組織的関連から捨象されて考察されざるを得ないのである。

以上のように考えるサイモンは、そこで、行動科学的組織論をその上に展開させる基礎として新しい合理的選択の理論を開発するのである。それは、古典的な合理的選択の理論が全知と完全な合理性を基本的前提としているのにたいして、人間の能力の制約と制限された合理性を基本的前提としている。それは意志決定の行動科学的モデルである。サイモンの行動科学的組織論はこの意志決定の行動科学的モデルを基礎として展開されているのである。

以上のようにして、サイモンの行動科学的組織論の基本的な立場は、ミクロ経済学とマネジメント・サイエンスにたいする批判ないし挑戦に求められているのである。<sup>(58)</sup>

サイモンはつづいて意志決定の行動科学的モデルを基礎としてその上に「組織論」を展開する。組織的環境の中でメンバーはどのように意志決定を行なっているか、とくに組織の中でメンバーの合理的な意志決定はどのようにして確保されるのか、がとりあげられるのである。

まず組織影響力の理論において、組織的環境が意志決定にたいしてどのような影響を及ぼすか、そして合理的な意志決定の確保にたいしてどのように貢献しているか、が明らかにされる。それは、専門化のパターン、権限のシステム、コミュニケーションのシステムなどの組織の構造的諸要因がメンバーの意志決定にたいして与える明示的な影響を明らかにしている。組織影響力の理論は組織の構造的側面を分析するものである。

次にサイモンは組織影響力の理論の一環ないし延長として管理決定の概念を提出する。管理決定は組織の機能の一つであり、組織構造の維持と確立を対象

---

(58) 詳細については次を参照。吉原 [22]

とする意志決定である。そして管理決定の課題として、メンバーの合理的な意志決定を可能とし、確保する組織的環境の形成が問題とされるのである。管理決定は組織影響力とともにメンバーの意志決定を構造化する。

サイモンはさらに構造化された意志決定パターンの変革の問題を革新の問題としてとりあげるに至る。ここで組織の最も動的な側面が革新の概念でとらえられるのである。ところで革新の概念はサイモンの行動科学的組織論の展開にたいして文字通り画期的な意味をもっている。というのは、『管理行動論』の内容は組織影響力の理論であり、そこには革新の概念が全く欠けているからである。サイモンの行動科学的組織論は、したがって、革新の問題をとりあげることによって全く新しい展開期を迎えるのである。

#### 引用文献

- [ 1 ] H. I. Ansoff, *Corporate Strategy*, 1965.
- [ 2 ] C. I. Barnard, *The Functions of the Executive*. 1938. (田杉競監訳, 経営者の役割, 昭和33年)
- [ 3 ] J. A. Howard, *Marketing: Executive and Buyer Behavior*. 1963.
- [ 4 ] J. G. March and H. A. Simon, *Organizations*. 1958.
- [ 5 ] A. G. Papandreou, "Some Basic Problems in the Theory of the Firm," in B. F. Haley, ed., *A Survey of Contemporary Economics*, vol. II. 1952, pp. 183-219.
- [ 6 ] H. A. Simon, *Administrative Behavior*, 1947. 2ed., 1957. (松田武彦・高柳暁・二村敏子訳, 経営行動, 昭和40年)
- [ 7 ] H. A. Simon, "Comments on the Theory of Organizations," *American Political Science Review*, December 1952, vol. 46. pp. 1130-1139.
- [ 8 ] H. A. Simon, *Models of Man*. 1957.
- [ 9 ] H. A. Simon, "Theories of Decision-Making in Economics and Behavioral Science," *American Economic Review*, June 1959, vol. 49. pp. 253-283.
- [ 10 ] H. A. Simon, "The Decision Maker as Innovator," in S. Maillick and E. H. Van Ness, ed., *Concepts and Issues in Administrative Behavior*. 1962. pp. 66-69.
- [ 11 ] H. A. Simon, D. W. Smithburg and V. A. Thompson, *Public Administration*.

1950.

- [12] R. Tannenbaum, "Managerial Decision—Making," in D. E. Porter and P. B. Applewhite, ed., *studies in Organizational Behavior and Management*. 1964. pp. 295–318.
- [13] D. W. Taylor, "Decision Making and Problem Solving," in J. G. March, ed., *Handbook of Organizations*. 1965. pp. 48–86.
- [14] 飯野春樹, 「経営管理と権限理論」*経済論叢* (京都大学) 第81巻第1号, 昭和33年1月, pp. 29–45.
- [15] 占部都美, 近代経営管理論, 昭和32年。
- [16] 占部都美, 近代管理学の展開, 昭和41年。
- [17] 占部都美, 経営学の基礎理論, 昭和41年。
- [18] 占部都美, 「近代管理学と企業の行動理論」*国民経済雑誌*, 第114巻第5号, 昭和41年11月, pp. 54–67.
- [19] 西田耕三, 「組織における調整過程と意思決定——伝統的管理論とサイモン理論——」*愛知大学経営会計研究*, 第6号, 1965年12月, pp. 55–74.
- [20] 二村敏子, 「オーソリティの源泉について」*商学論集* (福島大学), 第33巻第3号, 1964年12月, pp. 49–70.
- [21] 松田武彦, 「サイモンの組織理論」馬場敬治編, *米国経営学* (上), 昭和31年, pp. 71–119.
- [22] 吉原英樹, 「意志決定の行動科学的モデル」*会計*, 第91巻第3号, 昭和42年3月, pp. 136–159.

#### [後記]

本稿と前稿を作成するにあたっては終始本学の占部都美先生から適切な御教示をいただいた。ここに記して心から感謝申し上げたい。

(1966. 11. 23.)

# 低開発国における資本変動の一考察

——ラテン・アメリカを中心として——

藤 田 正 寛

## 1

発展途上の諸国は一般に低開発国といわれ、資源とくに第一次産品の輸出国である。しかも、低所得国が多く、経済の後進性をもつ反面、広い投資市場もっているために先進国の資本にとり魅力ある市場でもある。いわゆる創業者利潤の存在がそれであるといわれている。低開発国は大概、新興国であり、新しい国づくりのための経済計画をもって先輩工業国への遅れをとり戻すための努力をしているが、資本蓄積が困難であることから当然、工業化のための資本財購入の金・外貨、すなわち、国際準備が不足している。輸出産業である一次産品が世界市場の景況に支配され、需要構造の不安定性が、工業化の資本財輸入を急ぐ態勢と相まってインフレ的圧力となって、これらの諸国の物価水準を騰貴させ実質所得の下落、通貨の減価をまねいている。しかも基本的には民族的にも貯蓄意欲が低い地域が多く、消費のデモンストレーション効果が大きい場合、いよいよ輸入増大に拍車をかけ、国際収支の悪化、経済の疲弊を結果しているのである。

低開発国にたいしては公私、両面から国際的に資本が流入して、経済の発展のための資金需要にこたえてきた。しかし、これらの資本移動は必ずしも、十分にその効率をあげることができたとはいいい切れぬものがある。

低開発国が輸入した資本投資を対外債務としてどのように把握するかについて、接近方法は一様ではないが、とくに注目すべき点は対外投資についての償

還の自国経済への反映、それを基盤とする資本輸入の範囲である。また、対外債務が資本輸入国の国際収支に苛酷な犠牲を強<sup>(1)</sup>めないように借入の時点で条件の交渉が必要なことである。

低開発国の初期発展段階では、対外債務は抑制しようとしても、資本不足のために抑制はできず、累積しがちである。資本輸出国としては利子支払、配当は、ほゞ、正当に規則的に受取ることが期待できるが未払債務の完全な償還は期待薄である。このことから、資本輸出国が期待できる債務償還水準は結局のところ、低開発国の国際収支にマイナスとならぬ水準の配当と支払利率の大き<sup>(2)</sup>さといえる。低開発国では一般に満期近い古い負債は、新規の資本借入で更新されているのが実態である。

つぎに、流入する資本のなかでは、市場利率の影響は公的資本には殆んどないが、民間資本でも割合としては少い。残余貸手ということ<sup>(3)</sup>を期待することは不可能であり、有利な条件、すなわち、他国で市場利率としているものより、有利な条件で低開発国側が借入を期待できないわけである。

資本輸入国では、従来、とくに低開発国は合理的受入れ計画というものがなく、克服できるような国際収支の困難についても無知であったり、また、資本輸出国よりの不当な条件などをも問題としなかった憾みがある。

先進諸国の流出資本の低開発国投資への態度の重要性は等閑視されては<sup>(3)</sup>ないが、資本輸出国の資本の量、条件、低開発国の利用可能性などについての専門的研究は戦後になって漸く、前進をした。19世紀の資本輸出はイギリスを主

---

(1) Clandio Segré, Problems of Foreign Indebtedness of Developing Countries, Banca Nazionale del Lavoro, Sept. 1962, pp. 269-285.

(2) D. Avramonic and R. Gulhati, Debt Serving Capacity and Post-War Growth in International Indebtedness, Baltimore, 1958.

D. R. Khatkhate, Underdeveloped Countries Foreign Debt., Banker's Magazine, Mar. 1966, pp. 32-38.

(3) Raul Prebisch, Economic Development or Monetary Stability: The False Dilemma, ECLA, Economic Bulletin for Latin-America. N. Y., 1965.



柱とする国際金本位制のもとで、いわば資本搾取的、または植民地投資型という特質をもっていたが、第2次大戦後の国際投資は国際協力の形をとる開発型・共栄タイプに変容しているといわれている。

第1表 低開発国の国際収支

(単位10億ドル)

	受 取				支 払				合 計		
	輸出 (FOB)	外国私 的投資 (純)	公的流 入 (粗)	合 計	支 払		配当等	その他	輸入 (CIF)	準 備	合 計
					返 済	利 子					
1957	25.4	3.4	4.5	33.3	0.8	0.2	3.5		29.7	-0.9	33.3
58	27.7	3.6	5.1	32.4	1.0	0.3	4.5		27.5	-1.0	32.4
59	25.7	2.2	4.8	32.7	1.1	0.3	3.5		27.2	+0.6	32.7
60	27.3	2.4	5.4	35.1	1.4	0.4	2.1	1.3	30.0	-0.1	34.1
61	27.7	2.4	6.7	36.8	1.5	0.5	2.1	2.8	30.8	-0.9	36.8
62	28.9	1.8	6.8	37.5	1.7	0.6	2.3	2.1	31.1	-0.3	37.8
63	31.5	1.6	7.5	40.6	1.8	0.7	2.6	2.3	32.4	+0.8	40.6
64	34.4	2.3	7.8	44.5	2.3	0.8	3.0	3.2	34.9	+0.3	44.5
65	36.6	n. a.	n. a.	n. a.	n. a.	n. a.	n. a.	n. a.	36.9	+1.0	n. a.

(出所) : IMF, I. F. S. より作成。

事実、外国資本の吸収力は技術的理由からも限定されている。<sup>(4)</sup> 流入資本は二国間援助の形をとるもの、また、多数国援助の形をとるもの、国際機関による援助の形をとるものがあり、<sup>(5)</sup> 資本需要は綿密な経済開発計画にもとづいている。資金計画はいうまでもなく、自国の動員可能資金の不足を補うものであり、<sup>(6)</sup> 利子の支払や償還計画を基礎としており、借入国である低開発国の現実的可能支払状態が基準とならねば意味はないわけである。

低開発国が大量の資本を合理的に借入れることは、資本輸入により、財政危

(4) R. Nurkse, *International Investment Today in the Light of Nineteenth-Century Experience*, *Economic Journal*, Vol. LXIV, 1954, pp. 744-760.

(5) F. M. Tamagna, *The Pattern of Change in Latin-American Banking*, *Banca Nazionale del Lavoro*, Vol XVIII, 1965, pp. 77-104.

(6) ECLA, *External Financing in Latin America*, N. Y. 1965.

機<sup>(7)</sup>の可能性をなくすることが肝要で、資本援助を有効化できるように金融機関が対応していることである。このことは資本輸出国側においても、援助機関が専門化し、しかも国際的な連関性をもつことが要請され、単に民間資本の利子隔差を求めて、流出のままに放置せず、各国の援助態勢の協同化が望まれるのは当然である<sup>(8)</sup>。

本稿では資本流出、換言すれば对外投资の金融的側面を償還条件<sup>(9)</sup>とそれに伴う金融ファクターについて、とくにラテン・アメリカを事例として観察することにしたい。

## 2

まず、対外債務の累積が低開発国の国際収支に与える影響から考察する<sup>(10)</sup>。

さて、海外の購買力が不十分な場合、注目すべきことは一国の成長率は種々の制限をうけることである。国民総生産の成長率が一定であれば、正の輸入需要弾力性をもっている国では外国為替需要の増大率も一定であるといわれる。また、均衡状態から出発すれば、国民総生産の成長率の増大は他の条件が同じならば、外国為替にギャップをおこす。このことは、外貨収入が急に増大するのは上述の事情を含んだものと考えることが必要なことを示している。一国がより大きな経済成長率を維持しようとするれば、この外国為替ギャップをうづめることである。すなわち、高度成長のために必要なことは、いうまでもなく、貯蓄と輸出の増大をはかることであり、資本の流入による効果は発展にとっては断定的なファクターではあるが、この加速期が、現実に低開発諸国で訪れて

---

(7) Osvaldo Sunkel, *The Structural Background of Development Problems in Latin America*, *Weltwirtschaftliches Archiv*, Nov. 1966. pp. 23-63.

(8) OECD, *The Flow of Financial Resources to Less-Developed Countries, 1956-1963*, Paris, 1964.

(9) Rudolf, R. Rhomberg, *Private Capital Movements and Exchange Rates in Developing Countries*, *Staff Papers*, Vol. XIII, No. 1. Mar. 1966. pp. 1-25.

(10) Claudio Sadré, *op. cit.*, pp. 270-272.

第2表 低開発国債務累積状況

(単位：100万ドル)

国名	公的対外債務残高 (年度末)			公的債務支払高 (年間元利合計)				債務返 済率 (%)
	1960	1961	1962	1960	1961	1962	1963	1962
アルゼンチン	1,478	1,670	2,067	254	252	278	249	22
ブラジル	1,824	2,238	2,349	276	246	294	334	20
チリ	549	734	742	72	126	138	102	15
コロンビア	377	466	639	82	74	66	103	11
メキシコ	1,038	1,075	1,360	191	174	266	296	16
インド	1,718	2,137	2,926	87	100	159	238	9
イラン	532	500	500	62	72	76	63	9
イスラエル	647	766	868	110	100	109	119	29
パキスタン	427	512	829	25	25	34	58	7
アラブ連合	n. a.	n. a.	968	...	...	...	...	...
インドネシア	n. a.	n. a.	n. a.	...	...	...	...	n. a.
フィリピン	148	167	222	12	46	21	64	n. a.
タイ	150	201	250	18	16	16	20	3
コンゴ(レオポルドビル)	n. a.	n. a.	600	...	...	...	...	n. a.
東アフリカ三国	380	441	461	22	24	32	36	n. a.
ローデシア・ニアサランド・連邦	552	539	571	31	34	39	52	n. a.
ガーナ	n. a.	n. a.	230	...	...	...	...	n. a.
ナイジェリア	115	131	170	...	...	...	...	2
スーダン	102	159	170	4	7	9	30	9
ギリシア	n. a.	n. a.	200	...	...	...	...	n. a.
トルコ	761	819	935	170	93	52	155	17
ユーゴスラヴィア	564	737	778	75	64	103	136	n. a.

いることを看過してはならない。

外国資本の流入が増大しているときは、つぎのような状態以外の場合は国際収支の悪化は不可避である。すなわち、もし、国際収支に重圧を与える外国資本の流入が、未払債務に支払う平均利率より遙かに高利率になるほどでなければ、この新規流入外国資本は国際収支への圧迫とならないばかりか、毎年の利子の支払や償還も、やはり国際収支に大した圧力を加えるわけではない。

第3表 DAC加盟国より低開発国への資金の流れ

(支出純額) (単位: 100万ドル)

	総 額		政 府 ベ ー ス		民 間 ベ ー ス		総額の対国民所得比 (%)	
	1964	1965	1964	1965	1964	1965	1964	1965
オーストラリア	(126.8)	143.6	(106.8)	120.7	(20.0)	22.9	(0.72)	0.76
オーストリア	21.3	47.4	14.6	33.9	6.7	13.5	0.33	0.68
ベルギー	176.5	240.5	83.5	121.0	93.0	119.5	1.44	1.75
カナダ	156.9	153.0	127.7	120.0	29.2	33.0	0.48	0.43
デンマーク	31.8	[16.0]	10.6	13.3	21.2	[2.7]	0.45	[0.21]
フランス	1,381.5	1,318.6	831.2	756.7	550.3	561.9	2.08	1.88
ドイツ	690.8	705.3	422.9	427.1	267.9	278.2	0.87	0.83
イタリア	241.8	249.7	54.1	65.9	187.7	183.8	0.62	0.57
日本	291.2	485.9	115.9	243.8	175.3	242.1	0.48	0.73
オランダ	128.3	224.3	48.4	60.0	79.9	164.3	0.93	1.53
ノールウェー	26.7	38.2	17.1	12.0	9.6	26.2	0.55	0.71
ポルトガル	61.9	21.4	61.9	21.4	...	...	2.29	0.75
スウェーデン	67.2	69.5	32.8	38.9	34.4	30.6	0.48	0.45
イギリス	907.9	923.1	493.4	479.8	414.5	443.3	1.22	1.17
アメリカ	4,759.6	5,513.8	3,462.6	3,766.0	1,297.0	(1,747.8)	0.92	0.99
計	9,070.2	10,150.3	5,883.5	6,280.5	3,212.5	3,869.8	0.96	1.00

- 注: 1. 贈与および年超の信用供与を算入  
 2. ( ) 内の数字は事務局による推定  
 3. [ ] 内の数字は前年の資料による確定

外国資本の流入量がつねに一定水準である場合、<sup>(11)</sup> ネットの流入は漸次、減少してゆく傾向があり、したがって、未払債務返済が重圧となって外国資本の総流入量に近づくと、流入資本量は純流出に転換してしまうことも考えられる。しかし、償還金の年賦支払が総資本流入量と同額になった場合、負債はそれ以上、累積しなくなるともいえる。その理由として考えられるのは、純資本流入量が安定した外国負債の利子支払額にひとしいからである。

さらに、注目すべきことは、年間総資本流入が減退していく場合、資本の純流出が前述の場合より早期におこり、国際収支にたいする純マイナス効果、すなわち、悪化が、はじめのうちは大きくなる一方であっても、漸次、減衰してゆくということである。これは未払債務の純償還効果がでてくるために、減少してゆくからであるから、当然の帰結でもある。

上述の観察には、いくつかの仮説が必要となるが、それは第1に資本の純流入は正（プラス）のままであることであり、第2は資本の純流入は年率はつねに負（マイナス）の値で安定するということである。第1については流本のネット・フローを逆流させる可能性はむしろ、間接的意味しかもたないことである。また、未払債務に支払う平均利子率は普通、成長率を上廻り、債務国の輸出増大率をも上廻るのである。そこで、総資本流入量が（資本流出を回避できるならば）平均利子率と同率で増大してゆく限り、未払債務対策はおろそかにすべきでなく、むしろ、反対に促進されるのが本来の道でもある。また、債務償還が、国内生産や輸出収入の増大率以上、迅速にことを運ぶべきである。これが、いわば、国際収支が徐々に悪化してゆき、これとともに流動性ポジションも変動してゆくことに対して、金融当局がつねに備えがなければならぬ所以でもある。

第2の仮説については（総外国資本の流入量がつねに一定）、開発融資分析に

---

(11) E. O. Domar, The Effect of Foreign Investment on the Balance of Payments, American Economic Review, Dec. 1950.

よく用いられる持続可能債務概念から考えると深い分析が必要になる。国際収支の重圧は一定の対外債務への利払にのみかかっていることを、ここでは確認すべきである。いま、海外から受取る貸金の平均償還期限を $K$ とすると負債は $K+1$ 年後に安定されるであろう。しかも、その時期には年々の総資本流入量(一定)は $\frac{K+1}{2}$ だけ増大するとも考えられる。<sup>(12)</sup>

また、もし、国際収支のサービスと商品勘定が予測できれば、結局は、利子支払いの重圧を上廻る国際収支が黒字になる経済活動が活潑になり、先述の債務水準は持続可能となるのである。

換言すれば、債務を何とかして国際収支にマイナスの圧力を与えない水準にしておくことができるのは、利子支払と同額の水準を守ることである。このような利払と負債償還が年々の総資本流入で補完されるのが、外国から借入をした場合のもっともオーソドックスであり、典型的な条件といえることができる。

個別の民間ローンは償還されているが、公的ローンは更新継続が多いのが現状であり、対外債務は全体としては回転基金 (revolving fund) と考えてよい。たとえば、対外債務が、ひとたび持続可能水準にまで増大すると、グロス・ベースで、一国が海外から新規貸付をとりつけることができるとしても、純債務は不可能となる。このような利子率は5—5.5%と考えてよい。

つぎに、対外債務償還の原理としてあげられることは、本来、誘発的国際資本移動がなくなって、はじめて純償還(債務)ができるというわけであり、債権国と債務国の相対的関連は債務国が純償還を完了するまでに変更されるということである。

実際においては、資本輸出国は新規貸付が過去の貸付に更新される再融資を規則的に資本輸入国にたいして強制的に融通すべき義務はない。いままで、認められていた償還条件は一般的には非弾力的であるために資本流出の妨害や逆

---

(12) P. N. Rosenstein-Rodan, Foreign Aid required for the Third Five Year Plan in India, M. I. T. Cambridge, 1959.

流は受入国の経済状態が（変化して）国際収支が順調にならぬ限り、不可能なことは既にくり返し考察したところである。債務国の国際流動性ポジションが改善されねばIMFからの補償融資が、この場合、債務国である低開発国へ融資され、しかも、その額が先進国の資本流入量に達するほどの量でなければ、十分でないところに低開発国の流動性不足の深刻さがあるわけである。<sup>(13)</sup>

第4表 金・外貨準備の推移

（各年末 単位：100万ドル）

	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966
世界全体	60,620	62,675	63,050	66,445	68,845	70,175	70,490
先進工業国	47,100	49,035	48,930	50,545	52,295	53,135	52,795
他の先進国	3,810	4,635	5,305	6,130	6,673	5,930	6,005
低開発国	9,710	9,005	8,810	9,775	9,875	11,110	11,315
ラテン・アメリカ	2,920	2,670	2,290	2,790	2,930	3,430	3,140*
中近東	1,410	1,470	1,735	2,205	2,260	2,600	2,690
アジア	3,395	3,215	3,160	3,415	3,295	3,305*	3,790
アフリカ	1,850	1,525	1,520	1,270	1,245	1,390	1,415

（出所）：IMF, I. F. S. より作成。\* 3月末

対外債務の重圧と持続可能負債の水準を決定するものは利子支払の大きさにかかっている。いうまでもなく、この場合の利子は海外への利子であるが、外国資本投資の報酬という意味も含んでいる。

また、持続可能債務というのは、つぎのように規定し直すことにすると、利子支払による純流出がおこるような債務といえる。すなわち、経済の均衡を破壊せず、外国よりの投資がもたらす外国資本のサービス費用を高騰させないようにする国際収支勘定の変化による貨幣流出という意味である。

このことは具体的に例示すれば、つぎのようである。すなわち、持続可能負債水準は利子の支払額が必要輸入減少費用担当額ということである。そして、この輸入額と対外債務への奉仕については資本流入国通貨の減価費用、すなわ

(13) R. Nurkse, Problems of Capital Formation in Underdeveloped Countries, Oxford, 1953（土屋六郎訳「後進国の資本形成」巖松堂、昭和30年）。

ち、輸出促進、輸入抑制が成功せず、交易条件悪化、外国資本費用の高騰という一連の不利な材料が存在する。さらに、トランスファー問題は、ここでは外国資本の実質費用問題は小さい問題となっているが、やはり、重要なポイントであることには変わりはない。

国際収支見通しは融資の大きさやその性格に影響する。債務国の国際収支に過重な圧力を及ぼさぬためには、投資は外貨で自己流動的な形をとるべきである。この場合の投資は外国の貸付が最長期限内で償還される必要は全然、なくて短期貸付が受入れられている。

また、低開発国の通貨が高い利益を生む投資については短期償還が原則となっており、外貨収入には殆んど効果はない。

アメリカの国際開発局(AID)は民間資本の流出について、その償還は借入国の国際収支の負担となっており、貸付協定は低開発通貨払で政府へ償還することを借入企業にみとめて<sup>(14)</sup>いる。

持続可能債務の水準決定には、新規外国資本の総流入と未払債務の償還とのかね合いで経済の均衡が達成されることが考慮されねばならない。このような条件のもとでは、持続可能な債務水準が外国資本に支払う返済率の関数と国際収支の商品とサービス勘定の価額に相当する利ぎやの関数でもある。この利ぎや関数は最初は適当な水準であるが、国民総生産の拡大とともに増大する。また、持続可能債務については漸増の傾向にあり、急速に発展している低開発国の資本導入初期では、外国資本は十二分に吸収してしたが、発展のごく初期段階においては、未払債務の償還だけでなく、利子の支払いも新規外国資本が流入した分がすべてを使用しつくすのである。

そこで新しく問題となるのが、つぎの3点であるが、(1)流入資本にたいする利子(条件)、(2)流入資本の償還条件、とくに貸付期間、当初の返済期限、償還計画、(3)外国資本流入により国際収支が悪化した場合、これを改善するために、

---

(14) AIO, IDA については中西市郎「現代国際投資論」ダイヤモンド社、昭和40年。



低開発国通貨の形での償還条項の内容である。

民間資本の返済率は債権国も債務国も協議によって決定されるものとしているが、公的資本や準公的資本の流入の場合は返済率はいわば政治的に定められる政治的価格（political price）の性格をもっている。公的外国資本が低開発国へ流入する径路は、市場に償還請求できる外国の公的資本所有者から貸付を低開発国の公的機関に与える形をとるのである。しかし、国際資本市場は低開発国には存在しないから先進国は大規模の金融機関を通ずる間接方式と直接、国際的基盤をもっている企業に貸付ける方式をとらざるをえない。資本需要国である低開発国では多分に創業者利潤の機会があるととも資本保全についてのリスクが並存している。この信用危険はアメリカ合衆国が資本の保証者として、また、融資仲介者として介入してきたとき、はじめて回避できるのが低開発国の投下資本の特色である。このように、低開発国の市場メカニズムは援助（資本）をうける諸国間に資本割当をする装置となることができるのである。また、資本貸付国の政府はある場合は高度の政治的考慮を中心とするととき、他の場合には資金割当の技術的考慮を優先させる場合とがあることは当然でもある。

このような貸付政策上の原理は国際復興開発銀行（IBRD）もワシントンの輸出入銀行、イギリス政府も遵守させられているわけである。

海外からの投資の性格や資本輸入国の金融情勢に左右され、利子政策はたと

第5表 低開発国（97ヶ国）の債務支払推定額

（単位：U. S. 10億ドル）

	ラテン・アメリカ	南アジアおよび中近東	東アジア	アフリカ	南ヨーロッパ	総 額	輸出収入に対する比率
1960……	1.4	0.4	0.1	0.1	0.3	2.3	8.1
1961……	1.3	0.4	0.2	0.1	0.3	2.3	8.2
1962……	1.3	0.5	0.3	0.1	0.2	2.4	8.4
1963……	1.3	0.5	0.2	0.2	0.3	2.5	7.5
1964……	1.7	0.7	0.2	0.3	0.4	3.3	9.2
1965……	1.7	0.8	0.3	0.3	0.4	3.5	9.0

え、利子率水準が市場水準以下であっても、伸縮性のつよい利子政策である。しかも、利子政策は資本市場からの資本と同じく、財政資金で貸付が賄われる場合でも適用されるのである。ドイツの復興銀行 (Kreditanstalt für Wiederaufbau)、フランスの協同組合中央金庫 (Caisse Centrale de Coopération Economique) の貸出活動や EEC の貸付、最近のギリシアの Treaty of Association の活動では投資は特許レートで融資され、残りは完全市場レート (full market rate) を適用するという原則に従っている。

しかし、AID (アメリカ) や国際開発協会 (IDA) は市場レートの拘束、一切を廃止し、この2つの機関はともに長期償還とともに、利払免除のローンについても既述の貸付原理を適用することになっている。

さらに、以下の3原則は外国債務についての合理的で公平な、満足すべき基盤となるかどうかにも注目したい。

(1)貸付国においては自国の統制力で修正できない市場利用可能性が大切である。貸付機関は一つは市場レートしかなく、もっとも妥当な借入形式を選択して、実際、通用している市場レートで貸借をする。この貸付活動は利得性をもっており、事実、アメリカ合衆国の保証による償還請求は民間資本市場で低開発国の当局が負担できる程度であれば、年々、将来の動向としても重要性を増大している。(2)外国資本の利子率については資本投資による収益を予め、評価することが非常に困難であり、同様に外貨収入を増加させる新投資能力の評価や低開発国通貨で収益を計算することも、ローカル・カレンシーとしての通貨の弱さからも困難である。(3)資本輸入国の国際収支と利子の相関度が基準となる場合、低開発国への援助の分析が重要となる。

さて、低開発国への先進国の資本援助の場合、利子率の扱い方に合理的基礎を見出すことは至難である。利子率の決定については開発援助の組織方法に関連があり、それが公的機関による場合と民間の場合で全く異なることはすでに触れたが、国際収支に反映しないことが鍵でもあった。

つぎに、外国の資金の償還について再説すれば、貸金の期限切れや満期による更新ということがない時は資本勘定でネットの不足はおこらない。このような資本勘定の赤字が低開発国ででてくるのは資本輸入国では中期貸付よりも、長期貸付にたよるからであるといわれる。

世界銀行 (IBRD) が戦後の対外債務の修正について、その総量の増大と借入の平均期間の縮小を特徴として捉えていることである。そして1956～58年ではアジア、中近東、アフリカ、ラテン・アメリカの低所得国の中期、長期の負債は実際には二重計算もあるが、ラテン・アメリカでは40%増大がみられる。しかもラテン・アメリカ対外公的債務の期限は28年となっていた。過去の歴史に徴すると負債が増加し、反対に平均償還期限が縮小されたことがあったが、これは低開発国への短期貸付が異常に拡大されて、輸出が大規模に増加をしたことの結果と考えられたことがあったが、今日においては均衡のとれた利用が行なわれている。低開発国の投資のために融資される長期資本は、十二分に利用 (availability) されているとはいえず、低開発国では中期借入はギャップを埋めるために借入れており、長期資本の償還が求められている。資本輸出国では、低開発国の資力の限界を理解して援助を行なうことが重要になることはいうまでもない。

I D A と A I D はともに50年の長期資金を低開発国の開発などに融資し、償還は好意の10年がすんでから着手することとしている。

低所得国への貸付の償還計画はこのように寛大な条件であり、およそ、商業ベースとかけ離れたものとなっているところが、戦後国際投資の一面となっているのである。

つぎに低開発国の通貨、すなわちローカル・カレンシーでの外国からの債務の償還問題について考慮する。一般的にはローカル・カレンシーを購入し、これを海外へトランスファーする方法が償還の場合、とられている。これは、換言すれば、複数为替相場とか、多数価格に密接な関連がある。ローカル・カレ

ンシー資金は貸付国(先進国)へ利払のために貸付され、償還勘定はトランスファーはされず、むしろ再貸付される形をとる。

そこで負債面では政治問題がある。それはローカル・カレンシー残高をもっている外国政府に負債が累積して政治問題となるとき、このような事態こそ外国政府に不当な悪影響を及ぼして、ローカル・カレンシーの償還は、財政面で至難なことになる。低開発国では、さりとて均衡財政は単に口頭禅であるにすぎず、過剰投資にならぬうちに新投資が進むにつれてインフレ的現象がおり、ローカル・カレンシーは借入国の金融的非秩序化を促進していることになっている。このようなローカル・カレンシーの作用は(複合的利子率)貸付国に対するローカル・カレンシー残高を急速に拡大させ、雪だるま的に加速的に拡大する性格をもっている<sup>(15)</sup>。

たとえば、本来の貸付状態で利子率を4%とし、総満期を40年とするとローカル・カレンシーは低開発国の政府に再貸付され、40年満期の期限が到来した期日に貸付国へのローカル・カレンシー債務の総量は原資の約7倍になる計算である。ローカル・カレンシーで償還されるローンは不利な点を種々、もっている。政治的援助資金の場合の微妙な動きは、債務国における財政・金融政策の強化や債権国における納税者の犠牲を抑制せずには低開発国向けの合理的投資政策が成功したということとはできない。

これを要するに、対外負債の償還の問題としてもっとも重要なファクターは利子の水準であり、しかも、これは償還の条件として民間資本と公的資本とでは性格が全く相距るものがあることも注意せねばならない。ローカル・カレンシーが通貨として、きわめて弱体であることは、これを返済に使うことの困難性から国際機関借入を年々、増大してゆくポイントともなっているのである。

---

(15) P. Hoffman, 100 countries, 1 1/4 billion people, Committee for International Economic Growth, N. Y., 1959.

3

低開発国では国際収支の赤字を一方でかかえながら、龐大な投資が進み、これによるインフレ圧力は先進国ではみることのできぬくらいのものがある。モノカルチャ経済を基調としているだけに一次産品であるコーヒー、その他を

第6表 ラテン・アメリカにおける総GDPと資本当りのGDP  
1945-50, 1963-64（年成長率；1950年価格）

国名	1945-50	1950-55	1955-61	1961-62	1962-63	1963-64
	総 G D P					
<sup>a</sup> ラテン・アメリカ	5.7	4.7	4.3	3.5	1.8	5.4
アルゼンチン	5.0	2.0	1.9	-3.3	-5.2	8.2
ブラジル	6.1	5.7	6.1	5.3	1.6	1.4
ボリビア	1.9	0.9	0.7	4.1	6.2	6.2
チリ	2.8	3.1	3.7	6.5	1.7	4.4
コロンビア	4.7	5.3	4.0	5.0	3.5	4.5
エクアドル	9.2	5.4	4.2	4.6	3.3	4.5
メキシコ	6.3	6.7	5.4	5.0	6.3	10.0
ペルー	4.4	5.1	5.3	7.5	3.7	5.5
ウルグアイ	—	4.2	0.3	-2.2	-1.0	1.1
ヴェネズエラ	10.6	8.7	5.7	6.3	5.9	7.6
	1 資本当りの G D P					
<sup>a</sup> ラテン・アメリカ	3.2	2.0	1.4	0.7	-1.2	2.5
アルゼンチン	2.8	-0.2	0.1	-5.0	-6.8	6.2
ブラジル	3.4	2.6	3.0	2.4	-1.5	-1.5
ボリビア	—	-1.1	-1.6	1.9	3.8	3.7
チリ	1.0	0.9	1.2	4.1	0.8	2.1
コロンビア	2.0	2.4	1.2	2.2	0.5	1.6
エクアドル	6.2	2.5	1.1	2.1	—	1.0
メキシコ	3.5	3.6	1.4	1.6	2.9	6.5
ペルー	2.6	2.8	2.7	4.3	1.2	2.4
ウルグアイ	—	—	-0.9	-3.4	-2.2	-0.2
ヴェネズエラ	7.3	4.6	1.7	2.6	2.2	4.0

注：aはキューバをのぞく

軸とした複数為替制度をとった国が、いままでは多く、これによる為替収入が開発投資にむけられるだけに、一次産品の市況が直ちに財政に反映したのである。低開発国、とくにラテン・アメリカの多数国では為替変動がインフレーションのために頻繁であり、外国からの資本移動による資本の流入による開発の促進にたよりすぎたために、外国債務の累積は重大な経済問題であるとともに政治問題ともなっている。アメリカの資本流入が大部分ではあるがヨーロッパ大陸から歴史的、伝統的に導入された資金も軽視すべきではなく、対外負債の累積とその利払のために経済の不均衡は激化する一方である。最近ではIMF、IRBD、その他、国際的資金の流入に仰がざるをえなくなっている。このような事態のもとで、ラテン・アメリカだけでなく、東南アジアにおいてもアフリカにおいても導入資金量が尨大となるとともに広い資金需要のたえまのないところから上記の国際機関による資本の供給と相まって、米州開発銀行 (Inter-American Development Bank)、アジア開発銀行 (Inter-Asian Development Bank)、アフリカ開発銀行 (African Development Bank)、が設立された。IDB、ADBはいずれもアメリカが前者のイニシアティブをとり、後者はヨーロッパの実

第7表 主要ラテン・アメリカ諸国における固定資本形成、  
1950—54年、1955—59年、1960—63年 (GDP%表示)

国名	1950—54年	1955—59年	1960—63年
アルゼンチン	18.2	18.1	23.1
ブラジル	14.9	14.2	13.1
チリ	9.42	19.7	12.1
コロンビア	1.16	19.7	18.2 <sup>a</sup>
ヴェネズエラ	27.4	24.5	17.9
メキシコ	13.4	16.3	15.9
コスタリカ、グアテマラ、ニカラグア	13.7	15.4	14.0 <sup>a</sup>
ラテン・アメリカ(キューバをのぞく)	16.7	16.9	16.6

a 1960—62

力者であるフランスとドイツの主導権のもとに開業したものであるのに反し、アジア開銀の場合はアジア人の主導のもとということが特色となっている。I

DBがドル圏，ADBがフラン・マルク圏とすればアジア開銀はその混合体制ともみられる。しかし，これらの地域的開発金融機関の創設はEPUからEEC，さらにはOECDによるヨーロッパの経済統合の経験を高く評価し，IDBはラテン・アメリカ地域の経済統合への足がかりとしようとする。その前駆的役割がIDBとLAFTA（ラテン・アメリカ貿易連合）であり，この動向が他の地域の類似の動きをコントロールするものともいうべきである。<sup>(16)</sup>

もし，低開発国のような投資が期待される国で急激な国内インフレによる被害が大きい場合は為替相場は早晩，切り下げられるものと予想されるのが一般的である。通貨の切り下げは投資を減少させ，潜在投資家に対して為替被損を及ぼし，資産の流動化は投資家のローカル・カレンシーを不利にしてしまうのである。

第8表 主要ラテン・アメリカ諸国の所得，（1950-52，1959-61年）  
（国民所得の要素費用％）

国名	時期	雇用者補償	非法人企業 よりの所得	財産所得	直接課税前 法人貯蓄
アルゼンチン	1950-52年	47.4	37.0	9.3	2.9
	1959-61	40.5	44.3	7.7	4.5
	1950-52	42.5 <sup>a</sup>	43.4 <sup>a</sup>	10.5	4.0
ブラジル	1959-60	47.3	39.3	7.4	6.9
	1950-52	39.0	57.1	57.1	3.2
コロンビア	1959-61	42.0	51.5	51.5	5.6
	1950-52	61.4	30.3	2.9	3.6
コスタ・リカ	1959-61	61.0	25.4	7.2	2.8
	1950-52	48.2	24.0	21.6	3.4
エクアドール	1958-59	51.8	20.6	19.7	5.1
	1950-52	47.0	44.1	6.5	2.1
ホンジュラス	1959-61	49.7	38.9	8.0	3.4
	1950-52	67.3	29.4	29.4	1.3
パナマ	1959-61	68.7	22.0	22.0	7.6

注：Inter-American Economic Affairs, 1965-1966 (Aug.).

(16) Rudolf R. Rhomberg, Private Capital Movement and Exchange Rates in Developing Countries, Staff Papers, Vol. XIII, No. 1, Mar. 1966. pp. 1-23.

インフレと為替の不安定，平価切下げのくり返しと持続的為替下落が投資家の対外投資収益を減退させ，資本の流入を消極的とし，逆に資本流出を活発化するのである。

たとえば，ラテン・アメリカの4カ国，すなわち，アルゼンチン，ブラジル，チリー，コロンビアについて1951-61年間の民間資本の純流入をみれば，その激しいインフレ過程でどのような効果をあげることができたかが明らかとなる。

第9表 ラテン・アメリカ主要国のインフレーション：純民間資本流入と生計費および為替相場の変動，(1951-63年)

	純民間資本流入				生産費 指数の 増大 (%表示)	為替の騰貴	
	量		輸出の割合			資 本	商 業
	合 計	長期資本 (単位：100 万ドル)	合 計	長期資本			
<b>アルゼンチン</b>							
1951-63年	882	1,583	7	12	1,848	846	1,665
1951-57	398	253	6	4	214	164	140
1958-63	484	1,330	7	20	520	258	636
<b>ブラジル</b>							
1951-63年	1,901	2,146	10	12	3,518	3,052	3,265
1951-57	1,118	1,057	11	10	246	360	264
1958-63	783	1,089	10	14	945	585	825
<b>チリー</b>							
1951-63年	535	540	8	9	4,166	4,075	3,502
1951-57	101	178	3	5	1,033	961	1,058
1958-63	434	362	15	12	276	293	211
<b>コロンビア</b>							
1951-63年	11	351	—	5	194	225	299
1951-57	-181	103	—	3	54	102	112
1958-63	192	243	7	9	90	61	88

これらの諸国では13年間に(1951-63年)純民間資本流入は46億ドルである。しかも為替収入は商品輸出入の10%であり，約13億ドルの短期資本が流出している。しかし，あらゆるタイプの民間資本の純流入額は33億ドルであり，総輸出の7%となる。長期資本流入はインフレの影響の少い時期よりもインフレ期



の方が少ないのは当然であり、3カ国では1958～63年に物価騰貴は激しく1951-57年の水準を凌駕するところがあった。1958～63年の6カ年の4カ国の純民間長期資本流入は輸出収入の15%に相当する30億ドル、OECD諸国からの長期民間輸出クレジットを含む純民間長期資本流入の $\frac{1}{5}$ <sup>(17)</sup>である。

インフレ期の特徴は4カ国から短期資本が流出したことでその額は11億ドルであり、1951-57年の7カ年のそれが1億5,000万ドルであったのと比較するとその大きさがきわだっていることがわかる。

この時期の4カ国の財政的、為替的不安定性の表現は第9表に示すとおりで民間短期資本の純流出が純長期資本流入より小さいわけである。

さて、外国為替相場と国内物価の期待が変動すると民間資本移動は影響をうける。他の条件がひとしければ、外国投資家が被投資国、すなわち、低開発国にもっている資産からの利益が為替や物価騰落で変化をうけるのである。

第10表 ラテン・アメリカの直接投資企業、(1957年)

(単位：10億ドル)

	全産業	石油	鉱業	農業	製造業	公共企業
ローカル・カレンシー (低開発国通貨)						
収入	4.35	1.25	0.12	0.13	2.35	0.49
費用	4.12	1.03	0.43	0.45	1.82	0.36
課税	1.02	0.63	0.16	0.05	0.16	0.03
純収入	-0.80	-0.44	-0.46	-0.36	0.37	0.10
為替						
収入	3.03	1.75	0.70	0.47	0.10	0.01
費用	0.84	0.47	0.08	0.01	0.27	0.03
純収入	2.19	1.28	0.63	0.46	-0.17	-0.02
為替減価	0.41	0.21	0.07	0.03	0.06	0.04
合計	0.98	0.63	0.10	0.07	0.15	0.04
アメリカへの支払	0.81	0.57	0.09	0.05	0.06	0.03
投資の帳簿価額	7.43	2.70	1.11	0.56	1.27	1.00

(17) OECD, The Flow of Financial Resources to Less-Developed Countries, 1953-1963, Paris, 1964.

物価や為替変動が外国投資に影響を与えることは、低開発国への投資にとり検討すべき問題である。

対外投資の収益についての分析のひとつは収益率を  $y$ 、将来、期待される純収入割引率を  $N$ 、資産の現在価格を  $A$  とすると、

$$A = \sum_t \frac{N_t}{(1+y)^t} \quad \dots\dots(1)$$

一定の現在価格  $A$  は将来の純収入の大小に対応して変動する。物価と為替の影響を決定するにはこれらの諸指標の変動を確認する必要がある。

そこで生産企業の純収入に与えるつぎの指標をとってドル表示の純収入を求めることにする。

$S$  = ペソの一定購買力で地方で販売した粗収入

$p_s$  = 基準年度を 1 とした販売生産物価指数 (地方)

$C$  = ペソの一定購買力で買入れた地方の労働と物資のコスト

$p_c$  = 基準年度を 1 とした賃銀と、地方の物資の物価指数

$T$  = 投資国で支払った税金

$p'$  = 基準年度を 1 としたインフレーションによる納税の増大指数

$S_{\$}$  = ドル換算による粗輸出受取

$r_x$  = 貿易商社に適用される為替相場 (ドル当りのペソ表示)

$C_{\$}$  = 経常生産にたいする輸入コストおよびドル表示の経常海外支払

$r_m$  = 輸入適用為替相場および他の経常海外支払 (ドル当りペソ表示)

$V_{\$}$  = ペソの減価による為替損失。投資国の銀行預金または受取勘定から支払勘定を差引いた純ペソ表示資産、すなわち、運転資本の騰貴により回避する為替損失

$r_c$  = 資本の移動に適用される為替相場および収入の本国送金 (ドル当りペソ表示)

$$N = \frac{(S_{p_s} - C_{p_c} - T_{p_t}) + (S_{\$} r_x - C_{\$} r_m)}{r_c} - V_{\$} \quad \dots\dots(2)$$

一般的にいえば、国内インフレまたは為替切下げはドル表示の純収入につき

の2つの方法で影響を与えるといわれる。すなわち、(1)  $S, C, S_{\$}$  を変動させる。  
(2)物価変動または費用 (cost) 関係から取引に変動を与える。

もし、為替相場が一定であれば  $S_p$  は増大する。また、 $C_p, T_p$  も同時に増大する。もし、ペソが変動せず、ペソ表示の物価が一定であれば、すなわち、 $r_s = r_m = r_c = r_i$  であれば、 $S_p, C_p, T_p$  のドル表示価額は減少する。

複数を為替相場のもとではペソの減価は輸出取引の場合、ドル表示に影響しないことが明らかである。

つぎに国内インフレが他の指標に同率の影響を与えるとすると、(2)式は ( $p = p_s = p_c = p_i$ )、つぎのようになる。

$$N = N_p \frac{p}{r} + N_{\$} - V_{\$} \quad \dots\dots(3)$$

$$\left[ \begin{array}{l} N = (S - C - T), \quad N_{\$} = (S_{\$} - C_{\$}) \\ V_{\$} \text{ は運転資本変動調整} \end{array} \right]$$

インフレーション期で為替変動のあるとき純収入は(3)式の  $N_p$  に依存する。1957年、アメリカのラテン・アメリカ投資はローカル・カレンシーの純収入は製造業、公共企業で正 (positive) であるが石油、鉱業、農業は負 (negative) である。為替相場が安定的でインフレーションでもない場合には純収入は増大する。そして投資資本の返済率は大きくなる。企業収益の増大するのはローカル市場であり、ここでは販売価格は賃銀、その他の費用、税金支払とともに騰貴傾向はストップする。

1950年に比較して1963年末の物価と為替変動の混合効果は正の値をとる。1963年のブラジルの工業 (会社) の収益は物価と為替相場が1950年の水準のままであるならば30%増大したことになる。また、チリーの鉱業の1950年の収益は正の値をとった。1950~57年間では外国の鉱業企業の地位は相当、改善されているが、収益力は1956年からの為替換算の鉱産物輸出は1950年の3,500パーセント減価し、生計費指数は1,000パーセント以上の騰貴をしていて、深刻な状態にあることがわかる。アルゼンチンの場合は外国所有企業の収益は1950~57

第11表 ラテン・アメリカ諸国とアメリカ合衆国における  
基礎的社会資本の利用のインジケーター

国名	道路・鉄道の改修(1954-55)	電力(1958)	1950年初期の耕地1万ヘクタール当りトラクター台数
	耕地1万ヘクタール当りの km	住民1人当りのワット	
アルゼンチン	33	118	10
ボリビア	34	34	21
ブラジル	67	63	15
コロンビア	43	44	26
コスタリカ	61	106	13
キューバ	41	115	48
チリー	137	142	36
エクアドール	25	24	3
エル・サルヴァドル	68	34	9
アメリカ合衆国	207	920	222
グアテマラ	80	16	6
ハイチ	72	12	1
ホンジュラス	35	15	3
メキシコ	44	79	25
ニカラグア	16	34	52
パナマ	41	47	9
パラグアイ	14	40	3
ペルー	164	64	24
ドミニカ	42	51	9
ウルグアイ	61	124	76
ヴェネズエラ	39	94	15

年, 1957~63年ともに増大した。チリーでは物価は為替相場の騰貴を上廻る動きが1950~57年までの間にみられたが産業活動はこの期間に減衰一途であった。ブラジルについては工業活動は1950~57年の為替減価以上に減退したのはインフレーションのためであった。1957~63年には経済の立直りがこれらの指標に反映して工業活動は活発化し外国投資収益も増大している。資本資産の期待収益率はドル表示の物価や建設費用からみたときはやはり増大していたのである。

そこで一定の投資計画についてドル表示の費用を $A$ とすると $A$ は物価水準と為替相場に依存する。 $A_s$ を設備コストとし、 $A_p$ を基準時期のローカル建設費

第12表 ラテン・アメリカ主要国の生計費指数対為替相場指数比率、  
最低および最高価額（1958=1）

国名	1951-57年		1958-63年	
	最低	最高	最低	最高
アルゼンチン	1.0	2.4	1.0	2.6
ブラジル	0.9	2.4	0.9	1.5
チリ	0.7	1.2	0.9	1.8
コロンビア	0.9	1.7	0.9	1.4

と投資支出とすると、つぎの関係が成立する。

$$A_s + A_p = A$$

$$\text{総投資計画費用} = A_s + A_p \frac{p_c}{r_c}$$

この場合、投資費用が削減されると資産よりの純収入と投資計画に基づく資金の短期投資の収入との間の差はなくなる。

ここで投資のペソ表示コストを  $q$ 、総費用を  $A$ 、短期投資からの収益を  $y$ 、投資国の大蔵省証券をとすると、他の条件がひとしいならば、

$$\frac{p_c}{r_c} < 1 - \frac{(y-i)}{q}$$

この場合、もし投資計画の収益が年率12%であるときは大蔵省証券レートは4%となり、投資計画支出はペソ表示で5%増大する。

$$\frac{p_c}{r_c} = 0.67$$

$$1 - \frac{(y-i)}{q} = 0.68$$

ここでは対外投資は低開発国向けのものを、注目したのであるが複数为替相場によって生ずる収益の本国送金の適用為替相場を過高評価してゆくところに魅力があるともいわれる。<sup>(18)</sup>しかし、他の指標は低開発国の対外取引を均衡化す

(18) Proposals to Improve the Flow of U. S. Private Investment to Latin-America, Report of the Committee for Alliance for Progress, Private Investment in Latin America, Hearings before the Subcommittee on Inter-American Economic Relationships of Joint Economic Committee, 88th Cong., 2nd Sess., 1965.

るためのものであり重要さは劣るとも考えられる。<sup>(19)</sup> 複数为替相場制度は種々の工業に差別課税をする一方式であり、また、政府の行政措置によって、いつも政治的に容易にレートを変更できるところに弱点がある。しかも、物価変動や為替の動向予測については、きわめて微力であり複数为替相場が先進国で全く<sup>(20)</sup>

第13表 ラテン・アメリカの主要輸出製品の物価指数  
と平均変動1948-59(期間平均E=100)

年	黒鉛	銅	錫	亜鉛	砂糖	ココア	棉	コーヒー	羊毛
1948		58	72			111		53	
1949		58	79			60		62	
1950	100	78	97	119	125	83		99	114
1951	153	96	141	170	143	100	147	106	186
1952	129	113	126	148	105	102	114	106	92
1953	86	111	96	74	86	99	100	114	92
1954	92	108	94	77	82	158	103	154	96
1955	100	153	97	90	81	103	98	112	85
1956	109	143	103	97	87	72	89	114	79
1957	92	95	99	81	130	87	89	112	102
1958	69	86	96	65	88	123	85	95	78
1959	67	104	103	81	75	101	75	73	74
平均変動	19	22	12	27	20	16	14	20	21

注：ECLA, Economic survey of Later-America 1964, 1966.

とりあげられぬ理由ともいえる。

インフレという条件のもとで為替相場を変更する政策は、通貨の対内購買力と対外購買力をつねに安定的に維持することが金融政策の目標であり、経済を安定成長のもとにおくべき利点ともなるべきものである。<sup>(21)</sup> 民間資本移動のもたらす為替と物価変動効果はこのようにインフレ過程における複数为替相場によ

(19) ECLA, Economic Survey of Latin America 1964, Mar. 1966.

(20) Eugene A. Schlesinger, Multiple Exchange Rates and Economic Development, May 1952.

(21) プレビッシュ報告, 外務省訳「新しい貿易政策を求めて」ダイヤモンド社, 昭和37年。

る利益を相殺する作用を低開発国の経済政策の検討に当って看過してはならない。

第14表 ラテン・アメリカ諸国の主要商品別輸出構造

アルゼンチン		棉花および棉の種	41.0
小麦および	21.6	砂糖	5.1
肉および獣皮	22.4	その他の生産物	27.4
羊毛	13.0	ブラジル	
その他の生産物	43.0	コヒー	54.2
ボリビア		棉	6.3
錫	61.4	ココア	5.1
銀	4.8	その他の生産物	34.4
鉛	5.6	コロンビア	
その他の生産物	28.2	コヒー	71.7
コスタ・リカ		石油	15.8
コヒー	52.1	バナナ	2.9
バナナ	25.4	その他の生産物	9.6
ココア	6.5	チリ	
その他の生産物	16.0	銅	66.3
エル・サルバドル		硝酸(塩)	6.0
コヒー	58.3	鉄	8.9
棉	19.7	その他の生産物	18.8
甲殻類および軟体動物	3.3	エクアドール	
その他の生産物	18.7	コヒー	12.9
グアテマラ		ココア	13.1
コヒー	61.8	米	1.8
バナナ	9.0	バナナ	61.2
棉花	9.5	その他の生産物	11.0
その他の生産物	19.7	ハイチ	
ホンジュラス		コヒー	50.4
バナナ	46.6	シサル	12.6
コヒー	16.1	粗糖	8.6
木材	11.1	その他の生産物	28.4
その他の生産物	26.2	メキシコ	
ニカラグア		鉛	3.9
コヒー	26.5	亜鉛	2.1

銅	3.7	羊	毛	54.9				
石	油	3.5	牛	および	獣皮	26.2		
棉	19.8	小	麦	1.0				
コ	ー	ヒ	ー	8.1	その他の生産物	17.9		
その他の生産物	58.9	パ	ナ	マ				
パラ	グ	アイ			小	え	び	14.4
肉	および	獣皮	33.8	バ	ナ	ナ	63.4	
な	め	し	皮	9.1	コ	コ	ア	3.2
木		材	16.8	その他の生産物	19.0			
棉	5.7	ド	ミ	ニ	カ			
その他の生産物	34.6	砂		糖	46.4			
ペ	ル	ー	コ	ー	ヒ	ー	11.7	
鉛	7.9	コ	コ	ア	7.5			
銅	15.9	バ	ナ	ナ	6.2			
鉄	6.5	その他の生産物	28.2					
石	油	3.3	ヴェ	ネ	ズ	ェ	ラ	
棉	17.7	石		油	91.9			
砂	糖	11.5	コ	ー	ヒ	ー	0.9	
その他の生産物	37.2			鉄	5.2			
ウル	グ	アイ		その他の生産物	2.0			

#### 4

これを要するに、低開発国の資本不足は慢性的性格をもち、先進国の援助は年々、増大してきたが、きわめて困難な状況を改善した国は指を屈するに寥々たるものである。したがって、先進国の債権は累積の一途であり、低開発国の償還は経済開発が成功的に進展し、外貨蓄積が余裕をもつにいたるまでは債務国としての地位を返上することは当分、至難のことであろう。このような環境のもとで国連貿易開発会議（UNCTAD）やIMF総会にみられる低開発国のいわゆる援助より貿易への方向は、まさに肯繫をうがったものといえよう。

先進国がその国民所得の1%を低開発国の援助に向けるべきことを要請するまでもなく、自助態勢を整備促進することの方に重点をおくべしとするのが当然でもある。IMFが国際融資機関としての機能を果たすには、現実の国際資金



需要は余りにも尨大である。しかも、低開発国よりの資金需要が急でありながら、資金の効率 (*availability*) は十分でないことが国際通貨制度における後進国<sup>(22)</sup>に有利な商品準備制案などが現実化しない所以でもある。

新しい酒は新しい革袋にという。低開発国金融についての新しい理論的展開を期すること切なるものがあるといえるのである。

なお、統計出所はつぎの通りである。

第1表、第2表、第3表、第5表、第6表、第7表、第9表、第10表、第11表、第12表、第13表は ECLA の年報 (1963-64) および IMF, I. F. S., U. N., *External Financing in Latin-America*, 1965 より作成した。

---

(22) Nicholas Kaldor, *Essays on Economic Policy-II*, London, 1964.

# 国際的不等価交換の検証

片 野 彦 二

## 1. は し が き

国際貿易のネットワークは、社会的・政治的な諸要因によって若干の影響をうけるとしても、主として国際的な価格のメカニズムを通して構成される。このような状況の下では、各商品の交換比率が、それぞれの商品の生産に要した直接・間接投下労働量の比率に等しい保証はない。すなわち、不等価交換が行なわれているであろう。この研究においては、主として、個々の商品の間の交換における不等価交換でなく、各国間の取引において、百万 U. S. 弗あたりの国際通貨をうるにあたって、どれ程の不等価交換が行なわれているかを検証することを目的とする。

この研究でカバーされるのは、ECAFE 域内にある、開発途上の 5 カ国 (India, Korea, Malaya, Pakistan および Philippines) と先進 2 カ国 (Australia と Japan) の 7 カ国である。問題は、これらの 7 カ国が、上に述べたような不等価交換の観点よりみて、どの国がどの国に対して有利な地位をしめているのかをみることであり、併せて、ここで扱う 7 カ国以外の“域外”との関係において、これらの諸国がどのような立場におかれているかをみることである。

資料の制約もあり、この研究は、ほぼ1960年を中心とする数カ年の時点における静態的な分析に限られる。

ここで用いた資料は、筆者が 1966 年春に Bangkok の ECAFE 事務局に滞在した間に行った作業のために整理し計算したものの一部である。この作業にあたってお世話になった、ECAFE の Research and Planning Division の

Dr. H. Kitamura およびその他のスタッフの諸氏、並びに Statistics Division のスタッフの諸氏に感謝しなければならない。

## 2. 理論的フレーム・ワーク

1. 一定金額(たとえば百万U. S. 弗)の商品Aと同一金額の商品Bとの交換にあたって、これらの商品の生産の為に直接・間接に投下された労働量が異なる場合、われわれはこの交換を不等価であると定義する。<sup>(1)</sup>

2. 一国の内部において、諸商品間の不等価交換がどのように行なわれているかを実証するためには、産業連関表からえられる投入係数と、それに対応するように調整された雇用係数が与えられればよいことは既に知られている。<sup>(3)</sup>すなわち、第 $r$ 国において、第 $i$ 財の百万弗を生産するに要する第 $j$ 財の金額を $a_{ij}$ 、輸入品の金額を $m_i$ 、雇用量を $n_i$ とし、また輸出の百万U. S. 弗に含まれる第 $j$ 財の金額を $e_j$ とすると、第 $i$ 財および輸入品の百万U. S. 弗を生産するに必要な労働量 $y_i$ と $y_m$ はそれぞれ、

$$(1) \quad \begin{aligned} y_i &= \sum a_{ij} y_j + m_i k_m + n_i \\ y_m &= \sum e_j y_j \end{aligned}$$

の関係をみたすはずである。

ここで、国内での各生産部門が剰余生産物を生産しており、輸入品が国内中間需要を賅なって余りある水準にあるならば、上記の連立方程式(1)は、経済的に有意義な一意解を与える。

---

(1) このような労働量は、労働価値説でいわれる投下労働量に似ているが、そのものではない。なぜならば、ここでは、商品の量は、物理的単位で定義されておらず、一定金額にて定義されているからである。このことは、ここで定義される量が、技術的な諸条件だけでなく、価格状態にも依存して決定されるものであることを意味している。

(2) 置塩信雄：不等価交換の実証、「商学論集」第27巻，第3号，および  
置塩信雄：剰余価値率の測定、「経済研究」第10巻，第4号，等参照。

(3) 註(2)参照。

3. このようにしてえられる連立方程式(1)の解

$$(2) (y_i^r, y_m^r)$$

のうち、任意の2つ ( $y_a^r, y_b^r$ ) をとって考える。もし  $y_a^r$  が  $y_b^r$  より小であれば、商品Aは商品Bとの交換において有利であり、逆の場合には不利である。

4. このような考え方を国際的な分野に拡張してゆくための一つの試みをすることが、ここでの問題である。

上に示した一国内部での不等価交換の実証にあっては、労働は国民的単位によって測られている。ところが、国際的な不等価交換にあたっては、労働は国際的な単位によって測られなくてはならない。この目的のために、ここでは次の方法がとられる。まず上に示したような各国別の計算をした上で、各国についての総輸出の百万U. S. 弗のうちに含まれる労働量を考える。これは“百万U. S. 弗の外貨を生産するに要する労働量”を示しており、この観点より、I国における  $y_m^I$  とII国における  $y_m^{II}$  とは等価であると仮定する。従ってこの場合には、I国における国民的労働の一単位はII国における国民的労働の ( $y_m^{II}/y_m^I$ ) 単位に等しいことになる。このようにして、国民的労働は国際的労働に換算されるものとする。

5. 各国について国民的労働によって計算された

$$(y_i^r, y_m^r)$$

を、上記の方法によって国際的労働に換算して

$$(y_i^*, y_m^*)$$

がえられる。これは一種の比較生産費構造を示している。 $r$  国の第  $i$  財の百万U. S. 弗を生産するのに、国際的労働単位で測って  $y_i^*$  だけの労働が必要であるとき、これが  $y_m^*$  より大であれば、この商品は  $r$  国にとっては国内で生産するよりも輸入したほうが有利であると考えられる。すなわち、百万U. S. 弗

の外貨は  $y_m^*$  の労働の投入により獲得され、従って同じ犠牲によって同額の  $i$  商品を手に入れるのに、国産しようとするれば、より多くの労働  $y_i^*$  の投入を必要とするからである。

逆に、この国にとって比較生産費の観点より輸出することが有利と考えられる商品は  $y_m^*$  より小なる労働の投入により生産できる商品に限られる。しかし、このグループに属する商品のすべてが、この国にとっての輸出することが有利な商品とはならない。各国にとっての、このグループに属する商品は、それぞれ、比較生産費原理に従って、各国にとっての輸出することが有利な商品となる。

6. このようにして選びだされる輸出商品のそれぞれにつき、例えば、I 国の A 商品と II 国の B 商品とが交換される場合、 $y_a^*$  と  $y_b^*$  の大小関係をみることに、これらの商商品の間での不等価交換が検証される。 $y_a^*$  が  $y_b^*$  よりも小であれば、I 国の A 商品と II 国の B 商品との交換においては、前者が有利な立場におかれ、逆の場合には逆の状態がみられる。

7. このような商品別の国際的不等価交換の検証とは別に、例えば I 国と II 国の間のアグリゲートな交換における等価・不等価の検証がここでの中心的な問題となる。

国民的労働を国際的労働に換算するにあたっての基準となる“百万 U. S. 弗の外貨を生産するに要する労働量”は、上に示したように、総輸出の構成( $e_1^i, \dots, e_n^i$ )に従って決定されている。これに対し、 $r$  国が  $s$  国への輸出の構成 ( $e_1^s, \dots, e_n^s$ ) に依存することにより、 $r$  国が  $s$  国より百万 U. S. 弗の外貨を獲得するに要する労働量も算出できる。

$$y_m^{r,s} = \sum e_i^s y_i^r$$

同様に、われわれはまた、

$$y_m^{sr*} = e_j^{sn} y_j^{s*}$$

をも算定できる。これは、 $s$  国が  $r$  国より百万 U. S. 弗の外貨を獲得するに要する労働量を示している。そこで、これらの  $y_m^{rs*}$  と  $y_m^{sr*}$  を比較してみる。 $r$  国と  $s$  国とは、お互に相手国より百万 U. S. 弗の外貨を獲得するのに、それぞれに  $y_m^{rs*}$  単位と  $y_m^{sr*}$  単位の労働量を必要とする。従って、これらの間に差があれば、これら 2 国の間の交換は不等価であると考ええる。 $y_m^{rs*}$  が  $y_m^{sr*}$  より小であれば、この交換は  $r$  国にとって有利であるし、逆の場合には逆の状況が考えられる。

### 3. 実証的研究

1. この研究においては、ECAFE 域内での 7 カ国 (India Korea. Malaya, Pakistan, Philippines, Australia および Japan) がとりあげられる。ここで、これらの 7 カ国がとられたのは、この研究に必要な型の産業連関表が、これらの諸国においてのみ利用可能であり、その他の諸国においては利用不可能であるという事情による。

ここで用いられる産業連関表の原資料は次の通りである。

India: "Interindustry Transaction Table with Endogenous Foreign Trade Sector of Indian Economy: 1955/56," by H. Katano. *The Journal of Economics & Business Administration*, Aug. 1965.

Korea: "Input-Output; Interindustry Relations Tables for 1960," Research Department, The Bank of Korea, 1964.

Malaya: "National Accounts of the States of Malaya, 1965~1961," Department of Statistics, States of Malaya, 1962.

Pakistan: "Pakistan Interindustry Code-Sheet, 1960/61," (unpublished paper).

(1) ここで用いられる産業連関表は、国産品投入と輸入品投入とが分離されていなくてはならない。この為に、台湾、カンボジアおよびニュージーランドについての連関表は、この研究においては用いられない。

Philippines: “*The Philippines: Long Term Projection of Supply of and Demand for Selected Agricultural Products,*” U. S. Department of Agriculture.

Australia: “*Input-Output Tables, 1959/59,*” Commonwealth Bureau of Census and Statistics, Australia.

Japan: “*Interindustry Relations Tables for 1959,*” Ministry of International Trade & Industry, 1962.

2. これらの産業連関表における部門分類は、国によってすべて異っている。そこでまず第1に、すべての産業連関表を、次のような10部門に統合することにより、すべての産業連関表の斉合をはかることにする。

1. 農 業
2. 鉱 業
3. 食 料 品
4. 織 維
5. 化学製品
6. 金属及び機械
7. その他製造業
8. 建設業
9. エネルギー
10. サービス業

これらの10部門への統合の仕方については、サプplementにおいて表示されている。

3. これらの統合された産業連関表から、(1)の連立方程式の係数行列

$$\left| \begin{array}{c|c} a'_{ij} & m'_{ij} \\ \hline e'_{ij} & 0 \end{array} \right|$$

が、それぞれの国について計算されうる。これは第1表にて示される。

第1表 投入係数 (単位:  $10^{-4}$ )

A. India

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	e
1	2748	14	4150	1118	272	138	541	135	—	542	1374
2	4	263	51	91	218	268	246	60	1123	108	424
3	91	6	1184	16	437	2	384	—	—	110	2846
4	2	43	41	2050	83	17	148	—	2	31	3159
5	11	43	6	99	1769	63	648	56	14	20	180
6	20	190	29	51	100	2273	308	712	450	152	172
7	36	255	108	56	186	130	985	811	146	156	612
8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	0	61	29	89	52	63	39	—	282	35	—
10	144	369	907	1149	1533	1075	1423	1363	1533	611	1233
m	14	257	143	1239	1074	1292	774	105	323	156	—

B: Korea

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	e
1	749	384	2719	262	182	38	746	384	3	52	1836
2	3	101	98	53	2188	203	207	136	1038	28	1241
3	409	—	704	4	43	1	287	0	—	133	661
4	44	163	97	3531	18	35	320	14	81	45	669
5	23	207	69	21	483	211	163	104	102	169	140
6	38	412	99	119	152	2325	292	766	454	115	528
7	99	154	542	120	649	1474	1458	2898	644	350	974
8	0	31	26	34	44	36	44	5	263	179	629
9	0	380	155	167	215	203	164	24	0	83	224
10	280	374	929	495	1796	933	1049	1296	1263	1245	3068
m	563	186	1221	2435	1690	1439	1619	735	1807	371	—



經濟經營研究第17号(II)

C. Malaya.

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	e
1	—	—	5077	—	5364	15	7678	600	—	—	244
2	—	—	—	—	—	6034	11	32	—	—	524
3	87	—	—	—	—	—	—	—	—	20	137
4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13
5	80	—	46	—	—	—	—	78	—	—	334
6	1	—	—	—	6	—	—	921	—	41	1726
7	—	—	2	614	18	5	119	1220	—	—	4966
8	—	—	—	—	—	—	—	—	1488	76	68
9	—	681	36	88	53	44	23	219	—	—	2
10	125	340	442	526	487	157	123	1051	531	381	1350
m	410	662	2616	5789	1197	2764	498	2457	1237	216	637

D: Pakistan

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	e
1	46	—	1174	761	22	4	1454	—	—	10	1085
2	—	—	2	7	168	69	19	—	87	—	—
3	7	—	94	0	26	—	12	—	—	8	78
4	0	—	4	162	3	79	13	—	—	—	1667
5	2	2	3	7	60	66	78	2	23	81	78
6	—	—	5	3	16	543	92	109	—	82	66
7	—	—	12	16	62	19	283	76	—	99	5589
8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	28	—
9	0	19	10	15	8	33	6	0	—	13	—
10	44	104	300	315	663	1609	1740	130	119	511	1437
m	4	8	57	78	322	1603	589	120	68	115	—

E: Philippines

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	e
1	381	—	3919	698	14	3	849	1592	—	0	4446
2	—	—	—	—	3	12	256	154	—	—	1422
3	147	—	268	1	2253	4	48	—	—	—	2785
4	34	—	7	288	1	0	4	—	—	—	325
5	17	100	89	2	1355	12	31	346	27	—	495
6	53	—	37	—	59	355	16	438	—	—	61
7	—	—	118	116	316	238	983	1552	—	47	249
8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9	85	428	64	76	102	186	376	—	330	208	—
10	1406	1701	1879	2037	1978	1999	2040	—	1688	—	217
m	84	269	345	3104	712	3769	1180	1165	2669	242	—

F: Australia

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	e
1	538	29	2767	868	49	1	385	22	4	6	4133
2	4	660	113	18	59	589	43	1187	1150	23	449
3	228	—	598	—	98	—	16	—	—	20	1570
4	—	3	31	1088	15	21	208	20	—	25	399
5	628	219	122	117	44	81	258	479	148	248	387
6	303	686	301	128	321	—	189	1518	157	349	717
7	48	78	358	461	282	207	794	1034	—	339	101
8	189	170	38	18	44	34	39	—	21	310	2
9	48	438	112	95	157	212	157	28	41	178	3
10	568	813	805	1159	794	1107	1455	1207	948	1317	2223
m	114	163	352	1574	549	73	753	360	8	122	17

G: Japan.

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	e
1	1869	237	1567	222	151	3	601	112	—	228	427
2	2	156	31	52	625	92	113	277	998	28	5
3	175	—	1185	22	158	0	127	—	—	412	240
4	46	4	8	4622	10	20	174	9	17	31	2521
5	499	252	244	482	2130	279	283	133	298	294	585
6	94	276	169	27	99	4402	527	1510	167	257	3489
7	2978	574	965	552	373	1366	1263	3996	89	769	657
8	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—
9	17	448	82	99	210	126	173	16	53	68	—
10	512	694	1173	781	1504	687	1506	987	2469	2341	2075
m	166	69	581	1206	1565	452	377	46	79	45	1

4. これらの(産業連関表よりえられた)投入係数に加えて、われわれの分析のためには、雇用係数についての資料がととのえられなくてはならない。これは主として I. L. O. の資料に依存する。但し、製造工業での各部門への雇用の配分については、各国での工業センサスの資料に依存する。

われわれの分析のためには、各産業で雇用される労働は、各国の国内全体として等質化されていなくてはならない。この問題は、その解決に非常な困難を伴うものであり、現在ではその完全な解決は望めそうもない。ここでは、われわれは、次の3つの調整を行うにとどめる。

A. 農業部門においては、女性労働は農業生産それ自体に従事すると共に、家事労働にも従事するものとする。そこで、ここでは、この部門での女性労働は、その労働時間の3分の1を家事労働のために割いているものと仮定し、農業における総労働投入量を、この割合にて割引きする。

B. 各産業部門での年間総労働時間に比例して、各産業部門での労働投入量を調整する。この場合、農業部門を調整の基準とする。<sup>(2)</sup>

(2) Pakistan と Australia については、この目的のための資料がえられない。そこでこれら2国については、(B)の調整は行なわない。

C. 農業部門における偽装失業率により、この部門での労働投入量を調整する<sup>(3)</sup>。

これらの調整の後、各産業部門での雇用水準がきめられ、これを各産業部門での生産百万弗あたりの雇用係数を算出する。この結果は第2表に示される。

第2表 雇 用 係 数

(単位：1,000人年)

	India	Korea	Malaya	Pakistan	Philippines	Australia	Japan
1	7.3733	6.1536	1.4384	0.5202	2.5701	0.1753	1.4656
2	2.4370	1.5616	0.4479	0.0926	0.4131	0.0791	0.5805
3	1.0879	0.5499	0.6023	0.0243	0.3892	0.0790	0.1913
4	4.7412	0.9129	0.3357	0.3676	1.7460	0.2395	0.2665
5	2.0992	0.5234	0.1675	0.2519	0.4479	0.1088	0.0760
6	4.7010	0.9615	0.2652	0.3784	1.6441	0.1973	0.1714
7	0.8798	0.6564	0.1896	0.2409	1.4624	0.1333	0.1338
8	0.8563	1.1792	0.8281	0.0722	0.9362	0.1686	0.3810
9	6.1822	0.4254	0.6954	0.0756	0.3696	0.1738	0.0971
10	3.9818	2.2691	1.4045	1.9888	1.8374	0.2180	0.3986

5. 以上に示した投入係数と雇用係数が与えられれば、連立方程式(1)に従って、各国での  $(y_i', y_m')$  を算出することができる。このためには、

$$\begin{vmatrix} E-A & -e \\ -m & 1 \end{vmatrix}^{-1}$$

(3) 各国での偽装失業率としては、次の推計を用いた。

India については、National Sample Survey (Round 14. July 1958~June 1959) の推計に従って、14.7%とする。

Pakistan については、I. L. O (1955) の推計に従って、East Pakistan について 17.0%、West Pakistan について4.7%をとり、西側に若干多くのウエイトをもたせて平均し、10.0%の推計値をとる。

Philippines については、Philippines Statistical Survey of Household (1963) の推計に従って、13.7%をとる。

Korea と Malaya については、約10.0%の値を推計する。

Australia と Japan については、0.0%と仮定する。

これらの推計のうち、India, Pakistan および Philippines については、Economic Survey of Aisa and Far East, 1965 (The preliminary mimeographed draft, 10 Fenraruy, 1966) を参照した。

が計算されればよい。各国についてのこの逆行列は、第3表にて示される。

第3表 逆 行 例

A: India.

1. 39220	. 02991	. 67900	. 29707	. 17808	. 13159	. 19586	. 06476	. 04617	. 10406	. 50993
. 00154	1. 03240	. 01051	. 02639	. 04144	. 05036	. 04207	. 01617	. 12678	. 01527	. 06138
. 01652	. 01612	1. 15245	. 06800	. 11807	. 06840	. 09765	. 02087	. 02259	. 02399	. 36466
. 00243	. 02191	. 01735	1. 33133	. 07741	. 08072	. 07155	. 01877	. 02458	. 01498	. 43578
. 00262	. 00961	. 00466	. 02337	1. 22417	. 01922	. 09384	. 01708	. 00732	. 00553	. 03827
. 00464	. 02964	. 01081	. 02078	. 02911	1. 30725	. 05623	. 10173	. 06998	. 02390	. 04093
. 00668	. 03406	. 02130	. 02776	. 04462	. 03915	1. 12790	. 09878	. 02927	. 02220	. 09043
. 00000	. 00000	. 00000	. 00000	. 00000	. 00000	. 00000	1. 00000	. 00000	. 00000	. 00000
. 00024	. 00733	. 00433	. 01369	. 00917	. 01074	. 00744	. 00215	1. 03144	. 00448	. 00726
. 02589	. 06161	. 13358	. 21112	. 25714	. 20594	. 23254	. 18602	. 20019	1. 08246	. 26675
. 00434	. 03821	. 02562	. 17810	. 15559	. 19001	. 12013	. 03922	. 05522	. 02517	1. 08229

B: Krea

1. 12129	. 06752	. 38771	. 17164	. 11768	. 11229	. 18965	. 13676	. 09043	. 04138	. 30085
. 01610	1. 03346	. 05107	. 08404	. 28402	. 09017	. 07868	. 06365	. 15580	. 02447	. 17168
. 05816	. 01126	1. 11535	. 05016	. 04017	. 04105	. 07206	. 03870	. 03299	. 02757	. 11062
. 02085	. 03837	. 05088	1. 06810	. 05175	. 06060	. 09934	. 05129	. 05706	. 02277	. 14469
. 00753	. 02874	. 02096	. 02358	1. 07375	. 04905	. 03661	. 03265	. 03007	. 02605	. 03990
. 01766	. 06938	. 04727	. 08043	. 07534	1. 35436	. 08576	. 14480	. 10589	. 03331	. 12307
. 03771	. 05432	. 12977	. 12949	. 16569	. 30666	1. 25631	. 41933	. 16535	. 08023	. 22672
. 00787	. 01142	. 02226	. 04319	. 03219	. 03323	. 03120	1. 02308	. 05149	. 02803	. 08665
. 00574	. 04545	. 03026	. 04828	. 04896	. 04823	. 03789	. 02420	1. 02165	. 01621	. 04827
. 08378	. 10218	. 20710	. 31181	. 37857	. 32433	. 29914	. 31496	. 30390	1. 20238	. 51329
. 09025	. 07022	. 21749	. 46891	. 27380	. 30379	. 28729	. 21160	2. 7267	. 08348	1. 16416

国際的不等価交換の検証（片野）

C. Malaya.

1.03318	.04420	.67004	.36559	.62189	.17871	.83058	.32179	.11559	.01683	.54015
.00882	1.01594	.05577	.11397	.02896	.66686	.01794	.11696	.04179	.00823	.19359
.00979	.00182	1.01086	.01338	.00804	.00722	.00875	.00813	.00406	.00269	.02187
.00007	.00012	.00046	1.00093	.00023	.00052	.00014	.00047	.00027	.00004	.00159
.01016	.00367	.02178	.02706	1.01102	.01484	.01022	.02261	.00905	.00131	.04540
.00978	.01791	.06158	.12565	.03225	1.07018	.01862	.15637	.05023	0.1071	.21333
.02782	.04982	.17740	.42462	.09233	.20200	1.06532	.30726	.12298	.01751	.61704
.00067	.01145	.00449	.00900	.00305	.01111	.00161	1.00855	.15203	.00830	.01230
.00082	.06968	.00840	.01863	.00782	.05102	.00390	.03167	1.00678	.00085	.01639
.02308	.05630	.11178	.17586	.08830	.10694	.04148	.17927	.10730	1.04626	.20268
.05513	.09626	.35126	.71868	.17922	.39800	.01553	.36330	.20723	.03279	1.22414

D. Pakistan

1.00482	.00024	.12077	.07993	.01109	.03928	.16529	.00437	.00157	.00596	.21687
.00000	1.00002	.00024	.00076	.01701	.00778	.00232	.00013	.00875	.00027	.00165
.00072	.00002	1.00967	.00017	.00303	.00179	.00215	.00016	.00008	.00103	.00937
.00009	.00017	.00156	1.10180	.00640	.03916	.01305	.00269	.00126	.00269	.17771
.00025	.00031	.00072	.00117	1.00723	.01123	.01078	.00071	.00253	.00900	.01548
.00005	.00011	.00094	.00078	.00294	1.06175	.01275	.01198	.00023	.00956	.01567
.00034	.00070	.00548	.00724	.02774	.10805	1.07054	.01682	.00441	.01971	.60338
.00001	.00003	.00010	.00010	.00023	.00064	.00059	1.00006	.00004	.00297	.00078
.00001	.00192	.00106	.00158	.00098	.00395	.00099	.00008	1.00004	.00144	.00107
.00485	.01132	.03478	.03710	.08191	.22957	.21084	.02129	.01483	1.06224	.27962
.00050	.00101	.00672	.00900	.03557	.17994	.06807	.01520	.00737	.01527	1.04331

E. Philippines

1.04836	.02947	.45444	.28211	.18695	.25621	.19638	.28800	.17580	.01964	.62215
.00309	1.00691	.00890	.05058	.01909	.06354	.05181	.04512	.04271	.00480	.15141
.02279	.01762	1.05503	.11014	.30850	.13430	.05869	.06775	.09318	.01015	.32781
.00440	.00172	.00434	1.04247	.00512	.01541	.00665	.00702	.01067	.00117	.03783
.00361	.01480	.01539	.02277	1.16780	.02896	.01512	.05265	.02218	.00216	.06714
.00601	.00063	.00704	.00437	.01021	1.04170	.00428	.04899	.00336	.00038	.01184
.00208	.00312	.01768	.02704	.05071	.04399	1.11656	.18177	.01173	.00641	.03789
.00000	.00000	.00000	.00000	.00000	.00000	.00000	1.00000	.00000	.00000	.00000
.01330	.04938	.01840	.02158	.02637	.03490	.05445	.01634	1.04424	.02251	.02212
.16381	.19230	.27944	.30499	.34004	.31475	.29422	.12774	.24280	1.01214	.23595
.02132	.04798	.05932	.35072	.12257	.43008	.16324	.17577	.29817	.03256	1.05768

經濟經營研究第17号(Ⅱ)

F. Australia

1.07673	.01729	.34322	.20392	.04212	.00971	.09669	.03886	.00525	.01628	.51561
.00991	1.08769	.02526	.02100	.01723	.07012	.01878	.14729	.12884	.01590	.06734
.03074	.00528	1.08178	.03859	.02262	.00329	.02136	.01221	.00189	.00736	.18761
.00204	.00269	.00819	1.13362	.00610	.00430	.03104	.00925	.00109	.00590	.04974
.07400	.03268	.04481	.04424	1.01584	.01658	.04687	.06781	.02281	.03603	.09001
.04585	.08779	.05979	.05131	.04769	1.01471	.04546	.18255	.03242	.05336	.12150
.01694	.02061	.05578	.07413	.04048	.03120	1.10322	.13127	.00870	.05141	.04615
.02431	.02373	.01685	.01481	.01016	.00983	.01442	1.01186	.00883	.03806	.02430
.01026	.05324	.02089	.02065	.02137	.02832	.02526	.02086	1.01345	.02479	.01970
.09998	.13700	.16559	.24753	.13311	.15248	.23866	.22821	.13415	1.18850	.36675
.02165	.02513	.05352	.19480	.06380	.01498	.09664	.05900	.00732	.02380	1.03784

G. Japan

1.29361	.04925	.26575	.11702	.08263	.05631	.12078	.08156	.02854	.07171	.13839
.01878	1.02760	.01835	.03383	.09631	.03526	.02683	.04776	.11066	.01419	.03293
.05015	.01246	1.16456	.04337	.05638	.02835	.04093	.02983	.02235	.07221	.07190
.06718	.02067	.07040	2.01533	.13116	.08530	.08610	.05816	.02458	.03409	.56285
.12808	.05580	.09590	.19256	1.34093	.11683	.08823	.08240	.06928	.07598	.19713
.13700	.09224	.15810	.25420	.22924	1.92846	.19724	.39230	.08500	.11270	.79645
.50860	.12139	.29202	.28346	.20033	.37682	1.26927	.59597	.08470	.18311	.36486
.00005	.00001	.00003	.00003	.00002	.00004	.00013	1.00006	.00001	.00002	.00004
.01925	.05228	.02297	.03732	.04397	.03853	.03140	.02415	1.01749	.01751	.03252
.26788	.16844	.33411	.43333	.44178	.33890	.34395	.34443	.39274	1.40377	.58681
.07940	.02978	.11555	.30233	.25126	.13461	.08733	.06987	.03319	.03994	1.15820

6. 各国についての  $(y'_i, y'_m)$  は第4表において示される。ここではまだ、各国の国民的労働の単位で測られている。

第4表  $(y'_i, y'_m)$

(単位: 1,000人年)

	India	Korea	Malaya	Pakistan	Philippines	Australia	Japan
1	10.4361	7.2236	1.5391	0.5326	3.0327	0.2395	2.1442
2	3.3380	2.4526	0.6716	0.1157	0.8854	0.1569	0.7851
3	7.0061	3.7760	1.8719	0.1591	2.1531	0.2163	0.8506
4	9.7372	3.6367	1.3067	0.5229	3.2343	0.3869	1.0090
5	5.7359	2.8980	1.2398	0.4343	1.8659	0.1718	0.5711
6	8.6567	3.2345	1.0797	0.9231	3.1451	0.2545	0.6596
7	4.4177	3.0782	1.4790	0.7759	2.7680	0.2475	0.5739
8	2.8399	3.3720	1.7328	0.1266	2.3443	0.3065	0.8424
9	8.3343	2.2810	1.2024	0.1090	1.3890	0.2284	0.4034
10	5.3829	3.1954	1.5128	2.1277	1.9374	0.2972	0.7471
m	7.8316	3.8878	1.3648	0.8900	2.4018	0.2498	0.8231

7. 第4表にて示した  $(y'_i, y'_m)$  は、各国における国民的労働単位で測られている。ここで  $y'_m$  は、 $r$  国における外貨百万U. S. 弗を生産するに必要な労働量を示している。

$$y'_m = \sum e'_r y'_i$$

このことは更に、百万U. S. 弗の外貨は、一単位の輸出合成商品

$$(e'_1, \dots, e'_\nu, e'_{\nu+1}, \dots, e'_n)$$

$$\sum_{j=1}^{\nu} e'_j + \sum_{j=\nu+1}^n e'_j = 1$$

の投入により生産されることを示している。ここで最初の  $\nu$  個の商品は財を示し、残りの  $(n-\nu)$  個の商品はサービスを示している。

われわれの用いた産業連関表は、上に示したように、財およびサービスの産業のすべてを含んでいる。これに対して、以下での分析で用いようとする輸出構成(特に国別輸出構成)のための資料<sup>(4)</sup>は、財についての数字しか与えて

(4) India, Koea, Malaya, Pakistan および Philippines については, "Asian Trade



いない。これらの間を連結するために、われわれは、百万U. S. 弗の外貨を、財の輸出だけによって獲得するものと考えて、上に示した  $y_m$  を改訂することにする。この改訂されたものは、

$$y_m^* = \sum_{j=1}^n e_j^* y_j$$

にて計算される。

この場合、連関表の資料よりえられる

$$(e_1^*, \dots, e_n^*)$$

と、輸出統計よりえられる

$$(e_1^*, \dots, e_n^*)$$

との間には若干の差異がみられるけれど、これは無視することにより計算をすすめる。

各国での財の総輸出構成は第5表の最後の欄に示されている。更に、これを用いて改訂された  $y_m^*$  は、第6表の最上段に示されている。

第5表 国別輸出構成

A. India

	India	Korea	Malaya	Pakis- tan	Philip- pines	Austr- alia	Japan	Region 1	Region 2	Total
1		0.0052	0.1202	0.1267	0.0366	0.0730	0.2714	0.1335	0.1272	0.1331
2		—	0.0110	0.3998	0.3235	0.0243	0.6029	0.0937	0.0641	0.0983
3		0.1719	0.1326	0.0396	0.0004	0.0597	0.0127	0.2627	0.2867	0.2578
4		0.0573	0.5493	0.0121	0.6151	0.7854	0.0239	0.3620	0.3667	0.3583
5		0.7552	0.0188	0.0545	—	0.0009	0.0145	0.0098	0.0099	0.0107
6		—	0.0415	0.2192	0.0142	0.0016	0.0300	0.0284	0.0294	0.0315
7		0.0104	0.1266	0.1481	0.0102	0.0551	0.0446	0.1099	0.1160	0.1103
8		1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000

Statistics, Export '60." The Institute of Asian Economic Affairs, 1964 を参照した。

Australia については、“Overaeas Trade” 1963/64, Commonwealth Bureau of Census and Statistics, 1964. および “Australian Exports: 1963/64,” Commorwealth Bureau of Census and Statistics, 1964 を参照した。

また Japan については、“Annual Return of Foreign Trade of Japan, 1960, Vol. 2-1.” The Ministry of Finance, 1961. を参照した。

国際的不等価交換の検証 (片野)

B. Korea

	India	Korea	Malaya	Pakis- tan	Philip- pines	Austr- alia	Japan	Region 1	Region 2	Total
1							0.4707		0.3685	0.4292
2							0.3645		0.3440	0.3562
3							—		0.1229	0.0499
4							0.1148		0.0904	0.1048
5							0.0011		0.0295	0.0126
6							0.0153		0.0273	0.0202
7							0.0336		0.0174	0.0271
8							1.0000		1.0000	1.0000

C. Malaya

	India	Korea	Malaya	Pakis- tan	Philip- pines	Austr- alia	Japan	Region 1	Region 2	Total
1	0.3478	0.0798		0.0732	—	0.0032	0.0179	0.0359	0.0394	0.0447
2	0.0047	—		—	—	0.0260	0.4020	0.0595	0.0076	0.0577
3	0.0003	—		0.0023	—	0.0016	—	0.0084	0.0099	0.0082
4	—	—		—	—	—	—	0.0075	0.0088	0.0072
5	0.0021	0.1643		0.0006	—	0.0006	0.0003	0.0059	0.0069	0.0058
6	0.2651	0.7160		0.4482	0.4368	0.2047	0.1937	0.1825	0.1803	0.1859
7	0.3800	0.0399		0.4757	0.5632	0.7639	0.3861	0.7003	0.7471	0.6905
8	1.0000	1.0000		1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000

D. Pakistan

	India	Korea	Malaya	Pakis- tan	Philip- pines	Austr- alia	Japan	Region 1	Region 2	Total
1	0.8608	—	0.1708		0.9569	0.3415	0.9338	0.6640	0.6504	0.6751
2	—	—	—		—	—	0.0122	0.0031	0.0024	0.0029
3	—	—	0.0449		—	0.0004	0.0027	0.0164	0.0180	0.0155
4	0.0014	—	0.3438		0.0361	0.6282	0.0064	0.2525	0.2625	0.2388
5	0.0034	—	0.0045		0.0004	0.0011	0.0025	0.0019	0.0018	0.0019
6	0.0037	—	0.0067		—	0.0020	0.0022	0.0061	0.0065	0.0059
7	0.1307	1.0000	0.4293		0.0066	0.0268	0.0402	0.0560	0.0584	0.0599
8	1.0000	1.0000	1.0000		1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000

E. Philippines

	India	Korea	Malaya	Pakistan	Philippines	Australia	Japan	Region 1	Region 2	Total
1	0.7514	0.1050	0.0126	—		0.3865	0.1001	0.3620	0.4497	0.3574
2	0.2081	—	—	—		0.2432	0.2674	0.1077	0.0539	0.1058
3	—	0.1362	0.0755	0.9231		0.0095	0.0554	0.2543	0.3216	0.2518
4	—	—	0.3994	—		0.0041	0.0001	0.0236	0.0315	0.0234
5	—	0.0092	0.0031	—		—	0.0049	0.0041	0.0038	0.0042
6	0.0108	—	—	—		0.0054	—	0.0028	0.0037	0.0028
7	0.0297	0.7496	0.5094	0.0769		0.3513	0.5721	0.2455	0.1358	0.2546
8	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000		1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000

F. Australia

	India	Korea	Malaya	Pakistan	Philippines	Australia	Japan	Region 1	Region 2	Total
1	0.5771	0.7757	0.3365	0.5425	0.1101		0.7542		0.5207	0.5588
2	0.0007	0.0849	—	—	0.0085		0.1275		0.0231	0.0406
3	0.0013	0.1276	0.3624	0.1235	0.4185		0.0124		0.2438	0.2012
4	0.0144	—	—	—	0.0036		0.0011		0.0045	0.0039
5	0.0765	0.0006	0.0280	—	0.0153		0.0048		0.0096	0.0100
6	0.2959	0.0017	0.1369	0.0927	0.3710		0.0810		0.1011	0.1019
7	0.0341	0.0095	0.1362	0.2413	0.0730		0.0190		0.0972	0.0836
8	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000		1.0000		1.0000	1.0000

G. Japan

	India	Korea	Malaya	Pakistan	Philippines	Australia	Japan	Region 1	Region 2	Total
1	0.0001	0.0030	0.0430	0.0001	0.0401	0.0334			0.0461	0.0424
2	—	0.0018	0.0023	0.0048	0.0110	—			0.0041	0.0041
3	—	0.0063	0.0305	—	0.0030	0.0018			0.0273	0.0238
4	0.0556	0.0731	0.1456	0.1121	0.1076	0.4075			0.1510	0.1534
5	0.0647	0.3312	0.0431	0.0644	0.0505	0.0432			0.0319	0.0419
6	0.7967	0.4240	0.5176	0.7272	0.7282	0.3261			0.4825	0.4970
7	0.0829	0.1607	0.2179	0.0914	0.0596	0.1880			0.2571	0.2374
8	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000	1.0000			1.0000	1.0000

第6表

(単位：1,000人年)

		India	Korea	Malaya	Pakistan	Philip- pines	Australia	Japan
		7.8335	4.7288	1.3610	0.5400	2.5186	0.2336	0.7572
		1.0000	1.6566	5.7557	14.5065	3.1125	33.5338	10.3454
A	1	10.4361	11.9666	8.8586	7.7262	9.4393	8.0313	22.1826
	2	3.3380	4.0630	3.8655	1.6784	2.7558	5.2615	8.1222
	3	7.0061	6.2553	10.4633	2.3080	6.7015	7.2534	8.7998
	4	9.7372	6.0246	7.5210	7.5854	10.0668	13.3096	10.4385
	5	5.7359	4.8008	7.1359	6.3002	5.8076	5.7611	5.9083
	6	8.6567	5.3583	6.2144	13.3910	9.7891	8.5344	6.8238
	7	4.4177	5.0993	8.5127	11.2556	8.6154	8.2996	5.9372
B	1	1.3322	1.5275	1.1308	0.9862	1.2049	1.0252	2.8316
	2	0.4261	0.5186	0.4934	0.2142	0.3518	0.6716	1.0368
	3	0.8943	0.7985	1.3356	0.2946	0.8554	0.9259	1.1233
	4	1.2430	0.7690	0.9601	0.9683	1.2850	1.6990	1.3325
	5	0.7322	0.6128	0.9109	0.8042	0.7413	0.7354	0.7542
	6	1.1050	0.6840	0.7933	1.7094	1.2496	1.0894	0.8711
	7	0.5639	0.6509	1.0866	1.4368	1.0998	1.0594	0.7579

8. 第6表の最上段に示したように、Indiaにおいて百万U. S. 弗の外貨を生産するのに、India単位で測って7.8335の労働が必要である。これに対して Koreaにおいては、Korea単位で測って4.7288の労働が必要である。従って Korea単位での労働の1単位は、India単位で測ると1.6566単位となる。同様に、すべての国の単位で測った1単位の労働は、India単位で測ると、Malayaでは5.7557単位、Pakistanでは14.5065単位、Philippinesでは3.1125単位、Australiaでは33.5338単位、そしてJapanでは10.3454単位となる。これらの換算率を用いることにより、各国での $(y_i^*, y_m^*)$ は、国際的単位(ここではIndia単位)で測って $(y_i^*, y_m^*)$ が算出できる、商品を財のみに限って、その結果は第6表Aにて示される。ここで $y_m^*$ はすべての国に共通であり7.8335である。

9. この場合、7.8335は、各国共に、百万U. S. 弗の外貨を生産するために必要な、国際的単位で測った労働量である。そこで、第6表Aにおける各エントリーを、7.8335を1として換算すると、比較生産費構造が示される。これは、第6表Bにて示される。ここで、1より小さな数字をもつ財が、各国において輸出することが有利な財のリストにあげられる。但し、既にのべた通り、これらの財がすべて輸出されるのではなく、これらの財のうち、比較生産費原理に従って各国の比較優位をもつ財はきめられることになる。しかしながら、ここでみられるように、実際の輸出構成は上記の原理に従っては行なわれていない。現実の輸出構成を決定するのは、国際的な価格メカニズムであり、それは更に、国際的な社会・政治事情によっても変更を余儀なくされている。このような、比較生産費差の示す貿易の方向と、価格メカニズムによって動かされる貿易の方向との間の差異の調整については、国際協力の観点から興味のある問題が提起されることになるが、ここではそれに触れることはしない。

10. 上に示したように、各国共に、全体としての輸出から百万U. S. 弗の外貨を獲得するために、国際的単位で測って7.8335の労働量を必要とする。ところが、例えば、Indiaは、Malayaに対する輸出から百万弗を獲得するのに8.5952の勞

第7表

(単位：1,000人年)

	India	Korea	Malaya	Pakis- tan	Philip- pines	Austr- alia	Japan	Rest of the World	
								Region 1	Region 2
India		6.1943	8.5952	5.9165	7.6219	9.1712	5.7064	7.8589	7.9445
Korea	—		—	—	—	—	8.0638		7.4974
Malaya	7.9998	6.6686		7.5118	7.5089	7.9250	6.1667	7.8301	8.0775
Pakistan	8.2034	11.2556	8.9810		7.7436	7.7407	7.7871	7.8132	7.8176
Philippines	8.0278	8.4153	9.0524	6.8487		7.5030	7.0115	7.8220	8.0941
Australia	8.0884	7.6994	7.7899	8.0481	7.8737		7.7094		7.8536
Japan	6.8931	6.7038	7.8408	7.0959	7.7497	8.6074			7.8791

働量を必要とする。これは、第5表に示される国別輸出構成の資料を用いて、

$$y_m^{13} = \sum e_j^{13} * y_j^{13} = 8.5952$$

のように算出されたものである。同様にして、第5表で与えられる資料を用いて、各国での国別輸出により百万弗の外貨を獲得するのに必要な労働量は算出され、その結果は第7表にて示される。

第7表において、Region 1 というのは、India, Korea, Malaya, Pakistan および Philippines の5カ国を除く世界を示し、また Region 2 というのは、Region 1 と Anstralia および Japan を除く世界を示している。

先に例示したように、India は、Malaya に対する輸出から百万U. S. 弗を獲得するのに、8.5952の労働を必要とした。これに対して、Malaya が India に対する輸出から百万U. S. 弗を獲得するには7.9998の労働を必要とする。この結果、India と Malaya との間の貿易においては、India は Malaya より不利な立場におかれていると言えるだろう。このような考え方を、ここで扱った開発途上にある5カ国と先進2カ国についてみると、次のことがいえる。

まず開発途上国の相互間についてみると、Pakistan と Korea は India に対して非常に有利な立場にあり、同じことは、Malaya に対する Kore, Philippines に対する Pakistan についてみられる。また、India に対する Philippines, Malaya に対する Pakistan と Philippines, Pakistan に対する Philippines も同じく有利な立場におかれている。

先進国である Australia と Japan に対しては、開発途上国は大体において有利な立場におかれており、例えば、Australia に対する Korea と Malaya, Japan に対する India, Korea, Pakistan および Philippines がそうである。なかでも Japan に対する India と Korea の立場は非常に有利である。

また、Japan は Australia に対して有利な市場となっているが、Australia は Japan に対して有利な市場ではない。

11. India, Malaya, Philippines, Australia および Japan が Region 2 への輸出から百万U. S. 弗の外貨をうるに必要な労働量は,  $\gamma_m^*$ (=7.8335) より大である。これに対し, Korea および Pakistan にとってはその値は  $\gamma_m^*$  より小である。このことは, 前記5カ国にとっては, その域内貿易は Region 2 との貿易よりも有利であり, 後記2カ国にとっては, その域内貿易が Region 2 との貿易よりも不利であることを示している。

また, India が Region 1 への輸出から百万U. S. 弗の外貨をうるに必要な労働量は  $\gamma_m^*$  より大であり, Malaya, Pakistan, および Philippines にとっては, それは  $\gamma_m^*$  より小である。このことは, India にとっては, 域内貿易が Region 1 との貿易よりも有利であり, Malaya, Pakistan および Philippines にとっては逆の状況にあることを意味している。

上に示した2つの局面の差異は, ECAFE 域内での開発途上国の先進国 (Australia および Japan) との貿易は, これらの開発途上国の Region 2 との貿易よりも有利であることを示している。India の Australia との貿易, また Korea の Japan との貿易といった例外はあるが, ECAFE 域内の開発途上国は, Australia および Japan に対して有利な地位にあることの別の意味がここに見出される。特に, Japan に対する India および Malaya の有利性はこの傾向を助長しているといえるだろう。

12. 以上が, この研究でえられた結果の概要であるが, われわれはここで次の諸点に注意しておかなくてはならない。

a. われわれは産業連関表をいずれの国についても10部門に統合して用いている。これはサプルメントにおいても示されているように, 各部門に含まれる下部部門が, 国によっては大きな差をもっている。特に化学製品についてそうである。この点から出てくる歪みに注意しなくてはならない。

b. (a)の点に関連するのだが, 例えば, 日本の農業部門は, 農・林・水産の各産業を統合している。このうち労働生産性の最も低いと思われるのは農業であ

るのだが、これに対し輸出構成比は農業よりも水産業の生産物がより大となっている。この結果、日本が外貨百万U. S. 弗をうるに必要と推計された  $\gamma_{\text{日本}}^*$  は不当に高い値を与えられていることになる。このような歪についても注意が必要である。

c. **Pakistan** については、その結果が常識より大きなへだたりを示している。この点については資料それ自体を再検討する必要があるように考えられる。

### サブPLEMENT :

#### *India.*

##### 1. Agriculture

Agriculture

Animal husbandry

##### 2. Mining

Coke and coal

All other mining

##### 3. Foods

Food, drink, tobacco, etc.

Food, drink, tobacco, etc; small scale industry

##### 4. Textiles

Cotton textiles

Other textiles

Jute and other fibre

Textile and textile products; small scale industry

##### 5. Chemicals

Chemicals

##### 6. Metal and machinery

Iron and steel

Non-ferrous metals

Engineering



經濟經營研究第17号(Ⅱ)

Metalware and metal working; small scale industry

7. Other manufacturing

Cement

Other building materials

Glass and ceramics

Leather and rubber

Paper, printing and stationary

Building materials and wood manufacturing; small scale industry

Glass and ceramics; small scale industry

Leather and leather products; small scale industry

Other products; small scale industry

Defence materials (including explosive)

Unclassified: large scale industry

8. Construction

Construction

Residential property

9. Energy

Electricity

10. Service

Railways and communication

Other transportation

Trade and distribution

Bank, insurance and co-operative

Professions

Public administration

*Korea.*

1. Agriculture

Rice, barley and wheat (polished)

Other agriculture

- Forestry
- Fishery
- 2. Mining
  - Coal
  - Other minerals
- 3. Foods
  - Processed foods
  - Beverages and tobacco
- 4. Textiles
  - Fibre spinning
  - Textile fabrics
  - Finished textile products
- 5. Chemicals
  - Basic chemicals
  - Intermediate chemicals
  - Chemical fertilizers
  - Finished chemical products
  - Cool products
- 6. Metal and machinery
  - Iron and steel
  - Steel products
  - Non-ferrous metals and primary products
  - Finished metal products
  - Machinery except electrical machinery
  - Electrical machinery
  - Transport equipment
  - Machines repairing
- 7. Other manufacturing
  - Sawmills and plywood

- Wood products and furniture
- Paper
- Paper products, printing and publishing
- Leather and leather products
- Rubber products
- Cement
- Other ceramic, clay and stone products
- Miscellaneous manufacturing
- Scrap
- Unclassified
- 8. Construction
  - Building and maintenance
  - Other construction
- 9. Energy
  - Electricity
- 10. Service
  - Banking, insurance and real estates
  - Water, sanitary and communication
  - Transport and storage
  - Trade
  - Other services

*Malaya.*

- 1. Agriculture
  - Rubber plantation
  - Forestry
  - Fishing
- 2. Mining
  - Mining
- 3. Foods

- Food industry
- Beverages
- Tabacco
- 4. Textiles
  - Textiles
  - Clothing and footwear
- 5. Chemicals
  - Chemical products
- 6. Metal and machinery
  - Basic metal industries
  - Metal products, machinery, etc.
- 7. Other manufacturing
  - Wood and cork
  - Furniture and fibres
  - Paper and paper products
  - Printing and publishing
  - Leather and leather products
  - Rubber processing
  - Rubber products
  - Non-metalic products
  - Miscellaneous manufacturing industries
- 8. Constriction
  - Construction
- 9. Energy
  - Electricity, water
- 10. Service
  - Transportation and communication
  - Wholesale and retail trade
  - Banking, insurance, etc.
  - Dwelling

Other service industries

*Pakistan.*

1. Agriculture  
Agriculture, forestry and fishing
2. Mining  
Mining and quarrying
3. Foods  
Foods, beverages and tobacco  
Small scale foods
4. Textiles  
Textiles, clothing and footwear  
Small scale textiles
5. Chemicals  
Chemicals  
Coal and petroleum derivatives
6. Metal and machinery  
Basic metals  
Metal goods  
Non-electrical machinery  
Electrical goods  
Transport equipment
7. Other manufacturing  
Wood, cork and furniture  
Paper, pulp and printing  
Leather and leather goods  
Rubber and rubber goods  
Non-metallic mineral products  
Miscellaneous industries  
Other small scale

8. Construction
  - Construction
9. Enery
  - Electricity and gas
10. Service
  - Government services
  - Banking and insurance
  - Transport and communication
  - Rental income
  - Wholesale and retail trade
  - Education
  - Health
  - Other services

*Philippines.*

1. Agriculture
  - Palay
  - Corn
  - Cotton
  - Virginia tobacco
  - Native tobacco
  - Livestock, poultry, dairy
  - Other agriculture
  - Fishing and hunting
  - Forestry
2. Mining
  - Mining
3. Foods
  - Slaughter houses
  - Preserved and prepared meat

- Dairy products
- Rice mill products
- Corn mill products
- Other grain mill products
- Bakery products
- Vermicelli and noodles
- Vegetable lard and margarine
- Prepared animal feeds
- Starch and by-products
- Preserved fish products
- Other food manufactures
- Beverages
- Tobacco products
- 4. Textiles
  - Cotton textile mills
  - Other textile mills
  - Knitting mill products
  - Cordage, rope and twine
  - Other textile manufactures
  - Footware
  - Wearing apparel, etc.
- 5. Chemicals
  - Soap and other cleansers
  - Other chemical products
- 6. Metal and machinery
  - Mechanical and metallurgical
- 7. Other manufacturing
  - Other manufacturing products
- 8. Construction
  - Construction

9. Energy
  - Fuel and energy
10. Service
  - Trade, transport and services

*Australia.*

1. Agriculture
  - Agriculture
  - Dairying
  - Other pastoral
  - Forestry and fishing
2. Mining
  - Coal mining
  - Other mining
  - Non-metal mine products
3. Foods
  - Grain products
  - Confectionary
  - Jam and fruit canning dairy products
  - Other food
  - Alcoholic drink
  - Tobacco
4. Textiles
  - Textiles
  - Clothing
5. Chemicals
  - Chemicals
  - Mineral oil
6. Metal and machinery
  - Metals, engineering and vehicles



經濟經營研究第17号(Ⅱ)

7. Other manufacturing
  - Wood products
  - Rubber
  - Leather
  - Paper products and printing
  - Paper making
  - Other manufacturing
  - Unallocated
8. Construction
  - Building and construction
9. Energy
  - Gas
  - Water
  - Electricity
10. Service
  - Trade and transport
  - Dwelling rent
  - Finance
  - Personal and government services
  - Business services

*Japan.*

1. Agriculture
  - Agriculture, forestry and fishery
2. Mining
  - Coal and lignite
  - Crude petroleum and natural gas
  - Metal and non-metallic minerals
3. Foods
  - Foods

4. Textiles
  - Natural fibre spinning
  - Chemical fibre spinning
  - Textiles
5. Chemicals
  - Coal products
  - Petroleum products
  - Chemical fertilizers
  - Basic and intermediate chemical products
  - Final chemical products
6. Metal and machinery
  - Steel primary products
  - Cast, forged and rolled steel
  - Metal secondary products
  - Non-ferrous metals
  - General purpose industrial machine
  - Scientific, medical and photographic instruments
  - Industrial electric machinery
  - Household electric appliance
  - Motor vehicles
  - Ship and railroad equipments
7. Other manufacturing
  - Paper and pulp
  - Dawmills and manufactures of woods
  - General merchandises
  - Pottery, china and earthenware
  - Scrap
  - Unclassified
8. Construction
  - Building

經濟經營研究第17号(Ⅱ)

Construction

9. Energy

Electricity

10. Service

Trade

Transportation

Other services

執筆者紹介（執筆順）

さ さ き せい じ ..... 教 授 ・ 海 事 経 済 部 門  
佐 々 木 誠 治 ..... 経 済 学 博 士

い の う え た だ か つ ..... 教 授 ・ 国 際 経 営 部 門  
井 上 忠 勝

よ し は ら ひ で き ..... 助 手 ・ 国 際 経 営 部 門  
吉 原 英 樹

ふ じ た ま さ ひ ろ ..... 助 教 授 ・ 中 南 米 経 済 部 門  
藤 田 正 寛

か た の ひ こ じ ..... 助 教 授 ・ 国 際 貿 易 部 門  
片 野 彦 二

## 経済経営研究（既刊）目次

### 第15号（Ⅱ）昭和40年3月発行

日本における国際私法の変遷過程……………	川	上	太	郎
国際流動性論の新展開……………	藤	田	正	寛
レオンチェフ径路とマハラノビス径路……………	片	野	彦	二
イギリス船員常置計画の制度的特質……………	山	本	泰	督
ラテン・アメリカの貿易と国際収支……………	西	向	嘉	昭

### 第16号（Ⅰ）昭和41年1月発行

本邦内航海運の特殊性……………	佐	々	木	誠	治
内航の自動化専用船における就労状態……………	山	本	泰	督	
国際流動性効果の一考察……………	藤	田	正	寛	
テイク・オフの過程における有効な資本蓄積の径路について……………	片	野	彦	二	
西独における国有企業の民有化……………	岡	田	昌	也	

### 第16号（Ⅱ）昭和41年3月発行

フランスの低開発国援助政策……………	川	田	富	久	雄
ブラジルの外資導入政策の問題点……………	西	向	嘉	昭	
ラテンアメリカにおける米国バナナ企業の経験……………	井	上	忠	勝	
海運合理化と定員問題……………	山	本	泰	督	
特定引当金について……………	渡	邊		進	
リースの会計に関する一考察……………	小	野	二	郎	

### 第17号（Ⅰ）昭和41年11月発行

法人税法における減価償却資産原価の期間的配分……………	渡	邊		進	
政府勘定の改定と問題点……………	能	勢	信	子	
地域経済と主体的エネルギー……………	米	花		稔	
発展途上の輸出多様化と経済技術協力……………	川	田	富	久	雄
書評 G・ステューフェル著「社会勘定の体系」……………	能	勢	信	子	

THE RESEARCH INSTITUTE FOR  
ECONOMICS & BUSINESS ADMINISTRATION  
KOBE UNIVERSITY

Director: Minoru BEIKA  
Secretary: Hirotake SAKAI

GROUP OF INTERNATIONAL  
ECONOMIC RESEARCH

Fukuo KAWATA	Professor of International Trade Dr. of Economics
Seiji SASAKI	Professor of Maritime Economy Dr. of Economics
Taro KAWAKAMI	Professor of Private International Law Dr. of Law
Jiro YAO	Professor of International Finance Dr. of Economics
Masahiro FUJITA	Associate Professor of Regional Study on Latin America
Hikoji KATANO	Associate Professor of International Trade
Hiomasa YAMAMOTO	Associate Professor of Maritime Economy
Yoshiaki NISHIMUKAI	Associate Professor of Re- gional Study on Latin America

GROUP OF BUSINESS  
ADMINISTRATION RESEARCH

Susumu WATANABE	Professor of Accounting Dr. of Business Administration
Minoru BEIKA	Professor of Business Administration and Business Mechanization Dr. of Business Administration
Tadakatsu INOUE	Professor of International Management
Nobuko NOSÉ	Associate Professor of Accounting Dr. of Business Adminis- tration
Jiro ONO	Associate Professor of Business Administration and Business Mechani- zation
Hideki YOSHIHARA	Research Associate of International Management

Office: The Kanematsu Memorial Hall,  
THE KOBE UNIVERSITY  
ROKKO, KOBE, JAPAN

昭和42年3月23日印刷  
昭和42年3月28日発行

編集兼発行者  
神戸市灘区六甲台町  
神戸大学経済経営研究所  
印刷所  
奈良県天理市川尻城町  
天理時報社

# Annual Report on Economics and Business Administration

17 (II)

1966

## CONTENTS

- The Tonnage Index for the Scale of the Japanese  
Coastwise Shipping .....Seiji SASAKI
- The Administrative Structure of the Standard  
Oil Combination .....Tadakatsu INOUE
- Rationality of Decision-Making and Organization  
—A Study of Simon's Organization Theory—  
.....Hideki YOSHIHARA
- Capital Changes in Developing Countries .....Masahiro FUJITA
- Estimation of International Unequivalent Exchanges  
among Countries of the ECAFE Region.....Hikoji KATANO

THE RESEARCH INSTITUTE FOR ECONOMICS  
AND BUSINESS ADMINISTRATION  
KOBE UNIVERSITY